

はじめに

司法試験の短答では、絶対に「足切り」にかからない点数を取らなければなりません。今年度は、足切り点は 215 点と 6 割強でしたから、余裕を持つためには 7 割は確実に取る力をつける必要があります。司法試験の短答では、判例、学説、条文の幅広い知識が問われます。また、論文と短答が同時期に行われるため、直前期に短答を集中的に勉強することができません。

そのため、論文の勉強と並行しつつ、早めに短答を仕上げておく必要があります。司法試験の短答は問われる知識は、幅広いものですが、基礎的な事項も多いので、試験に出やすい部分に絞って勉強すれば短期間で一通り終わらせることは可能です。必要とされているのは、「足切り」にかからない力であり、満点を取る力ではありませんから、そのための知識だけを固めてしまえばよいのです。

具体的には、正解率がやや低い問題に着目して下さい。正解率が、8 割以上の問題を落としてはいけないのはもちろんですが、上位層とそれ以外を分けるのは、それより正解率が低い問題です。今回のデータから、それらの問題をピックアップし、その特徴と対策を考えることで、点数を一気に伸ばすことができます。

新司法試験になってからの過去問も相当数になっており、今後、繰り返し同じ知識が問われる可能性が高まっており、過去問の研究も重要です。過去問集については、「体系別」に整理されたものを使いつつ、関連知識、関連判例を整理していくとよいでしょう。

短答は、科目ごとに難易度も特徴も異なります。判例の勉強についても、それぞれの特徴に応じて効率的にやっていく必要があります。

憲法

(1) 分析

人権、統治の分野から半分ずつという出題は例年どおりでした。重要判例、メジャーな学説の整理ができていれば、最低でも 7 割の得点は可能な問題でした。

人権分野においては、判例の理解がやはり重要でしたが、問題によって、注目すべき点は異なります。第 2 問、第 3 問、第 7 問、第 10 問は、個別の判例の趣旨の正誤を問うものです。第 7 問の森林法判決は、過去にも問われているので確実に正解すべき問題でしたが、違憲審査基準について正確な理解ができていない人がかなりいたようです。第 3 問の北方ジャーナル事件判決は、誰でも知っていると思われる重要判決ですが、「検閲」との関係については正確な理解ができていないため、肢アの正誤の判定ができなかったようです。

第 4 問（取材の自由）、第 5 問（職業の自由）、第 6 問（居住・移転の自由）、第 9 問（被告人の権利）のように、関連判例をまとめて問う形式のものも見られます。第 9 問は、刑事訴訟法で学ぶところですが、憲法と刑事手続の関係についての理解を問う意図だと思われます。

学説問題については、昨年のような「批判となっているか」、「導き出せるか」を問う形式ではなくなりました。扱われているのは、幸福追求権（第 1 問）、憲法 25 条の 1 項と 2 項の関係（第 8 問）とメジャーな論点でしたが、短答プロパーの問題については勉強不足の人がかなりいたようで、第 8 問の正解率はかなり低いものでした。

統治については、学説問題が中心となっています。短答プロパーの出題が多いためか、天皇制（第 12 問）、憲法 9 条の解釈（第 14 問）、条例（第 19 問）、条約（第 20 問）といったメジャーな論点が問われている

にも拘わらず、思ったほどの正解率になっていません。

また、第 17 問のように、「板まんだら」事件、苦米地事件のような有名判例の理解を問う問題も低い正解率となっています。

(2) 対策

人権分野は、論文対策のためにも、判例を深く検討する必要があります。判例百選の評釈の内容まで理解するようにして下さい。判例とそれに対する批判という形で整理しておけば論文を書くときにも困りません。また、判例を勉強する際には、どのような訴訟の中で、憲法上の問題が出題されているかまで確認して下さい。どのような事案かを把握しないまま、結論だけ覚えようとする人がいますが、それが第 17 問の肢アのような選択肢の判断を誤らせます。最高裁判例の判旨については、かなり細かいことまで聞かれますので判例百選に掲載されている部分は必ず読み込んで下さい。また、学説と判例を切り離して勉強するのは効率的ではありません。第 17 問のイの正解率が低いのは、「統治行為論」についての学説と判例を結びつけて学んでいない人が多いからだと思います。第 3 問のアも同様です。「検閲」についての学説の理解ができていなければ、北方ジャーナル事件のような有名事件についてでも正誤を間違えるということを意識しておくべきです。学説の対立については、デバイス・ネオ等に整理されているので、これと百選を組み合わせるとよいでしょう。

第 2 問のような新しい判例については、答練で問われた場合には必ず確認するようにして下さい。

行政法

(1) 分析

細かい判例知識を必要とする問題もあったものの、基本的な知識を問うものが多く、高得点を狙えるものでした。公法系は、○×の組み合わせや 1, 2 問題が例年中心になっています。このような形式では、選択肢一つの判断を誤っただけで、得点を取ることができません。ここでも、正解率の低い選択肢に注目する必要があります。

第 23 問は、聴聞手続という手続問題として狙われやすいところであるにも拘わらず、6 割以下しか正解できていません。第 24 問も行政手続法の基礎知識を確認しているだけの問題ですが、5 割程度の正解率です。相当数の受験者は、手続について大まかには理解しているものの、正確な理解に至っていないと思われます。選択肢一つの判断ミスが積み重なると大きな点数差になることを意識しておかなければなりません。

短答プロパーの知識だけでなく、論文にとっても重要な知識が短答の正解率を分けます。第 33 問は、処分の取消しの訴えに関するものですが、肢アの正誤を誤った人がかなりいました。行政事件訴訟法 10 条 1 項の「主張制限」は、論文対策としても重要なところ です。

行政法では、百選に掲載されていない比較的新しい判例がよく問われますが、この理解についても不十分な人が多いようです。第 22 問の「たぬきの森」事件判例についての正解率はかなり高かったのですが、第 21 問 B、第 37 問アのような最新判例の理解を問われるものの判断に迷った人がかなりいたようです。

(2) 対策

行政手続については、問われているのは、デバイス・ネオ等にも載っている基本的なものが多いのですが、該当部分を読んだだけでは知識が定着しないでしょう。体系別の過去問を解きながら、重要事項を整理していくことが有効です。その際、条文を確認しておくことも必要ですが、条文を暗記するというより、どのような手続の流れになるかを条文を引きながら確認するようにして下さい。行政法の短答は、基本的な知識を正確に理解できていれば、十分高得点を取れますから、塩野、宇賀等の基本書を全部覚える必要はありません。桜井＝橋本「行政法」に載っている程度の内容を試験で使えるようにしておく方が効果的です。

判例については、時間がなければ評釈まで読み込まなくても構いません。それよりも、「処分性」が「肯定された判例」、「否定された判例」というように、整理しながら、覚えて下さい。百選に掲載されていない新しい判例についても把握しておくことが求められていますが、問われているのは、「重判」に掲載されている判例です。ここ数年の「重判」をすべて読む余裕がない人も、桜井＝橋本等に掲載されている新しい判例は目を通しておいた方がよいでしょう。

民法

(1) 分析

民法の短答は、総則から親族・家族法まで幅広い分野から出題されていますが、正解率が8割を超えているものが多く、問1、問2、問11等、9割超の問題も相当数あります。

暗記量が他の科目より多いと思われる民法の正解率が高いのは、すべての選択肢の正誤が分からなくても、基本的な知識だけで、正解にたどりつける問題が多いからです。民法だけでなく、民事系では、第1問、第4問等の「組み合わせ問題」が多く見られます。このような問題では、すべての選択肢が分からなくても、確実に正しいもの、確実に誤っているものが2つ、3つ分かればほぼ正解できるのです。

正解率がやや低い問題を見ても、基本的な事項についての判断を誤った人が一定程度ただけで、細かい知識が要求されているものとは思えません。たとえば、第6問では、イが正しく、エを誤りと判断した人が2割近くいますが、イの正誤は基本知識です。これに自信があれば、エの肢に惑わされることはありません。第10問の肢5なども、2割弱の人が間違って選んでいます。ここも短答で狙われやすい条文知識(184条)です。

一方、「履行の強制」(第18問)、「要件事実」(第30問)のような分野についての勉強不足が目立ちます。

親族法・相続法については、他の分野ほどの高正解率ではないものの、極端に正解率が低いものもあまりなく、対策をきちんと立てた者とそうでないものの差がここですついたと思われます。

(2) 対策

正確な基本事項を押さえておけば、高得点が狙える科目ですが、範囲はかなり広いですから、判例や学説などの深い理解より、判例の結論等の詰め込みを優先すべきです。法科大学院の学生は、一通りの知識を体系的に学んでいるはずですから、後は、「考える肢」といった「肢別本」の知識を完璧にするだけで得点はかなりアップするはずです。肢別本を解いていて、不安を感じる分野については、デバイス・ネオ等で整理して下さい。

判例については、「判例百選」を使うのは、事例の把握に時間がかかり、あまり効率的ではありません。デバイス・ネオに載っていない判例を学ぶ場合には、内田民法等の基本書で、判例を拾っていった方がよいでしょう。

学説については、まず、判例を理解した上で、その批判として整理した方がよいでしょう。短答で問われるのは、判例の結論ですが、通説を先に頭に入れてしまうと、後で、どちらが判例の結論だったのか分からなくなってしまいます。

「組み合わせ問題」については、選択肢を利用して、正解を絞ることができますが、本番でいきなり使うのは難しいですから、過去問数年分、答練、模試を使って、十分なシミュレーションをして下さい。時間制限を意識しない勉強をしていると、本番で時間切れになりかねません。

商法

(1) 分析

商法の短答では、例年、細かい条文知識が問われていたため、どのように対策をするかが問題でしたが、会社法の分野は、今年は全体に得点がしやすい問題が多く、正解率もかなり高くなりました。第39問（株式の譲渡）、第40問（自己株式）の問題等は、制度を一応学んでいれば、正解できるもので、正解率は9割を超えています。第37問（株式会社の設立）のように、条文の文言を知らないと分かりづらいものもありましたが、これも、組み合わせ問題ということもあり、8割を超える正解率となっています。第48問のように細かい知識を問うものも見られましたが、少数に止まりました。

商法総則・商行為については、全体に低い正解率でしたが、概ね5割は超えています。組み合わせ問題が主体であるにも拘わらず、このような正解率になるのは、第50問のA or C、第51問のI or E、第52問のE or C等の判断で詰めきれなかった人がかなりいるためです。

手形・小切手法に関しては、基本原理を問う問題でしたが、正解率は低く、この分野については、あまり対策ができていないようでした。

(2) 対策

会社法については、来年度もこのような傾向が続くかは不明ですが、細かい知識まで完璧にするような勉強法はあまり効率的ではありません。論文とは無関係な条文の細かい知識をすべて覚えようと思っても、会社法の条文数は膨大だからです。会社法の論文では、いかに早く適切な条文にアクセスできるかが勝負ですから、論文の学習の中で、こまめに条文を確認するようにして下さい。その上で、過去問や答練で間違ったところをチェックすれば十分でしょう。

商法総則・商行為については、論文対策では勉強しないことが多く、どこまで短答のためだけに時間を取るべきか悩ましいところです。あまりここに時間をかけるのはやはり得策といえませんから、デバイス・ネオに載っている範囲、あるいは、「基礎コース 商法Ⅰ」（新声社）に載っている程度の内容を確認すれば、ある程度の点数は取れます。半分からい有点でも、他の分野できちんと得点できていれば心配はありません。

手形・小切手法も、同様です。第54問は、その場で考えると難しく感じたかもしれませんが、基本的な本でも書かれていることですので、一通り学んでおけば解答することは可能でした。しかし、法科大学院

でまったく学んでいない場合には、捨ててしまうという判断もあり得るところです。

民事訴訟法

(1) 分析

民事訴訟の制度、条文についての知識を問う問題が大半で、短答プロパーと思われる問題も多かったと思われますが、第 61 問（口頭弁論）、第 66 問（文書提出命令）等では、高い正解率の問題も見られます。これは、組み合わせ問題であるため、すべての選択肢が分からなくても正解を絞れたためでしょう。

今年は、要件事実について問う問題が出題されましたが、第 68 問のような基礎知識の問題では、ほとんどの受験者が正解しています。第 67 問では、やや正解率が落ちていますが、これも基礎的なものです。

第 58 問（当事者）、第 60 問（直接主義）等、正解率が低い問題の中には、細かい知識がなくても、制度の趣旨から考えれば正解できるものもありました。

(2) 対策

民事訴訟法は、論文で学説や判例の理解が問題となるのですが、そちらだけを学んでいると、短答で問われる基本知識が整理できません。訴訟法は、訴状提出から、判決確定までの流れを理解しながら、そこで何が問題となるのか、それについてどう考えるかを整理して下さい。判例百選、基本書での勉強は論文対策としては、重要ですが、一方で、デバイス・ネオ等で、訴訟の原則的な流れを確認しておかなければなりません。

過去問を解く際も、ただ、答合わせをして、条文を覚えようとするのではなく、手続の流れを具体的に意識しながら学んでいく必要があります。

かなり勉強が進んでも、細かい知識をすべて覚えてしまうことは無理でしょうから、過去問を解く際に、知らない知識が出てきたら、制度趣旨から考えてどれが正解の可能性が高いかも考えるようにして下さい。

要件事実について、来年度以降出題されるかは分かりませんが、論文の対策としても重要なものですから、今年程度の問題については、確実に正解できるようにしておかなければなりません。

刑法

(1) 分析

総論、各論から幅広く出題されていますが、判例知識中心の出題であり、しかも基本判例が問われることがほとんどですから、全体に高い正解率です。

第 5 問のように科刑についての知識を問うものも出題されていますが、これも選択肢から絞れるようになっているため、細かい知識がなくても正解可能でした。

第 19 問のように学説を問うものも、その場で考えれば十分対処できるものでした。

最低でも、8 割は正解しなければならない問題だと思います。

(2) 対策

論文対策にもなりますから、とにかく判例知識を増やして下さい。事案と判旨が分かっているれば、正解

できるものがほとんどですから、判例百選の評釈まで読みこむ必要はありません。前田雅英「最新重要判例 250」(弘文堂)などで頭に入れていく方が効率的です。論文対策として判例を勉強していれば、第 18 問のような問題も落とすことは考えられません。更に、判例知識の量を増やしたい場合は、基本書の判例を拾っていくか、「考える肢」といった肢別本を使って下さい。

判例の勉強をするときには、条文で構成要件を確認しながらやる効果的です。条文のどの文言が問題になったのかを意識すると、判例も記憶に残りやすくなります。

学説については、パズルのような問題も出題されていませんし、その場で考えれば分かるものも多いので、過去問や模試・答練で演習すれば十分でしょう。

刑事訴訟法

(1) 分析

刑事訴訟の制度についての条文知識を問う問題で正解率がやや低くなっているようです。第 22 問(被疑者勾留)では、第 28 問(証拠調べ)で、アを正しいとした人がある程度いるようで、それが正解率を下げているのですが、基本的な手続の流れを知っていれば、迷うようなところではありません。第 34 問(鑑定)についても、7 割強しか正解していませんが、「勾引」がなぜか必要なのかという制度趣旨から考えられれば細かい暗記を要するところではありません。

第 27 問の保釈のように、短答で問われやすい制度でも、多くの受験者は、意外と点数を落としています。肢工などは、被疑者、被告人について基本的な知識を問うものであるにも拘わらず、非常に低い正解率となっています。

第 38 問(準抗告)についても、正解率は悪いですが、肢 4 の内容は重要な判例知識であり、論文対策としても重要なところですから、判例の勉強が不足している人がかなりいたということでしょう。

第 21 問のように、学説を問うものも出題されていますが、刑法と同様に、その場で考えても解答可能なものでした。

(2) 対策

論文のためにも、百選判例は、評釈まで読み込んで下さい。ここ数年の「重判」からの出題も考えられますから、最新判例まで押さえておくようにして下さい。

民事訴訟法と同様、刑事訴訟法が手続法であるということを忘れないようにしなければなりません。論文対策で問題となるのは、違法になりかねないイレギュラーな場面であり、それだけ学んでいると通常の手続は分かりません。基本書で理論を学ぶことも大事ですが、「入門 刑事手続法」(有斐閣)などで通常の手続を頭に入れておいて下さい。

法科大学院で、模擬裁判等をやった経験がある人は、そのときの資料で、手続の流れを確認してもいいですし、その経験のない人も裁判所で何件か傍聴すれば流れはすぐ覚えられます。

過去問や模試・答練を解いたあとは、ただの答合わせではなく、制度趣旨を踏まえた整理をするようにするとよいでしょう。

問	No	正解	配点	備考	問	No	正解	配点	備考	問	No	正解	配点	備考	問	No	正解	配点	備考
1	1	2	2		17	31	2	3	2問正解で 部分点1点	30	60	2	3	3問正解で 部分点2点	88	2			3問正解で 部分点2点
2	2	1	3			32	2				61	2			89	1			
	3	2				33	1				62	1			90	1			
	4	2			18	34	6	2			63	1			91	2			
3	5	5	2			35	1			31	64	7	2		満点 100				
4	6	3	2		19	36	2	3	2問正解で 部分点1点	32	65	7	2						
	7	2				37	2			33	66	5	2						
5	8	1	3	2問正解で 部分点1点		38	1				67	2							
	9	2			20	39	2	3	2問正解で 部分点1点	34	68	2	3	3問正解で 部分点2点					
	10	1				40	1				69	1							
6	11	1	3	2問正解で 部分点1点		41	3				70	2							
	12	2			21	42	2	3	3問正解で 部分点2点		71	1							
	13	3	2			43	3				72	1	3	3問正解で 部分点2点					
7	14	2				44	2				73	1							
8	15	1	3	2問正解で 部分点1点		45	2				74	2							
	16	2			22	46	2	3	3問正解で 部分点2点		75	2							
9	17	5	2			47	1				76	2	3	3問正解で 部分点2点					
10	18	4	2			48	1				77	1							
11	19	3	2		23	49	3	2			78	1							
12	20	4	2		24	50	6	2			79	6	2						
	21	1				51	1				80	1							
13	22	1	3	2問正解で 部分点1点	25	52	1	3	3問正解で 部分点2点		81	1	3	3問正解で 部分点2点					
	23	2				53	2				82	2							
14	24	1	2			54	1				83	1							
	25	1			26	55	1	2	部分点無し 順不同		84	2							
15	26	2	3	2問正解で 部分点1点		56	4				85	2	3	3問正解で 部分点2点					
	27	2			27	57	7	2			86	2							
	28	1			28	58	2	2			87	1							
16	29	1	3	2問正解で															

公法系

(%)

No	問題	設問	正解	各選択肢解答率								未回答
				1	2	3	4	5	6	7	8	
1	1		2	6.7	71.4	1.7	11.3	1.3	5.9	0	1.7	0
2	2	1	1	95	5	0	0	0	0	0	0	0
3		2	2	36.6	63.4	0	0	0	0	0	0	0
4		3	2	5.5	94.1	0.4	0	0	0	0	0	0
5	3		5	36.6	11.3	4.6	1.3	35.7	8.8	0.8	0.8	0
6	4		3	12.2	4.2	73.9	8.4	0.4	0.4	0.4	0	0
7	5	1	2	43.7	55.9	0.4	0	0	0	0	0	0
8		2	1	71.8	27.7	0.4	0	0	0	0	0	0
9		3	2	14.7	84.9	0	0.4	0	0	0	0	0
10	6	1	1	88.7	10.5	0.8	0	0	0	0	0	0
11		2	1	74.8	24.8	0	0.4	0	0	0	0	0
12		3	2	39.1	60.9	0	0	0	0	0	0	0
13	7		3	7.6	8	52.9	26.1	0	0.4	2.9	2.1	0
14	8	1	2	19.3	78.2	2.5	0	0	0	0	0	0
15		2	1	83.2	16	0.8	0	0	0	0	0	0
16		3	2	46.2	53.4	0.4	0	0	0	0	0	0
17	9		5	59.2	13.4	4.2	0.4	20.2	1.7	0.8	0	0
18	10		4	14.3	40.8	13.4	14.3	5	10.1	0.8	1.3	0
19	11		3	7.6	6.3	56.3	19.3	2.9	0.4	5.5	1.7	0
20	12		4	15.1	25.6	0.4	54.6	1.3	2.9	0	0	0
21	13	1	1	95.4	4.6	0	0	0	0	0	0	0
22		2	1	88.7	11.3	0	0	0	0	0	0	0
23		3	2	8	91.6	0.4	0	0	0	0	0	0
24	14		1	55	2.1	32.4	3.8	3.4	0.4	2.5	0.4	0
25	15	1	1	97.5	2.5	0	0	0	0	0	0	0
26		2	2	13.4	86.6	0	0	0	0	0	0	0
27		3	2	10.5	89.5	0	0	0	0	0	0	0
28	16	1	1	64.7	35.3	0	0	0	0	0	0	0
29		2	1	84.9	15.1	0	0	0	0	0	0	0
30		3	2	5.9	94.1	0	0	0	0	0	0	0
31	17	1	2	55.5	44.5	0	0	0	0	0	0	0
32		2	2	63	37	0	0	0	0	0	0	0
33		3	1	77.7	21.8	0	0.4	0	0	0	0	0
34	18		6	0.8	10.1	0.4	0.4	16.4	69.7	0.8	1.3	0
35	19	1	1	98.3	1.7	0	0	0	0	0	0	0
36		2	2	45.4	54.6	0	0	0	0	0	0	0
37		3	2	25.6	73.5	0	0	0	0	0.4	0	0.4
38	20	1	1	93.7	5.9	0	0	0	0	0.4	0	0
39		2	2	39.9	59.7	0	0	0.4	0	0	0	0
40		3	1	91.6	8.4	0	0	0	0	0	0	0
41	21	1	3	1.7	5	92.4	0.8	0	0	0	0	0
42		2	2	4.2	47.1	2.5	45.4	0.8	0	0	0	0
43		3	3	3.4	7.1	84.9	0.8	3.8	0	0	0	0
44		4	2	2.5	87.4	2.9	0.8	6.3	0	0	0	0
45	22	1	2	24.8	74.8	0.4	0	0	0	0	0	0
46		2	2	13.9	85.7	0.4	0	0	0	0	0	0
47		3	1	87.4	12.6	0	0	0	0	0	0	0
48		4	1	84	16	0	0	0	0	0	0	0
49	23		3	3.4	9.7	58.4	18.1	1.3	2.1	4.2	2.9	0
50	24		6	5	13.9	2.9	2.5	19.3	49.6	4.2	2.5	0
51	25	1	1	85.3	14.7	0	0	0	0	0	0	0
52		2	1	80.7	19.3	0	0	0	0	0	0	0
53		3	2	3.8	95.8	0.4	0	0	0	0	0	0
54		4	1	93.3	6.7	0	0	0	0	0	0	0

55	26	1	1	87	9.7	3.4	0	0	0	0	0	0
56		2	4	0.4	8.4	4.6	84.5	1.7	0	0	0	0.4
57	27		7	0.8	1.3	30.3	0.8	0.8	0.4	64.3	0.8	0.4
58	28		2	19.7	70.2	3.4	2.9	2.1	0.8	0	0.4	0.4
59	29		5	0.8	16.4	0.8	2.9	69.7	0	2.5	6.3	0.4
60	30	1	2	1.7	97.1	0.8	0	0	0	0	0	0.4
61		2	2	35.3	63.9	0.4	0	0	0	0	0	0.4
62		3	1	94.1	5	0.4	0	0	0	0	0	0.4
63		4	1	90.8	8.4	0.4	0	0	0	0	0	0.4
64	31		7	1.3	2.5	14.3	8.8	3.4	2.9	48.7	17.2	0.8
65	32		7	2.9	9.2	11.8	12.6	8	10.5	23.9	20.6	0.4
66	33		5	27.3	3.8	1.7	1.3	61.3	3.4	0.8	0	0.4
67	34	1	2	17.2	82.4	0	0	0	0	0	0	0.4
68		2	2	38.7	60.9	0	0	0	0	0	0	0.4
69		3	1	92.9	6.7	0	0	0	0	0	0	0.4
70		4	2	5.5	94.1	0	0	0	0	0	0	0.4
71	35	1	1	87	12.6	0	0	0	0	0	0	0.4
72		2	1	89.5	10.1	0	0	0	0	0	0	0.4
73		3	1	69.3	30.3	0	0	0	0	0	0	0.4
74		4	2	56.7	42.9	0	0	0	0	0	0	0.4
75	36	1	2	16	83.6	0	0	0	0	0	0	0.4
76		2	2	36.6	63	0	0	0	0	0	0	0.4
77		3	1	90.8	8.8	0	0	0	0	0	0	0.4
78		4	1	93.7	5.9	0	0	0	0	0	0	0.4
79	37		6	0	13.4	0	5.5	1.3	50.4	1.7	26.9	0.8
80	38	1	1	60.5	38.2	0	0	0	0	0	0	1.3
81		2	1	63.9	34.9	0	0	0	0	0	0	1.3
82		3	2	50	48.7	0	0	0	0	0	0	1.3
83		4	1	63	35.7	0	0	0	0	0	0	1.3
84	39	1	2	21.8	76.9	0	0	0	0	0	0	1.3
85		2	2	5.5	93.3	0	0	0	0	0	0	1.3
86		3	2	21.8	76.9	0	0	0	0	0	0	1.3
87		4	1	60.5	37.8	0	0	0	0	0	0	1.7
88	40	1	2	10.1	88.2	0	0	0	0	0	0	1.7
89		2	1	52.5	45.8	0.4	0	0	0	0	0	1.3
90		3	1	81.1	17.2	0.4	0	0	0	0	0	1.3
91		4	2	55.9	42.4	0	0	0	0	0	0	1.7

民事系科目の正解及び配点

問	No	正解	配点	備 考	問	No	正解	配点	備 考	問	No	正解	配点	備 考
1	1	3	2		23	26	4	3		45	51	1	2	
2	2	3	2		24	27	3	2		46	52	5	2	
3	3	4	2		25	28	2	2	順 不 同 (部分点なし)	47	53	3	2	
4	4	4	2		26	29	4	2		48	54	4	2	
5	5	5	2		27	30	5	2		49	55	4	2	
6	6	3	2		28	31	2	2		50	56	2	2	
7	7	2	2		29	32	3	2	順 不 同 (部分点なし)	51	57	5	2	
8	8	5	3		30	33	4	2		52	58	4	2	
9	9	3	2		31	34	2	2		53	59	2	2	
10	10	1	2		32	35	4	2		54	60	1	2	
11	11	4	2		33	36	2	2		55	61	2	2	
12	12	3	2		34	37	2	2	順 不 同 (部分点1点)	56	62	1	2	順 不 同 (部分点1点)
13	13	5	2		35	38	3	2		57	63	4	2	
14	14	3	2		36	39	5	2		58	64	5	2	
15	15	3	2	順 不 同 (部分点1点)	37	40	4	2		59	65	4	2	
16	16	4	2		38	41	1	2		60	66	1	2	順 不 同 (部分点1点)
17	17	1	2	順 不 同 (部分点1点)	39	42	3	2		61	67	3	2	
18	18	3	2		40	43	1	2		62	68	4	2	
19	19	1	2		41	44	3	2		63	69	3	2	
20	20	4	2		42	45	2	2		64	70	2	2	順 不 同 (部分点1点)
21	21	4	2		43	46	1	2		65	71	5	2	
22	22	3	2		44	47	4	2		66	72	1	2	
23	23	5	2		45	48	2	2		67	73	2	2	順 不 同 (部分点1点)
24	24	3	2	順 不 同 (部分点1点)	46	49	3	2		68	74	4	2	
25	25	4	2		47	50	3	2		69	75	4	2	
										満 点				
										150				

民事系

(%)

No	問題	設問	正解	各選択肢解答率								未回答
				1	2	3	4	5	6	7	8	
1	1		3	2.1	0	96.6	1.3	0	0	0	0	0
2	2		3	2.9	3.8	90.8	2.5	0	0	0	0	0
3	3		4	11.8	2.1	2.5	81.9	1.7	0	0	0	0
4	4		4	1.7	1.3	10.5	85.7	0.8	0	0	0	0
5	5		5	2.1	5.9	3.4	0.8	87.8	0	0	0	0
6	6		3	8.8	2.5	67.6	18.9	2.1	0	0	0	0
7	7		2	6.7	79	4.6	5	4.6	0	0	0	0
8	8		5	17.6	1.7	8.4	6.3	66	0	0	0	0
9	9		3	6.3	2.5	88.2	1.7	1.3	0	0	0	0
10	10		1	63.9	7.1	0.8	11.8	16.4	0	0	0	0
11	11		4	4.6	1.3	1.7	90.8	1.7	0	0	0	0
12	12		3	4.6	3.4	73.5	2.9	15.5	0	0	0	0
13	13		5	2.1	2.9	13.4	9.2	72.3	0	0	0	0
14	14		3	2.5	4.6	89.1	2.5	0.8	0	0	0	0.4
15	15	1	3	3.4	2.5	85.7	8.4	0	0	0	0	0
16		2	4	1.7	0.4	3.4	79	15.5	0	0	0	0
17	16	1	1	65.5	12.6	20.2	1.7	0	0	0	0	0
18		2	3	1.7	9.7	43.7	24.8	20.2	0	0	0	0
19	17		1	51.3	4.2	17.2	26.5	0.8	0	0	0	0
20	18		4	19.3	1.3	29.8	44.5	5	0	0	0	0
21	19		4	1.7	5	7.6	84.5	1.3	0	0	0	0
22	20		3	4.2	2.1	19.3	10.5	63.9	0	0	0	0
23	21		5	1.7	5.9	5	25.6	61.8	0	0	0	0
24	22	1	3	42.4	8.8	42.9	5	0.4	0	0	0	0.4
25		2	4	0.8	1.3	3.8	86.6	7.1	0	0	0	0.4
26	23		4	3.4	13	5	69.3	9.2	0	0	0	0
27	24		3	3.4	1.3	79	9.7	6.7	0	0	0	0
28	25	1	2	2.5	93.3	2.1	2.1	0	0	0	0	0
29		2	4	1.7	1.7	2.9	89.1	4.6	0	0	0	0
30	26		5	0.8	1.3	6.7	5	86.1	0	0	0	0
31	27		2	1.3	72.3	2.9	19.3	4.2	0	0	0	0
32	28	1	3	10.5	6.7	81.9	0.8	0	0	0	0	0
33		2	4	0.8	0.4	15.5	49.2	34	0	0	0	0
34	29		2	2.5	94.1	0.8	0	2.5	0	0	0	0
35	30		4	1.7	37	5.5	41.2	14.3	0	0	0	0.4
36	31		2	2.9	79.8	10.5	3.8	2.9	0	0	0	0
37	32	1	2	21.4	66.4	8.8	2.9	0.4	0	0	0	0
38		2	3	1.7	13.4	34	27.7	23.1	0	0	0	0
39	33		5	19.7	5.9	11.8	14.3	48.3	0	0	0	0
40	34		4	3.8	7.1	4.6	71	13.4	0	0	0	0
41	35		1	90.8	2.5	2.5	1.7	2.5	0	0	0	0
42	36		3	1.7	6.3	63.4	8.8	19.7	0	0	0	0
43	37		1	81.5	7.1	5	1.7	4.6	0	0	0	0
44	38		3	5.5	20.2	45	19.7	9.7	0	0	0	0
45	39		2	0.8	96.2	0.8	2.1	0	0	0	0	0
46	40		1	94.1	2.9	1.3	1.3	0.4	0	0	0	0
47	41		4	8.8	2.9	11.8	57.1	19.3	0	0	0	0
48	42		2	0.8	87	0.8	10.5	0.8	0	0	0	0
49	43		3	7.1	6.3	46.2	0.4	39.9	0	0	0	0
50	44		3	12.6	10.5	72.3	1.7	2.9	0	0	0	0
51	45		1	52.1	18.5	8.4	5.5	15.5	0	0	0	0
52	46		5	5.9	6.3	4.6	4.6	78.2	0	0	0	0.4
53	47		3	2.9	0.8	88.2	5.9	1.7	0	0	0	0.4
54	48		4	18.1	10.1	34.9	23.5	13	0	0	0	0.4

55	49		4	3.4	10.5	16.8	63	5.9	0	0	0	0.4
56	50		2	15.1	58.8	2.5	2.1	21	0	0	0	0.4
57	51		5	11.3	5	23.5	5	54.6	0	0	0	0.4
58	52		4	4.6	0.4	33.2	55.9	5	0	0	0	0.8
59	53		2	5.9	47.9	6.3	8	31.5	0	0	0	0.4
60	54		1	32.8	5.9	23.1	17.6	19.7	0	0	0	0.8
61	55		2	21	22.3	43.7	8.4	3.8	0	0	0	0.8
62	56	1	1	74.4	18.5	3.4	3.4	0	0	0	0	0.4
63		2	4	1.3	23.1	8	53.8	13.4	0	0	0	0.4
64	57		5	5.5	2.9	22.3	1.3	67.6	0	0	0	0.4
65	58		4	15.5	14.3	21	42.9	5.9	0	0	0	0.4
66	59	1	1	63.9	14.7	21	0	0	0	0	0	0.4
67		2	3	1.7	5	64.7	3.8	24.4	0	0	0	0.4
68	60		4	25.6	5.5	5.9	38.2	23.9	0	0	0	0.8
69	61		3	2.1	1.3	87.4	0.8	8	0	0	0	0.4
70	62	1	2	18.9	64.7	4.6	10.1	1.3	0	0	0	0.4
71		2	5	1.3	4.6	1.3	4.2	88.2	0	0	0	0.4
72	63		1	68.9	25.2	2.9	2.5	0	0	0	0	0.4
73	64	1	2	23.9	35.7	15.5	23.5	0.8	0	0	0	0.4
74		2	4	0.8	2.9	4.6	39.5	51.7	0	0	0	0.4
75	65		4	10.1	22.3	28.6	32.8	5.9	0	0	0	0.4
76	66		2	1.3	88.2	2.1	0.8	7.1	0	0	0	0.4
77	67		3	4.6	6.3	76.9	11.3	0	0	0	0	0.8
78	68		3	1.7	2.9	91.2	0.8	2.5	0	0	0	0.8
79	69		4	2.1	3.8	6.3	73.5	13.4	0	0	0	0.8
80	70		4	1.3	4.2	4.6	80.7	8.4	0	0	0	0.8
81	71		5	8	4.6	2.9	5.5	78.2	0	0	0	0.8
82	72	1	1	65.1	6.7	20.2	5.9	0.8	0	0	0	1.3
83		2	5	1.7	0.4	7.1	3.4	86.6	0	0	0	0.8
84	73		1	75.2	7.6	10.5	2.5	3.4	0	0	0	0.8
85	74		2	8	79.4	2.5	5.9	3.4	0	0	0	0.8

刑事系科目の正解及び配点

問	No	正解	配点	備 考	問	No	正解	配点	備 考	問	No	正解	配点	備 考
1	1	3	2			30	1			33	60	2	2	
	2	1			16	31	2	3	3問正解で 部分点2点	34	61	2	2	
2	3	2		4問正解で 部分点2点		32	2			35	62	3	2	
	4	3	3			33	2			36	63	2	2	
	5	1			17	34	2	3	順 不 (部分点なし)	37	64	2	3	
	6	1				35	3			38	65	4	2	
3	7	2	3	順 不 (部分点なし)	18	36	5	3		39	66	5	3	
	8	4			19	37	1	2	順 不 (部分点なし)	40	67	2	3	
4	9	3	2			38	4			満 点				100
5	10	1	3		20	39	3	2						
6	11	2	2			40	2							
	12	3		順 不 (部分点なし)		41	1							
7	13	5	3		21	42	2	3	部分点なし					
	14	3		順 不 (部分点なし)		43	1							
8	15	5	3			44	1							
	16	1		順 不 (部分点なし)	22	45	3	2						
9	17	5	2		23	46	5	2						
	18	3		順 不 (部分点なし)	24	47	3	3						
10	19	2	2		25	48	2	3						
	20	2		4問正解で 部分点2点	26	49	5	2						
11	21	2	3			50	1		3問以上正解 で部分点2点					
	22	1			27	51	2	3						
	23	2				52	2							
12	24	1	3	順 不 (部分点なし)		53	2							
	25	5				54	2							
13	26	4	2		28	55	3	3						
14	27	3	2		29	56	2	3						
	28	1		順 不 (部分点なし)	30	57	5	2						
15	29	5	2		31	58	1	2						
					32	59	1	3						

刑事系

(%)

No	問題	設問	正解	各選択肢解答率								未回答
				1	2	3	4	5	6	7	8	
1	1		3	2.1	3.8	78.6	14.7	0.8	0	0	0	0
2	2	1	1	96.2	2.5	0.8	0.4	0	0	0	0	0
3		2	2	1.7	97.1	0.8	0.4	0	0	0	0	0
4		3	3	1.7	1.3	96.2	0.8	0	0	0	0	0
5		4	1	56.3	42.4	0.4	0.4	0.4	0	0	0	0
6		5	1	87.8	10.9	0.4	0.4	0	0.4	0	0	0
7	3	1	2	2.1	88.2	2.9	6.3	0	0	0.4	0	0
8		2	4	0.8	2.5	2.9	75.6	17.6	0	0	0.4	0
9	4		3	18.9	3.8	60.1	13.4	1.7	2.1	0	0	0
10	5		1	97.1	1.7	0.4	0.8	0	0	0	0	0
11	6		2	0	89.5	5.5	1.3	0.8	0.8	2.1	0	0
12	7	1	3	2.1	5.9	75.2	16.4	0.4	0	0	0	0
13		2	5	0.4	1.3	0.8	3.8	93.7	0	0	0	0
14	8	1	3	22.7	8	67.2	1.7	0	0.4	0	0	0
15		2	5	0	2.1	16.4	3.8	77.3	0	0.4	0	0
16	9	1	1	92.9	3.4	0	3.4	0	0	0	0.4	0
17		2	5	0.8	2.9	1.3	5.5	89.5	0	0	0	0
18	10		3	2.1	4.2	90.3	2.1	0	1.3	0	0	0
19	11	1	2	0.8	97.5	0.8	0.8	0	0	0	0	0
20		2	2	1.3	97.1	0.4	1.3	0	0	0	0	0
21		3	2	3.4	95.4	0.4	0.4	0.4	0	0	0	0
22		4	1	73.1	25.6	0	0.4	0.4	0.4	0	0	0
23		5	2	7.6	91.2	0.4	0.4	0	0	0.4	0	0
24	12	1	1	94.1	2.9	1.3	0.8	0.4	0	0	0.4	0
25		2	5	0.4	3.4	5	3.8	87.4	0	0	0	0
26	13		4	3.8	7.6	35.7	52.9	0	0	0	0	0
27	14		3	2.1	2.5	93.7	0.4	1.3	0	0	0	0
28	15	1	1	86.1	6.7	0.8	5.9	0.4	0	0	0	0
29		2	5	0.4	0.8	0.4	2.9	95.4	0	0	0	0
30	16	1	1	89.1	10.1	0	0.4	0	0.4	0	0	0
31		2	2	5.5	93.7	0	0.4	0	0	0.4	0	0
32		3	2	7.1	91.6	0.4	0.4	0	0	0	0.4	0
33		4	2	9.2	89.9	0	0.4	0.4	0	0	0	0
34	17	1	2	7.6	79	12.2	0.8	0.4	0	0	0	0
35		2	3	0.4	0.8	84.5	6.7	7.6	0	0	0	0
36	18		5	1.7	1.3	0.8	2.5	93.7	0	0	0	0
37	19	1	1	84	8	1.7	5.5	0.4	0	0	0	0.4
38		2	4	0.4	0.4	0.4	90.3	7.6	0.4	0	0	0.4
39	20		3	4.2	6.7	66.8	20.2	1.3	0	0.4	0	0.4
40	21	1	2	4.2	94.5	0	0.4	0	0	0	0.4	0.4
41		2	1	92.9	6.3	0	0.4	0	0	0	0	0.4
42		3	2	9.2	89.9	0	0.4	0	0	0	0	0.4
43		4	1	79	19.3	0.4	0.4	0	0	0	0	0.8
44		5	1	96.6	2.1	0	0.8	0	0	0	0	0.4
45	22		3	13.4	5	71.4	7.1	2.5	0	0	0	0.4
46	23		5	1.3	1.7	0.4	4.6	91.2	0.4	0	0	0.4
47	24		3	3.4	3.4	37	49.2	6.3	0	0.4	0	0.4
48	25		2	11.8	60.5	20.2	4.6	2.1	0	0	0.4	0.4
49	26		5	0.8	0.8	0	0.8	97.1	0	0	0	0.4
50	27	1	1	63.9	35.3	0	0.4	0	0	0	0	0.4
51		2	2	60.9	37.8	0.4	0.4	0	0	0	0	0.4
52		3	2	11.8	87	0	0.8	0	0	0	0	0.4
53		4	2	78.2	20.6	0	0.4	0.4	0	0	0	0.4
54		5	2	25.2	73.5	0	0.4	0	0.4	0	0	0.4

55	28		3	21.8	6.7	56.7	0.8	12.6	0.4	0.4	0	0.4
56	29		2	2.1	79	3.8	9.2	5	0	0	0.4	0.4
57	30		5	1.7	8	0.8	4.2	84.9	0	0	0	0.4
58	31		1	92.9	1.7	3.4	1.3	0.4	0	0	0	0.4
59	32		1	81.1	8	3.4	4.2	2.9	0	0	0	0.4
60	33		2	22.7	73.1	0.8	1.7	1.3	0	0	0	0.4
61	34		2	8.4	73.1	10.5	3.4	4.2	0	0	0	0.4
62	35		3	0.8	1.3	89.9	5	2.1	0.4	0	0	0.4
63	36		2	1.7	90.8	0	2.1	4.6	0	0.4	0	0.4
64	37		2	1.7	71.4	5	2.5	18.5	0	0	0.4	0.4
65	38		4	2.5	14.7	2.9	61.3	18.1	0	0	0	0.4
66	39		5	30.7	2.5	8.8	1.3	55.5	0.4	0	0	0.8
67	40		2	8.4	75.6	5.5	2.1	8	0	0	0	0.4

短答式試験問題集 [公法系科目]

〔公法系科目〕

〔第1問〕（配点：2）

幸福追求権の内容については、「公共の福祉に反しない限り一般的に自由を拘束されないという一般的自由権をその内容とする。」という一般的行為自由説に対し、「個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体である。」という人格的利益説がある。これら二つの見解に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.1〕）

ア. 裁判所が「新しい人権」を明確な基準なしに憲法上の権利として承認することになると、裁判所の主観的な判断によって権利が創設されるおそれがある。その点、人格的利益説は、「新しい人権」の承認について種々の要素を考慮して慎重に決定することを求める見解といえる。

イ. 一般的行為自由説は、公権力による制約に対して人権保障の範囲を広げる見解であるのに対し、人格的利益説は、不可欠性という厳しい要件の下で人権保障の範囲を決するので、人権保障の範囲が狭くなりすぎるおそれがある。

ウ. 一般的行為自由説は、公共の福祉に反しない範囲で人権を認め、更にこれに対する公共の福祉による制約を認めるので、かえって人権保障を弱めるおそれがあるが、人格的利益説は、人権の範囲を絞った上で公共の福祉による制約を否定するので、結局人権保障に資する。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第2問〕（配点：3）

いわゆる砂川政教分離（空知太神社）訴訟判決（最高裁判所平成22年1月20日大法廷判決、民集64巻1号1頁）に関する次のアからウまでの各記述について、当該判決の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.2〕から〔No.4〕）

ア. 国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されるといっても、当該施設の性格や来歴、無償提供に至る経緯、利用の態様には様々なものがあり得るのであって、これらの事情のいかんが政教分離原則との関係を考えるに当たって重要な考慮要素とされるべきである。〔No.2〕

イ. 無償提供された国公有地上に存在する宗教的施設の宗教性を判断するに当たっては、当該宗教的施設に対する一般人の評価を抽象的に観念するのではなく、当該施設が存在する地元住民の一般的评价を検討することが重要である。〔No.3〕

ウ. 宗教的施設に対する国公有地の無償提供が憲法第89条に違反し違憲と判断される場合には、このような違憲状態を解消するための手段として、使用貸借契約の解除までは必要ないが、当該土地上に存在する宗教的施設の撤去が必要である。〔No.4〕

〔第3問〕（配点：2）

出版物の頒布等の仮処分による事前差止めの許否等をめぐる北方ジャーナル事件判決（最高裁判所昭和61年6月11日大法廷判決、民集40巻4号872頁）に関する次のアからウまでの各記述について、当該判決の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.5〕）

ア. 裁判所の事前差止めは、思想内容等の表現物につき、その発表の禁止を目的として、対象となる表現物の内容を網羅的に一般的に審査する性質を有するものではあるが、裁判所という司法機関により行われるものであるから、憲法第21条第2項前段の「検閲」には当たらない。

イ．裁判所の事前差止めは、表現行為が公共の利害に関する事項の場合は原則として許されないが、表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白で、かつ、被害者が重大で著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときは、例外的に許される。

ウ．公共の利害に関する事項についての表現行為に対し事前差止めを命ずる仮処分命令を発する際には、口頭弁論又は債務者の審尋を行い、表現内容の真実性等の主張立証の機会を与えることが原則として必要である。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第4問〕（配点：2）

取材の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.6〕）

ア．報道のための取材の自由も憲法第21条の精神に照らし十分尊重に値するが、取材の自由といっても、何らの制約を受けないものではなく、公正な裁判の実現という憲法上の要請があるときは、ある程度の制約を受けることがあることは否定できない。

イ．報道機関が専ら報道目的で撮影したビデオテープを、裁判所の提出命令によって提出させる場合よりも裁判官が発付した令状に基づき検察事務官が差し押さえる場合の方が、取材の自由に対する制約の許否に関して、より慎重な審査を必要とする。

ウ．編集の上、既に放映されたビデオテープのマザーテープの差押えにより報道機関が受ける不利益は、このビデオテープの放映が不可能となり報道の機会が奪われるという不利益ではなく、将来の取材の自由が妨げられるおそれがあるという不利益にとどまる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第5問〕（配点：3）

職業の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.7〕から〔No.9〕）

ア．職業活動の自由についても精神的自由についても、国の積極的な社会経済政策のために規制することが許されるのは同様であるが、前者の自由を規制する場合には立法府の裁量的判断が広く認められる点が異なる。〔No.7〕

イ．憲法第22条第1項が「公共の福祉に反しない限り」という留保を伴っているのは、職業活動は社会的相互関連性が大きく、精神的自由と比較して公権力による規制の要請が強いことを強調するためである。〔No.8〕

ウ．職業の許可制は自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定し得るためには、原則として重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要する。ただし、この要請は、個々の許可条件の合憲性判断においてまで求められるものではない。〔No.9〕

〔第6問〕（配点：3）

居住・移転の自由に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。なお、関連判例がある場合には、正誤は当該判例の趣旨に照らして判断しなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.10〕から〔No.12〕）

- ア．一定の伝染病の感染を防止するという目的から、都道府県知事が患者を強制的に隔離することとは、居住・移転の自由における人身の自由の側面に向けられた直接的な規制といえるが、このような規制は、居住・移転の自由に対する必要な制約として是認される。〔No.10〕
- イ．転出入の際に市町村長への届出義務を課することは、居住・移転の自由におけるプライバシー権の側面に対する間接的な制約であるといえるが、住民の利便の増進に役立つものであり、制約を償うに足る公共の利益が認められるので、このような制約は許される。〔No.11〕
- ウ．市町村長は、原則として転入届を受理しなければならない。ただし、市町村には住民の安全を確保する義務があるので、地域の秩序が破壊され住民の生命や身体の安全が害される危険性が高度に認められる場合には、転入届を受理しないことも許される。〔No.12〕

〔第7問〕（配点：2）

森林法共有林分割制限事件判決（最高裁判所昭和62年4月22日大法廷判決，民集41巻3号408頁）に関する次のアからウまでの各記述について、当該判決の趣旨に照らして、正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までのの中から選びなさい。（解答欄は，〔No.13〕）

- ア．憲法第29条は、私有財産制度を保障しているのみでなく、国民の個々の財産権につきこれを基本的人権として保障しているが、それ自体に内在する制約があるほか、社会全体の利益を図るための規制により制約を受ける。
- イ．財産権規制の目的には、社会政策及び経済政策上の積極的なものから、安全の保障や秩序の維持等の消極的なものまで種々様々なものがあり得るが、森林法の共有林分割請求権を制限する規定は積極目的による規制である。
- ウ．財産権規制の目的が公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、規制手段が規制目的を達成する手段として必要性や合理性に欠けていることが明らかであって、立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、当該規制立法は違憲となる。
1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

〔第8問〕（配点：3）

次の見解は、憲法第25条の第1項と第2項との関係について論じたものである。この見解に対する論評としてなされた次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.14〕から〔No.16〕）

「憲法第25条第1項は、健康で文化的な最低限度の生活を営む国民の権利を定めており、同条第2項は、国民が健康で文化的な最低限度の生活を上回る生活を営むことのできるような施策をなすべき国の責務を定めている。したがって、同条第1項による健康で文化的な最低限度の生活の水準については、具体的な事情の下では一定の基準が確保されている必要があるが、同条第2項による施策の内容は、立法府の裁量に委ねられているものである。」

- ア．この見解によると、一般的に、憲法第25条第1項に基づいて一定の給付を請求する具体的権利が認められる。〔No.14〕

イ. この見解によると、憲法第25条第1項により保障される権利への侵害の有無が問題になった場合には、より厳格度を高めた司法審査が行われ得る。[No.15]

ウ. この見解によると、憲法第25条第1項により保障される権利を具体的に実現するために、同条第2項に基づいて国の各種の施策が実施されることになる。[No.16]

〔第9問〕（配点：2）

被告人の権利に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までのの中から選びなさい。（解答欄は、[No.17]）

ア. いわゆるビデオリンク方式を採用することによって被告人は自ら尋問することができないが、それは証人が受ける精神的圧迫を回避するためであり、弁護人は尋問できるのであるから、被告人の証人審問権を侵害しているとはいえない。

イ. 即決裁判手続は、争いがなく明白かつ軽微な事件について、簡易かつ迅速に公判の審理及び裁判を行うことにより、手続の合理化や効率化を図るものであり、一般の事件と異なる上訴制限を定めることに合理的理由があるから、裁判を受ける権利を侵害しているとはいえない。

ウ. ある事件の刑事確定訴訟記録の閲覧請求に対し、刑事確定訴訟記録法の条項に基づいて不許可としても、憲法第21条、第82条の規定は刑事確定訴訟記録の閲覧を権利として要求できることまで認めたものではないから、憲法には違反しない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第10問〕（配点：2）

郵便法違憲判決（最高裁判所平成14年9月11日大法廷判決、民集56巻7号1439頁）に関する次のアからウまでの各記述について、当該判決の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までのの中から選びなさい。（解答欄は、[No.18]）

ア. 憲法第17条は、公務員の不法行為による国又は公共団体の損害賠償責任を免除又は制限する法律が立法権の裁量を逸脱したものである場合には、これを違憲無効とする効力を持つ規定である。

イ. 書留郵便物について、郵便業務従事者の故意又は重大な過失によって損害が生じた場合に、国の損害賠償責任を全面的に免除する立法は違憲無効であるが、法律で国が負担すべき賠償額に一定の制限を付することは許される。

ウ. 特別送達郵便物について、郵便業務従事者の故意又は重大な過失によって損害が生じた場合に、国の損害賠償責任を免除又は制限する立法は違憲無効であるが、軽過失にとどまる場合には、国の損害賠償責任を免除又は制限することも許される。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第11問〕（配点：2）

国民の義務に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.19]）

ア. 憲法第26条第2項前段は、国民がその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負うことを定めている。これは、同条第1項が保障する子どもの教育を受ける権利の保障に対応したものであって、子ども自身に教育を受ける義務を負わせるものではない。

イ. 憲法第27条第1項は、国民の勤労の義務を定めている。したがって、憲法第18条で禁止されている「その意に反する苦役」に至らないものであれば、法律の定めにより、刑罰をもって勤労を強制することも許される。

ウ. 憲法第30条は、国民の納税義務を定めている。この規定は、国家の存立に不可欠な財政を支えるという国民としての当然の義務を確認するとともに、その義務の具体化には法律の定めが必要であるとしたものである。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第12問〕（配点：2）

天皇又は皇室に関する次のアからエまでの各記述について、正しいもの二つの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.20]）

ア. 天皇は、精神若しくは身体の疾患又は事故があるときは、国事行為を委任することができる。この場合には、摂政が天皇の名で国事行為を行う。

イ. 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与することは国会の議決に基づかなければならない、というのが憲法の定める原則である。

ウ. 皇位の継承について、大日本帝国憲法は、「皇男子孫之ヲ継承ス」と定めていたが、日本国憲法は、男系男子主義までも求めるものではない。

エ. 国務大臣の任免、法律の定めるその他の官吏の任免の認証は、天皇の国事行為とされている。認証は、これらの行為の効力要件である。

- | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1. アとイ | 2. アとウ | 3. アとエ | 4. イとウ | 5. イとエ | 6. ウとエ |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

〔第13問〕（配点：3）

選挙制度に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に[No.21]から[No.23]）

ア. 小選挙区制の下では、二大政党化への傾向が生じ、そのいずれかの政党が議会の過半数を占め、政権が安定する可能性が高くなる。他方で、議席に反映されない死票が多くなり、国民の間に存在する少数者の意思が議会に反映されにくくなる。[No.21]

イ. 比例代表制の下では、死票が比較的少なく、有権者の様々な意思が議会に反映されやすくなる。他方で、一つの政党が議会の過半数を占めることが相対的に困難となり、小党分立を招き、政権が不安定になるおそれがある。[No.22]

ウ. いわゆる中選挙区制の下では、一つの政党が議会の過半数を占め、政権が安定する可能性が高くなる。他方で、同一政党から複数の候補者が同一選挙区に立候補する結果、小選挙区制と比べて死票が生ずる確率が高くなる。[No.23]

〔第14問〕（配点：2）

次のaの①及び②は憲法第9条第1項についての見解であり、bの③及び④は同条第2項についての見解である。また、次のアからウまでの各記述は、それらの見解を組み合わせで考えた場合に、憲法第9条による戦争放棄の範囲等がどのように帰結されるかを述べたものである。アからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.24]）

a. ①. 第1項は、戦争と、武力による威嚇又は武力の行使を、国際紛争を解決するための手段として放棄したものであり、自衛目的によるものは放棄していない。

②. およそ戦争とは全て国際紛争解決の手段として行われるものであり、その目的のいかんを問わず、戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、第1項により一切放棄されている。

b. ③. 「前項の目的を達するため」とは、第1項による戦争放棄の目的を達するためという意味であり、第2項はそのための戦力の保持を禁止したものである。

④. 「前項の目的を達するため」とは、戦争を放棄するに至った動機を一般的に示すものであり、第2項は一切の戦力の保持を禁止したものである。

ア. ①及び③の見解を前提とすると、自衛のための戦争は認められるので、そのための戦力保持は許されることになる。

イ. ①及び④の見解を前提とすると、一切の戦力の保持が禁止される結果として、自衛のための戦争も放棄されることになる。

ウ. ②及び④の見解を前提とすると、侵略戦争はもとより、自衛のための戦争も認められず、そのための戦力の保持も一切許されないことになる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第15問〕（配点：3）

衆議院の優越に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に[No.25]から[No.27]）

ア. 衆議院と参議院を比較すると、衆議院の方が議員の任期が短く、また解散により必要な場合には民意を問える地位にある点で、相対的に見て、その時々々の民意をより反映しているといえることが衆議院優越の根拠であると解される。[No.25]

イ. 衆議院が可決した法律案を参議院が可決しなかった場合には、衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で再び可決して法律として成立させることができるが、衆議院の再議決の前には両院協議会を開くことが憲法上求められている。[No.26]

ウ. 憲法は条約について、内閣が締結権を有するとしながらも、国会による承認を経ることを求めている。その際には、案件を先に衆議院に提出しなければならず、また議決についても、法律案の場合よりも衆議院の強い優越性が認められている。[No.27]

〔第16問〕（配点：3）

憲法第73条が列挙する内閣の事務に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.28】から【No.30】）

ア．日本国憲法は、大日本帝国憲法が天皇大権としていた恩赦を内閣の権能とした。恩赦は立法権及び司法権の作用を行政権者の判断で変動させるものであるもので、憲法が定める恩赦の各種類の内容と手続について法律で定めることが必要である。【No.28】

イ．内閣は外交関係を処理するが、これは、法律の執行という行政権の通常的作用とは異なる権限を内閣に帰属させたものである。外交関係の処理に関する事務には、条約の締結以外の外交交渉、外交使節の任免、外交文書の作成などが含まれる。【No.29】

ウ．内閣が締結する条約とは、名称を問わず、広く文書による国家間の合意をいう。したがって、私法上の契約の性質を持つ国家間の合意文書も、条約の委任に基づく国家間の合意文書も、事前に、時宜によっては事後に国会の承認を経ることが必要となる。【No.30】

〔第17問〕（配点：3）

司法権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.31】から【No.33】）

ア．「板まんだら」事件判決（最三小判昭和56年4月7日）は、宗教上の教義や信仰に関わる紛争について裁判所は厳に中立を保つべきであるとして、これらの事項が訴訟の前提問題に含まれている場合には、当該訴訟は法律上の争訟に当たらないとしたものである。【No.31】

イ．苦米地事件判決（最大判昭和35年6月8日）は、法律上の争訟の要件が満たされる事案であっても、高度の政治性を有する国家行為に関しては、実際的必要性の観点から、裁判所が司法判断を下すのを自制すべきであるとしたものである。【No.32】

ウ．警察法改正無効事件判決（最大判昭和37年3月7日）は、警察法改正が衆参両院において議決を経たとされ、適法な手続で公布されている以上、裁判所は両院の自主性を尊重すべきであり、議事手続に関する事実を審理してその有効無効を判断すべきでないとしたものである。【No.33】

〔第18問〕（配点：2）

違憲判決の方法に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.34】）

ア．選挙権の平等に反する定数配分規定を是正するための合理的期間が経過したにもかかわらず、現行規定のままで選挙が施行された場合、判決確定により直ちに当該選挙を無効とすることが相当でないとみられるときは、選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に初めて発生するという内容の判決をすることも許される。

イ．国籍法第3条第1項を全体として違憲無効とせず、同項の規定の一部である準正要件を違憲無効とすることで、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生し、かつ、その後父から認知された子は、準正要件を除いた所定の要件を満たすときには、日本国籍の取得が認められる。

ウ．公務員の政治的行為の禁止を定める国家公務員法第102条第1項及び人事院規則14-7それ自体は憲法第21条に違反しないとしても、当該公務員の行為のもたらす弊害が軽微なものについてまで一律に罰則を適用することは、必要最小限の域を超えるものであって、憲法第21条及び第31条に違反する。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○

4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

〔第19問〕（配点：3）

条例に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.35〕から〔No.37〕）

- ア．ある事項を条例によって規制する結果として、地域ごとに取扱いに差異が生じることがあり得る。憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、このような地域ごとの差異は憲法自らが容認しているといえる。〔No.35〕
- イ．市町村が行う国民健康保険の保険料方式での強制徴収は租税に類似する性質を有するので、条例で定める賦課要件の明確性の程度は、憲法第84条において要求される明確性の程度と同等のものが求められる。〔No.36〕
- ウ．憲法が地方公共団体の条例制定権を認めており、かつ、地方議会によって議決される条例は法律と実質的に同視できるものであるので、法律の授權がなくても、ある行為について条例で刑罰を定めてこれを規制することは許される。〔No.37〕

〔第20問〕（配点：3）

憲法と条約の効力関係をめぐる憲法優位説に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.38〕から〔No.40〕）

- ア．憲法優位説の論拠の一つは、条約優位説がもたらす結果に対する批判である。それは、条約締結要件が憲法改正手続よりも緩やかであるので、条約によって実質的に憲法を改正することも可能になることへの批判である。〔No.38〕
- イ．憲法優位説によれば、条約締結権を定めている憲法の規定は、どの機関が条約締結を担うのか、またどのような手続を必要とするのかについて定めたものであって、条約の効力の根拠を定めたものではない。〔No.39〕
- ウ．憲法優位説の中にも、条約の違憲審査を控えるべきであるとする考え方がある。それは、憲法第81条の文言に条約が含まれていないことや憲法第98条第2項が条約の誠実遵守を宣言していることを根拠とする。〔No.40〕

〔第21問〕（配点：3）

次の【文章Ⅰ】の空欄A及びBに補充すべき語句を、それぞれ【語群Ⅰ】に掲げる1から5までの中から選びなさい。また、【文章Ⅱ】の空欄C及びDに補充すべき語句を、それぞれ【語群Ⅱ】に掲げる1から5までの中から選びなさい。（解答欄は、AからDの順に〔No.41〕から〔No.44〕）

【文章Ⅰ】 普通地方公共団体が、既に具体的な金銭債権として発生している国民の重要な権利に関し、法令に違反してその行使を積極的に妨げるような一方的かつ統一的な取扱いをし、その行使を著しく困難にさせた場合、当該普通地方公共団体が当該権利の消滅時効を主張することは、
【A】〔No.41〕に反し許されない。このような場合には、当該普通地方公共団体による時効の主張を許さないこととしても、地方自治法第236条第2項の趣旨に含まれる【B】〔No.42〕に反しない。

（参照条文）地方自治法

第236条 （略）

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3, 4 （略）

【語群Ⅰ】

1. 比例原則 2. 平等原則 3. 信義則 4. 法律の留保の原則
5. 説明責任の原則

【文章Ⅱ】 租税法規に適合する課税処分を、【C】〔No.43〕の適用により違法なものとして取り消すには、租税法規の適用における【D】〔No.44〕の要請を犠牲にしてもなお、当該課税処分に係る課税を免れさせなければ正義に反するといえるような特別の事情が存しなければならない。そして、特別の事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し【C】〔No.43〕の適用を根拠付けるような公的見解を表示していたかどうかを、考慮しなければならない。

【語群Ⅱ】

1. 比例原則 2. 平等原則 3. 信義則 4. 侵害留保原理
5. 適正手続の原則

〔第22問〕（配点：3）

建築基準法が同法所定の接道義務について条例による制限の付加を認めていることを受け、東京都建築安全条例（以下「条例」という。）は、接道義務を厳格化している。条例の定める安全認定（以下「安全認定」という。）は、接道義務の例外を認めるための制度であり、接道要件を満たしていない建築物の計画であっても、適法に安全認定を受けていれば、建築確認申請手続において、接道義務の違反がないものとして扱われることとなる。安全認定が行われた上で建築確認がされている場合に、建築確認の取消訴訟において安全認定の違法を主張することの可否について判断を示した最高裁判所の判決（最高裁判所平成21年12月17日第一小法廷判決、民集63巻10号2631頁）に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.45〕から〔No.48〕）

ア. この判決は、安全認定に処分性が認められないことを前提として、建築確認の取消訴訟において安全認定の違法を主張することができるとしたものである。〔No.45〕

イ. この判決は、周辺住民には安全認定の取消訴訟の原告適格が認められないことを考慮して、

建築確認の取消訴訟において安全認定の違法を主張することができるとしたものである。【No.46】

ウ、この判決は、建築確認における接道要件充足の有無の判断と、安全認定における安全上の支障の有無の判断は、避難又は通行の安全の確保という同一の目的を達成するために行われるものであることを考慮して、建築確認の取消訴訟において安全認定の違法を主張することができるとしたものである。【No.47】

エ、この判決は、安全認定の適否を争うための手続的保障がこれを争おうとする者に十分に与えられているというのは困難であることを考慮して、建築確認の取消訴訟において安全認定の違法を主張することができるとしたものである。【No.48】

〔第23問〕（配点：2）

次の文章は、調理師甲とその相談を受けている弁護士乙との会話である。次のアからウまでの下線部の各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.49】）

甲 「私は、調理師法に基づく調理師の免許（以下「免許」という。）を知事から受けて、レストランのシェフをしています。そのレストランで生じた食中毒事故を理由に、知事によって免許を取り消されそうになって、困っています。数日前に、知事からこの件についての書類が来ていますので、見てください。」

乙 「これは、行政手続法（以下「法」という。）による聴聞の通知ですね。免許の取消しを阻止するため、聴聞でどのような主張をすべきか検討しましょう。その前提として情報収集が必要ですが、いい方法があります。甲さんの免許の取消しについて、法による聴聞の通知があったわけですから、（ア）甲さんには、法に基づく文書等の閲覧の権利が生じており、知事に対し、本件に関する調査結果などの資料の閲覧を求めることができます。」

甲 「そのようなことができるとは知りませんでした。ところで、聴聞に出ていくことができるのは私だけでしょうか。」

乙 「（イ）法によれば、不利益処分の名宛人となるべき者やその代理人は、聴聞の期日に出頭して意見を述べたりすることができますが、それ以外の利害関係者が聴聞手続に参加することは認められていません。」

甲 「分かりました。それから、少し先の話になりますが、聴聞でいろいろ意見を述べても、結局免許取消処分がされてしまった場合、どうしたらいいでしょうか。」

乙 「調理師法は、不服申立前置主義を採っていませんので、免許取消処分に対して直ちに訴訟を起こすことができます。そのほか、行政不服審査法により、知事への異議申立てをすることも考えられるのですが、（ウ）法は、聴聞を経てされた処分については、事前手続の保障が手厚いことから、不服申立てを制限していますので、甲さんが異議申立てをすることはできません。」

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第24問〕（配点：2）

甲は、たばこ事業法に基づき、営業所の自動販売機に成人識別装置を装備することを条件に製造たばこの小売販売業の許可処分を受けたが、同装置を装備しなかったため、財務大臣は、同法に基づき甲の小売販売業許可処分を取り消した。以上の事実関係を前提に、行政手続法に関する次のアからウまでの各記述について、法令に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。なお、アからウまでの各記述は、行政手続法の定める適用除外には当たらない場面であり、たばこ事業法には、行政手続法の全部又は一部の適用を除外する規定は存在しない。（解答欄は、[No.50]）

ア. 財務大臣は、甲に対する小売販売業の許可処分を行う際にその理由を提示しなければならない。

イ. 財務大臣は、小売販売業の許可申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な処理期間を定めたときは、これを公にしておかなければならない。

ウ. 財務大臣は、小売販売業許可取消処分について処分基準を定めたときは、これを公にしておかなければならない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第25問〕（配点：3）

行政裁量に関する次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.51] から [No.54]）

ア. 社会保障給付の申請に対する処分について法令により行政裁量が認められる場合において、裁判所が一定の処分をすべき旨を命ずる判決をするためには、その処分をしないことが裁量権の範囲を超え、又はその濫用となると認められることが必要である。[No.51]

イ. 不利益処分について法令により行政裁量が認められる場合において、裁判所が一定の処分をしてはならない旨を命ずる判決をするためには、その処分をすることが裁量権の範囲を超え、又はその濫用となると認められることが必要である。[No.52]

ウ. 公務員の懲戒処分について法令により行政裁量が認められる場合において、裁判所は、懲戒権者と同一の立場に立って懲戒処分をすべきであったか、又はいかなる処分を選択すべきであったかについて判断し、その結果が懲戒権者の行った懲戒処分と異なるときは、その処分を取り消すことができる。[No.53]

エ. 工場排水の規制処分について法令により行政裁量が認められる場合において、裁判所が処分権限不行使の違法を理由とする国家賠償請求を認容するためには、処分権限の不行使が、その権限を定めた法令の趣旨、目的やその権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められることが必要である。[No.54]

〔第26問〕（配点：2）

A市は、行政手続条例に、行政指導に関して次の1から5までの内容の規定を設けようとしている。この中から、行政手続法に同様の規定が置かれているものを2個選びなさい。ただし、1から5までの文中にある「条例」は、「法律」と読み替えるものとする。（解答欄は、[No.55]、[No.56]順不同）

1. 行政指導に携わる者は、当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならない。
2. 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導を行う場合には、原則として、行政指導の相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容を記載した書面を交付しなければならない。
3. 条例の定めるところにより、行政指導の相手方が行政指導に従わなかった旨を公表する場合には、原則として、行政指導の相手方に意見を述べる機会を与えなければならない。
4. 行政指導指針を定めようとする場合には、原則として、広く一般の意見を求める意見公募手続を採らなければならない。
5. 行政指導の相手方は、行政指導が本条例に違反することを理由に、行政指導をした行政機関に対し、行政指導の中止その他必要な措置を採るように求めることができる。

〔第27問〕（配点：2）

行政指導に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.57]）

ア. 行政指導は、相手方の任意の協力によって一定の行政目的を実現するものであって、法律にその具体的根拠規定がない場合に行われるものである。

イ. 行政指導とは、指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいうから、行政指導が国家賠償法第1条第1項にいう「公権力の行使」に当たることはない。

ウ. 法律に許可の条件に違反した場合には許可を取り消すことができるとの規定がある場合に、許可を受けた相手方が条件に違反する行為をしていることが明らかとなったため、処分行政庁は、条件違反の是正を求める行政指導をした。ところが、相手方はこれに従う意思のない旨を表明したため、処分行政庁は、許可を取り消した。この場合の許可の取消しは、行政指導に従わなかったことを理由とする不利益な取扱いには当たらない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第28問〕（配点：2）

次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.58]）

ア. 最高裁判所の判例によれば、新規に大規模マンションの建設を予定している住宅分譲業者AがB市に給水申込みをした事案において、B市が水道事業者として正常な企業努力をしているにもかかわらず近い将来において水不足が生ずることが確実に予見される場合には、水道法第15条第1項にいう「正当の理由」が認められることから、B市はAの給水契約の申込みを拒否することができる。

（参照条文）水道法

第15条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2. 3 （略）

イ. 最高裁判所の判例によれば、C市が特定の市立保育所を廃止する条例（以下「条例」という。）を制定した場合において、廃止される保育所で保育を受けている児童及びその保護者は、保育の実施期間満了まで当該保育所で保育を受けることを期待し得る法的地位を条例により違法に侵害されたと主張して、条例制定行為に対する取消訴訟を適法に提起することができる。

ウ. D市は、産業廃棄物処理業者Eとの間で公害防止協定を締結する場合には、当該協定において、必要であると認めるときは、D市職員をしてEの所有する処理施設に実力で立ち入らせ、検査を行わせることができる旨を定めることができる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第29問〕（配点：2）

行政代執行法による代執行に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.59]）

ア. 市が所有する土地に権原なく工作物が設置された場合、市長は、当該土地の所有権に基づき代執行により当該工作物を除却することができる。

イ. 市が庁舎の一部屋の使用許可を市の職員組合に与えていたが、当該使用許可の期限が経過した後組合員が立ち退かない場合、同部屋からの組合員の退去について代執行をすることはできない。

ウ. 行政罰は、間接的に行政上の義務の履行を確保する機能を果たすことから、行政罰が適用できる場合、代執行以外の手段によってその履行を確保することが困難とはいえないため、代執行をすることはできない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ× | 6. ア× イ× ウ○ |
| 7. ア× イ○ ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第30問〕（配点：3）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.60] から [No.63]）

ア. 開示請求を受けた行政機関の長は、当該開示請求があった日から30日以内に当該開示請求

に係る行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示をしない旨の決定をしなければならず、この期間の延長は認められていない。[No.60]

イ. 開示請求に対し、行政機関の長が、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるのは、当該行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）に係る不開示情報を開示することとなるときに限られる。[No.61]

ウ. 開示請求に係る行政文書に、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている場合には、当該行政機関の長は、当該行政文書の開示を拒むことができる。[No.62]

エ. 自然人に限らず、法人であっても、情報公開法の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。[No.63]

〔第31問〕（配点：2）

処分性に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.64]）

ア. 市町村の長が住民基本台帳法に基づき同法所定の氏名等の事項を住民票に記載する行為には、処分性が認められるから、出生した子につき住民票の記載を求める親からの申出に対し市町村の長がした当該記載をしない旨の応答には、処分性が認められるものといえる。

イ. 国有普通財産の払下げは、売渡申請書の提出及びこれに対する払下許可の形式が採られており、国が優越的地位に立って私人との間の法律関係を定めるものであるから、処分性が認められるものといえる。

ウ. 過大に登録免許税を納付して登記等を受けた者が、登録免許税法に基づいて、登記機関に対し税務署長への還付通知を行うよう請求した事例において、登記機関が当該請求を拒否する旨の通知を行った場合、当該拒否通知は、登記等を受けた者に対して簡易迅速に還付を受ける手続を利用することができる地位を否定する法的効果を有するから、処分性が認められるものといえる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第32問〕（配点：2）

抗告訴訟における判決の効力に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.65]）

ア. 処分の取消判決が確定した場合、処分行政庁は、判決の拘束力により当該処分を取り消さなければならない。

イ. 義務付け訴訟において請求を認容する判決が確定した場合、当該処分がされたのと同様の効果が生ずる。

ウ. 課税処分を取り消す判決が確定した場合、当該課税処分を前提とする滞納処分としての差押処分がそのまま維持されることはない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第33問〕（配点：2）

処分の取消しの訴えの審理に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.66]）

ア．処分の取消しの訴えにおいて、原告は、処分に関係する一切の違法を理由として取消しを求めることができる。

イ．処分の取消しの訴えにおいて、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、処分の理由を明らかにする資料であって当該処分をした行政庁が保有するものの全部又は一部の提出を求める釈明処分をすることができる。

ウ．処分の取消しの訴えにおいて、裁判所が職権ですることができる証拠調べの対象は、訴訟要件に関するものに限られない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第34問〕（配点：3）

行政事件訴訟法第3条第2項以下に定める法定抗告訴訟に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.67] から [No.70]）

ア．生活保護開始申請を却下された者は、保護の実施機関において生活保護を開始しないことが裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たるといえるならば、却下処分の取消しの訴えに代えて、生活保護開始決定の義務付けの訴えを適法に提起することができる。[No.67]

イ．建築基準法令に違反した建築物の敷地の隣地所有者は、当該建築物が倒壊する危険があるのに特定行政庁が違反是正措置としての処分をしないのは違法であるとして、不作為の違法確認の訴えを適法に提起することができる。[No.68]

ウ．差止めの訴えを提起することができるのは、行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限られる。[No.69]

エ．取消訴訟と義務付け訴訟が併合して提起されている場合、両訴訟の弁論及び裁判は、分離しないでしなければならないから、裁判所は、両訴訟に係る判決を同時にしなければならない。[No.70]

〔第35問〕（配点：3）

普通地方公共団体であるA市においては、観光の振興のために、宗教法人Bの主宰により長年にわたり行われている行事と提携する事業が企画されたが、A市の住民であるXは、この事業の内容については政教分離の原則等との関係で慎重に検討すべき問題があると考えている。このような場合において、Xが地方自治法（以下「法」という。）第242条の2第1項の規定に基づいて提起する住民訴訟に係る各事例に関する次のアからエまでの各記述（いずれにあっても、各記述に係るもの以外の訴訟要件については問題はなく、権限の委任についての定めもないものとする。）について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.71] から [No.74]）

ア．A市の市長Cが宗教法人Bの主宰する行事に特定の日時に出席することが予定されている事例において、Xは、当該出席行為に伴う公金の支出その他の法の定める財務会計上の行為について、法第242条の2第1項第1号の規定に基づき、その差止めを求める住民訴訟を、適法に提起することができる。[No.71]

イ．問題とされる事業に関して公金の支出を内容とする処分がされた事例において、Xは、当該

処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たるか否かにかかわらず、法第242条の2第1項第2号の規定に基づき、その取消しを求める住民訴訟を、適法に提起することができる。[No.72]

ウ. A市から町内会Dが貸付けを受けていた土地の上に宗教法人Bの礼拝の施設が存在する事例において、Xは、法第242条の2第1項第3号の規定に基づき、市長Cが町内会Dに上記の施設が存在する状態の解消を求めること等の当該土地の管理を怠る事実の違法確認を求める住民訴訟を、適法に提起することができる。[No.73]

エ. 町内会DがA市から貸付けを受けていた土地の貸付料の支払を滞っていた事例において、Xは、法第242条の2第1項第4号本文の規定に基づき、市長Cが町内会Dに契約による債務の履行としての貸付料の支払を請求することを求める住民訴訟を、適法に提起することができる。[No.74]

(参照条文) 地方自治法

第242条の2 普通地方公共団体の住民は、前条（注：住民監査請求）第1項の規定による請求をした場合において、同条第4項の規定による監査委員の監査の結果（中略）に不服があるとき（中略）は、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止め請求
- 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。

(以下略)

2～12 (略)

〔第36問〕(配点：3)

処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからエの順に [No.75] から [No.78])

ア. 執行停止の決定をする場合においては、本案の訴えが提起されていなければならないが、当該訴えが適法であるか否かは問題とならない。[No.75]

イ. 執行停止は、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、することができる。[No.76]

ウ. 処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によって目的を達することができる場合には、することができない。[No.77]

エ. 民事保全法に規定する仮処分をもっては、裁判所は、処分の執行停止を命ずることはできない。[No.78]

〔第37問〕（配点：2）

次のアからウまでの各記述の下線部について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.79]）

ア. 固定資産税の納税者は、固定資産税の登録価格について不服がある場合、地方税法に基づく審査の申出及びその決定に対する取消しの訴えによってのみ争うことができるとされている。したがって、当該納税者がこれら手続を経ることなく、登録価格が過大であったとして、国家賠償法に基づき固定資産税の過納金相当額の損害賠償請求をすることはできない。

イ. 不動産の強制競売事件における執行裁判所の処分については、民事執行法に定める救済の手続により是正することができる。こうした手続が予定されているから、執行裁判所自らその処分を是正すべき場合等特別の事情がある場合を除き、権利者がその手続による救済を求めることを怠ったため損害が生じたとしても、国家賠償法に基づき損害賠償請求をすることはできない。

ウ. 犯罪の被害者は、公訴提起により利益を受けることから、検察官の不起訴処分の違法を理由として、国家賠償法に基づき損害賠償請求をすることができる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第38問〕（配点：3）

損失補償に関する次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.80] から [No.83]）

ア. Aが所有する一団の土地の一部が収用された事例において、残地部分が不整形になり、その価格が収用前に比べて減少した場合には、起業者はAに対して、残地に関する損失を補償しなければならない。[No.80]

イ. ある土地が道路用地として収用され、道路が建設された結果、道路面とその隣接地との間に高低差が生じた事例において、隣接地の所有者Bが高低差を解消するために通路の設置を余儀なくされた場合には、Bは起業者に対して、通路設置に要した費用の補償を請求することができる。[No.81]

ウ. Cの土地が収用される事例において、権利取得裁決により起業者はCの所有する土地を取得することから、事業認定の時点ではなく、当該裁決の時点における土地取引価格を基準として、Cが近傍において被収用地と同等の代替地を取得することができるだけの補償金額が、算定されなければならない。[No.82]

エ. 自己の所有する土地を収用されたDは、権利取得裁決に定められた補償額を不服として増額請求訴訟を提起して勝訴した場合には、正当な補償額と裁決で定められた補償額との差額のみならず、その差額に対する、裁決で定められた権利取得の時期からその支払済みに至るまでの民法所定の法定利率相当額を請求することができる。[No.83]

〔第39問〕（配点：3）

次のアからエまでの各記述について、行政不服審査法（以下「法」という。）に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.84] から [No.87]）

ア. 法は、公権力の行使に当たる事実上の行為で、その内容が継続的性質を有しないものも、「処分」に含まれると定めている。[No.84]

- イ．審査請求は、建築基準法に基づいて設置される建築審査会のような、独立して職権を行使する第三者機関に対して行われる不服申立てを意味する。【No.85】
- ウ．ある処分について異議申立て及び審査請求をすることができる場合につき、法は、自由選択主義を採用しているので、当該処分に不服のある者は、異議申立てについての決定を経た後で審査請求をすることも、直ちに審査請求をすることもできる。【No.86】
- エ．審査請求に理由があるときは、審査庁は、原則として、審査請求の全部又は一部を認容する裁決をしなければならないが、例外として、事情裁決によって当該審査請求を棄却することができる。【No.87】

〔第40問〕（配点：3）

都道府県知事が自治事務又は法定受託事務として、法律を根拠に私人に対し行政処分を行う場合に関する次のアからエまでの各記述について、法令に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。なお、本問にいう「法律」には、当該法律に基づく政令も含まれるものとする。（解答欄は、アからエの順に【No.88】から【No.91】）

- ア．処分の根拠となる法律が特に都道府県の自治事務とする旨を定めているときに限り、処分を行う事務は、都道府県の自治事務とされる。【No.88】
- イ．処分を行うことが都道府県の自治事務である場合、及び法定受託事務である場合のいずれにおいても、国が都道府県の事務処理について関与をするに際しては、法律の根拠が必要である。【No.89】
- ウ．処分を行うことが都道府県の自治事務である場合、及び法定受託事務である場合のいずれにおいても、私人が処分の取消しを求める訴えの被告は、都道府県である。【No.90】
- エ．処分を行うことが都道府県の自治事務である場合において、法律が定める処分の基準を、都道府県は条例により変更することができる旨が、地方自治法に定められている。【No.91】

短答式試験問題集〔民事系科目〕

〔民事系科目〕

〔第1問〕（配点：2）

行為能力に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.1〕）

- ア．精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者は、自ら補助開始の審判を請求することができない。
- イ．成年被後見人が認知をする場合、成年被後見人の同意は不要である。
- ウ．保佐人の同意を得なければならない行為について、被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず保佐人が同意をしないとき、被保佐人は、家庭裁判所に対し、保佐人の同意に代わる許可を請求することができる。
- エ．被補助人について後見開始の審判をする場合、家庭裁判所は、その者に係る補助開始の審判を取り消さずに後見開始の審判をすることができる。
- オ．精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者について、家庭裁判所は、同意権も代理権も付与されない補助人を選任することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第2問〕（配点：2）

制限行為能力者に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.2〕）

- 1．制限行為能力者のした契約について、制限行為能力者及びその法定代理人が取消権を有するときは、契約の相手方も取消権を有する。
- 2．契約を締結した成年者がその後後見開始の審判を受けたとき、成年被後見人は、その契約の当時、既にその成年者につき後見開始の事由が存在していたことを証明して、その成年者のした契約を取り消すことができる。
- 3．未成年者は、その契約を取り消すことができることを知って契約を締結したときでも、その契約を取り消すことができる。
- 4．制限行為能力者が、自己を行為能力者であると信じさせるために相手方に対して詐術を用いて法律行為をした場合は、その法律行為の要素に錯誤があるときでも、錯誤による無効を主張することはできない。

〔第3問〕（配点：2）

錯誤に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.3〕）

- 1．意思表示の相手方が表意者の錯誤を認識していた場合であっても、表意者において錯誤に陥ったことについて重大な過失があったときは、表意者は、錯誤による無効を主張することができない。
- 2．売買の目的物に隠れた瑕疵があり、この点について買主が錯誤に陥っていた場合は、錯誤の規定に優先して、瑕疵担保責任の規定が適用されることになる。
- 3．裁判上の和解は、裁判所の関与の下にされるものであるから、これについて錯誤による無効を主張することはできない。
- 4．表意者に対して債権を有する者は、その債権を保全する必要がある場合、表意者がその意思表示の要素に関し錯誤のあることを認めているときは、その意思表示の無効を主張し、その結果生ずる表意者の債権を代位行使することができる。
- 5．意思表示の動機に錯誤があった場合、その意思表示の錯誤による無効を主張するためには、その動機が表示されていれば足り、その動機が法律行為の内容となっている必要はない。

〔第4問〕（配点：2）

任意代理に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.4]）

ア．代理人に対して意思表示をした者が、本人に対する意思表示であることを示したときは、代理人において本人のために受領することを示さなくても、その意思表示は本人に対して効力を生ずる。

イ．代理権は、代理人が後見開始の審判を受けたときは消滅する。

ウ．意思表示の効力がある事情を知っていたことによって影響を受けるべき場合、その事実の有無は、本人の選択に従い、本人又は代理人のいずれかについて決する。

エ．代理権を有しない者がした契約を本人が追認する場合、その契約の効力は、別段の意思表示がない限り、追認をした時から将来に向かって生ずる。

オ．代理人が本人の指名に従って復代理人を選任した場合は、その選任及び監督について本人に対して責任を負わないが、その復代理人が不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知し又は復代理人を解任することを怠ったときは、本人に対して責任を負う。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第5問〕（配点：2）

無権代理に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.5]）

1．Aは、見知らぬ他人であるB宅に侵入し、Bの印章と登記関係の書類を盗み出し、それを用いて、BがAにB所有の甲不動産を売却する代理権を与えた旨の委任状を偽造し、Bの代理人として、Cに対して甲不動産を売却する契約を締結した。この場合において、CがAに代理権がないことについて善意無過失であっても、表見代理は成立しない。

2．判例によれば、Aの親権者Bは、Cから金銭を借り入れるに当たり、Aを代理してA所有の不動産にCのBに対する債権を担保するために抵当権を設定することはできないし、その設定行為を追認することもできない。

3．代理権を有しない者が代理行為として契約をした場合、その契約の時に代理権のないことを知っていた相手方は、本人が追認をする以前でもこれを取り消すことができない。

4．無権代理人が本人の追認を得ることができなかったときは、代理権の不存在につき善意無過失の相手方は、無権代理人に損害賠償を請求することができる。

5．判例によれば、AがBに代理権を与えないまま「A」という名称の使用を許し、BがAの取引であるように見える外形を作り出して取引をした場合、この取引の効果がAに帰属することはない。

〔第6問〕（配点：2）

条件、期限及び期間の計算に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.6]）

- ア. 条件が成就しないことが法律行為の時に既に確定していた場合、その条件が解除条件であるときは無条件の法律行為となり、その条件が停止条件であるときは無効な法律行為となる。
- イ. 不法な条件を付した法律行為は無効であるが、不法な行為をしないことを条件とする法律行為は有効である。
- ウ. 条件の付された権利は、その条件の成否が未定である間は、相続することができない。
- エ. 判例によれば、不法行為による損害の賠償を請求する債権の消滅時効の期間の計算については、被害者が損害及び加害者を知った時が午前零時でない限り、初日は算入しない。
- オ. 契約の一方当事者に債務不履行があった場合において、催告期間内に履行しなければ契約を解除する旨の意思表示を他方当事者がしたときは、その催告期間内に履行がなければ、改めて解除の意思表示をしなくても、解除の効果は発生する。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第7問〕（配点：2）

消滅時効に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.7]）

- ア. 単独で金銭債務を負う債務者が死亡し、複数の相続人がいる場合、遺産分割によってその金銭債務を負う者が決定するまでの間は、その債務について消滅時効は中断する。
- イ. AのBに対する金銭債権を担保するためC所有の不動産に抵当権が設定された場合、その抵当権に基づく担保不動産競売の開始決定がされ、その決定正本が裁判所からBに送達されたときは、AのBに対する債権の消滅時効は中断する。
- ウ. 主たる債務の消滅時効期間が10年である場合、連帯保証人が主たる債務の履行期から7年を経過した日に保証債務の履行として弁済をしても、主たる債務の履行期から10年を経過したときは、主たる債務が時効により消滅するので、弁済をした連帯保証人は、主たる債務者に対して求償権を行使することができない。
- エ. AとBが連帯債務を負う場合において、Aが全部の負担部分を有するときは、Bが債権者に対して債務を承認しても、Aの債務について消滅時効は中断せず、その消滅時効が完成すれば、Bも債務を免れる。
- オ. AとBが夫婦の場合、Aが自己の単独名義でCと日常の家事に関して契約を締結して債務を負ったとき、CのAに対する債権の裁判上の請求により、CのBに対する債権の消滅時効も中断する。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第8問〕（配点：3）

法律上の要件としての善意又は悪意に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.8]）

- 1. 相続開始の1年前の日より前にされた贈与は、それがされた当時に当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知っていたとき、その価額が遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入される。
- 2. Aが所有する不動産をBが占有する場合において、Bが、10年間の占有を継続したことを理由として、この不動産の所有権を時効により取得するためには、Bは、占有を開始した時に善意無過失であればよく、その後にBが悪意になっても、Bの時効取得の成否に影響しない。
- 3. 善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、その訴え提起の時から悪意の占有者と

みなされる。

4. 判例によれば、Aが所有する不動産を7年間継続して占有したBから、この不動産を買い受けて引渡しを受けたCが更に4年間継続して占有する場合において、Cが、10年間の占有を継続したことを理由として、この不動産の所有権を時効により取得するためには、Bが占有を開始した時に善意であれば、Cの占有開始時にCが善意である必要はない。
5. Aに対する債権者Bが、AからCへの不動産の贈与を詐害行為を理由に転得者Dを被告として取り消す場合、その請求が認められるためには、その贈与がBを害することを、AC間の贈与の当時、Dが知っていたことが必要である。

〔第9問〕（配点：2）

物権と債権の対比に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、[No.9]）

1. 債権は時効により消滅することがあるが、物権は時効により消滅することはない。
2. 建物の引渡しを受けた建物賃借人は、その建物の使用を妨害された場合、占有権に基づいて妨害排除を求めることはできるが、賃借権に基づいて妨害排除を求めることはできない。
3. 物権は一筆の土地の一部についても成立することがあるが、債権も一筆の土地の一部を目的として成立することがある。
4. 債権は別の債権を目的とすることができるが、物権は債権を目的とすることはできない。
5. 物権は時効により取得することができるが、債権は時効により取得することはできない。

〔第10問〕（配点：2）

引渡しの方法に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、[No.10]）

1. Aは、Bから動産甲を買い受け、占有改定の方法で引渡しを受けたが、その後、Bは、動産甲をCに奪われてしまった。この場合、Aは、所有権に基づいてCに対して動産甲の返還を請求することができるのみでなく、Cに対して占有回収の訴えを起こすことができる。
2. Aは、Bから動産甲を買い受け、占有改定の方法で引渡しを受けたが、その後、Bは、動産甲をCにも売却し、現実に取り渡した。この場合、Cは、BのAに対する動産甲の売却について善意無過失でなくても、動産甲の所有権取得をAに対抗することができる。
3. Aは、Bから借用して占有していた動産甲をBから買い受けた。この場合、Aは、Bに動産甲をいったん返還した上でBから改めて動産甲の現実の引渡しを受けない限り、その所有権の取得を第三者に対抗することはできない。
4. Aは、Bに対する債権を担保するため、Bとの間で、B所有の動産甲に質権の設定を受けた。この場合、指図による占有移転により動産甲の引渡しを受けたのみでは、質権の効力は生じない。
5. Aは、Bが第三者に寄託している動産甲をBから買い受け、自ら受寄者に対し、以後Aのために動産甲を占有することを命じ、受寄者がこれを承諾したときは、Aは、動産甲の占有権を取得する。

〔第11問〕（配点：2）

物権的請求権に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.11〕）

1. 所有権に基づく物権的請求権は、所有権から派生する権利であるから、所有権と独立に物権的請求権のみを譲渡することはできないが、所有権とは別に消滅時効にかかる場合がある。
2. 建物の賃貸借契約が終了したとき、建物の所有者である賃貸人は、賃借人に対し、賃貸借契約の終了に基づいて建物の返還を求めることはできるが、所有権に基づいて建物の返還を請求することはできない。
3. Aは、B所有の土地に何らの権原なく建物を建て、この建物をCに賃貸した。この場合、建物を占有しているのはCであるから、Bは、Aに対して、建物を収去して土地を明け渡すことを請求することはできない。
4. 畑として使用されてきた土地をA、B及びCが持分3分の1ずつで共有していたところ、第三者が、Aの承諾を得て、その土地を造成して宅地にしようとした。この場合、Cは、単独で、その第三者に対し、共有持分権に基づく物権的請求権の行使として、土地全体について造成行為の禁止を求めることができる。
5. AがBに対して所有権に基づく妨害排除請求権を行使するには、Bに事理を弁識する能力があることは必要でないが、妨害状態が発生したことについてBに故意又は過失があることが必要である。

〔第12問〕（配点：2）

地上権に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.12〕）

1. 甲土地を所有するAがBのために甲土地を目的とする地上権を設定してその旨の登記がされ、Bの地上権を目的とする抵当権が設定されていた場合でも、その後、BがAから甲土地の所有権を取得したときは、地上権は消滅する。
2. 甲土地を所有するAがB及びCのために甲土地を目的とする地上権を設定してその旨の登記がされ、その地上権をB及びCが準共有している場合でも、その後、BがAから甲土地の所有権を取得したときは、地上権は消滅する。
3. 既に抵当権が設定されている甲土地を所有するAがBのために甲土地を目的とする地上権を設定してその旨の登記がされた場合、その後、BがAから甲土地の所有権を取得したときは、地上権は消滅する。
4. 甲土地を所有するAがBのために甲土地を目的とする地上権を設定してその旨の登記がされたが、BのAに対する地代支払債務について未払があった場合、その後、BがAから甲土地の所有権を取得したときは、その未払債務は消滅する。
5. 甲土地を所有するAがBのために甲土地を目的とする地上権を設定してその旨の登記がされ、Bが甲土地上に乙建物を建ててCに賃貸したときは、その後、BがAから甲土地の所有権を取得したときでも、地上権は消滅しない。

〔第13問〕（配点：2）

用益物権に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.13〕）

1. 入会団体の構成員は、入会権の目的となっている山林原野の使用収益を妨げる者がいる場合には、別段の慣習がない限り、単独で、その者に対し、妨害排除を請求することができる。
2. 借地借家法にいう借地権には、建物の所有を目的とする地上権も含まれる。
3. 建物が存する土地を目的として、先順位の甲抵当権及びこれと抵当権者を異にする後順位の乙抵当権が設定された後、甲抵当権が被担保債権の弁済により消滅し、その後、乙抵当権の実

行により土地と地上建物の所有者を異にするに至った場合において、当該土地と建物が、甲抵当権の設定時には同一の所有者に属していなかったとしても、乙抵当権の設定時に同一の所有者に属していたときは、法定地上権が成立する。

4. 要役地の所有者が、他人所有の土地を承役地とする通行地役権を時効により取得するためには、自ら通路を開設して継続的に通行の用に供することが必要である。
5. 通行地役権の承役地がAに譲渡された場合において、譲渡の時に要役地の所有者Bによって承役地が継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況からして客観的に明らかであったとしても、Aが通行地役権の存在を認識していなかったときは、Aは、通行地役権につき、地役権設定登記の不存在を主張する正当な利益を有する第三者に当たる。

【第14問】（配点：2）

留置権及び抵当権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.14]）

- ア. 留置権は、他人の物の占有者に認められる権利であるから、留置権者が目的物を第三者に賃貸した場合には、目的物の賃貸について所有者の同意を得ていても、留置権は消滅する。
- イ. 留置権者が目的物の占有を奪われた場合、留置権者が占有回収の訴えを提起して勝訴し、現実の占有を回復すれば、留置権は消滅しない。
- ウ. 抵当権者は、目的物が第三者の行為により滅失した場合、物上代位により、その第三者に対して所有者が有する損害賠償請求権から優先弁済を受けることができるのに対し、留置権者は、目的物が第三者の行為により滅失した場合には、損害賠償請求権に物上代位権を行使することができない。
- エ. 抵当権は、債権の弁済がないときに目的物を換価して優先弁済を受ける権利であるから、抵当権者は、目的物の競売を申し立てることができるが、留置権は、債権の弁済を受けるまで目的物を留置する権利にすぎないから、留置権者は、目的物の競売を申し立てることはできない。
- オ. 留置権においては、目的物の留置自体により被担保債権の権利行使がされていることになるから、債権者が目的物を占有している限り、被担保債権が時効消滅することはない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第15問】（配点：2）

抵当権の効力に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.15]、[No.16] 順不同）

1. 抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、その後に生じた抵当不動産の果実に及ぶ。
2. 借地上の建物が抵当権の目的となっている場合、建物の敷地利用権である借地権にも抵当権の効力が及ぶ。
3. 抵当権の被担保債権について主たる債務者となっている者は、抵当権消滅請求を行うことができないが、その債務の連帯保証人は、抵当権消滅請求を行うことができる。
4. 建物に設定された抵当権が実行された場合において、抵当権の設定登記後であって競売手続の開始前からその建物の引渡しを受けて占有し使用している者が存在するときは、その建物の占有者は、買受人による建物買受けの時から6か月間、買受人に対する使用の対価を支払うことなく建物の明渡しを猶予される。
5. 更地に抵当権が設定された後、その土地の上に第三者が建物を築造したとき、抵当権者は、その土地とともにその建物を競売することができる。

〔第16問〕（配点：2）

根抵当権に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.17]、[No.18] 順不同）

1. 手形上又は小切手上的の請求権を根抵当権の被担保債権と定める場合においても、第三者が振り出し、債務者が裏書した手形上又は小切手上的の請求権を根抵当権の被担保債権とすることはできない。
2. 根抵当権の元本の確定前に根抵当権者から債権を取得した者は、その債権について当該根抵当権を行使することはできない。
3. 元本確定前において根抵当権の担保すべき債権の範囲及び債務者についての変更は、後順位根抵当権者がいる場合は、その承諾を得なければすることができない。
4. 元本確定前に根抵当権者が死亡して相続が開始した場合において、根抵当権者の相続人と根抵当権の設定者との間でその根抵当権を承継する相続人を合意しなかったときは、その根抵当権の担保すべき元本は、根抵当権者の相続開始の時に確定する。
5. 元本確定後の根抵当権は、極度額を限度として、元本のほか、利息及び遅延損害金がある場合には、2年を超える利息及び遅延損害金についても行使することができる。

〔第17問〕（配点：2）

担保物権についての特約に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.19]）

1. 動産の売主と買主との間で、売買の目的物を買主が第三者に転売して引き渡したときでも、売主はその目的物に先取特権を行使することができる旨の特約がある場合において、買主がその目的物を転売して転買主にこれを引き渡したときは、売主は、転買主が占有している目的物について、その特約について転買主が悪意であるときでも、先取特権を行使することはできない。
2. 動産質権において、質権者と質権設定者との間で、被担保債権の利息はその質権によって担保されない旨の特約がされた場合においても、利息は、質権の被担保債権に含まれる。
3. 不動産質権者は、質権の目的物を使用及び収益をすることができ、質権者と質権設定者との間の特約で、その使用収益権を排除することはできない。
4. 建物が存する土地について抵当権が設定された場合において、その抵当権者と抵当権設定者との特約で、その土地上の建物にも抵当権の効力を及ぼすことができる旨の合意がされたときは、その土地の抵当権は、土地の上に存するその建物にも及ぶ。

〔第18問〕（配点：2）

履行の強制に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.20]）

1. 売買契約の目的である建設機械の引渡しを受けた買主が代金を支払わないとき、売主は、買主に対し、遅延の期間に応じ、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を自己に支払うべき旨を裁判所に請求することができる。
2. 合意により午後9時以降はピアノを弾かないという債務を隣人に対して負担している者が、午後9時以降にピアノを弾くことを繰り返しているとき、この隣人は、当該ピアノの使用禁止及びその競売を裁判所に申し立てることができる。
3. 小麦100キログラムの売買契約で、代金の前払を受けた売主が物品を引き渡さないとき、買主は、売主の費用で同種、同量及び同等の小麦を第三者に調達させることを裁判所に請求することができる。
4. 賃貸人が賃借人に対して賃貸建物を引き渡さないとき、賃貸人は、賃貸人に対し、遅延の期間に応じ、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を自己に支払うべき旨を

裁判所に請求することができる。

5. 多額の債務を負う者が死亡し、共同相続が開始した場合において、相続人の一人が相続放棄をしないとき、他の共同相続人は、この相続人を被告として相続放棄の意思表示をすべき旨の訴えを提起することができ、これを命ずる判決が確定すれば、被告となった相続人は、判決確定の時に相続放棄をしたものとみなされる。

〔第19問〕（配点：2）

債権者代位権に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No. 21]）

1. AがBに対して有している売買代金債権をAの債権者CがAに代わって行使し、売買代金の支払を求めて訴えを提起した場合において、この請求を認容する判決が確定すれば、このAのBに対する売買代金債権は、弁済により消滅したものとみなされる。
2. 判例によれば、債権者が代位権の行使に着手した事実を債務者が知ったとしても、債務者は、債権者から代位の通知を受けない間は、代位権行使の対象となった権利を自ら行使することができる。
3. 債務者の権利を代位行使する債権者は、債務者の代理人としてではなく、自己の名で当該権利を行使するものであり、自己の財産におけるのと同じの注意をもって権利を行使すれば足りる。
4. 判例によれば、離婚に伴う財産分与請求権は、審判によりその具体的内容が確定したときは、財産分与を受ける者の債権者が債権者代位の目的とすることができる。
5. 債務者に対して複数の債権者がいる場合において、このうちの一人が債務者の有する金銭債権を代位行使するときは、代位行使することができる金銭債権の額は、複数の債権者が有する債権の総額に占める代位債権者の債権の額の割合に応じて算出された額を限度とする。

〔第20問〕（配点：2）

貸金等根保証契約（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とし、その債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることにより負担する債務が含まれ、保証人が自然人である保証契約）に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.22]）

- ア. 貸金等根保証契約は、書面でなければ、その効力を生じない。
イ. 貸金等根保証契約の締結の日から3年を経過したときは、保証人は、主たる債務の元本の確定を請求することができる。
ウ. 貸金等根保証契約は、極度額を定めなければ、その効力を生じない。
エ. 貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、保証人に対し債権者が金銭債権についての強制執行を申し立てた場合には、これに基づき強制執行が開始されたときに限り、確定する。
オ. 貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、主たる債務者が死亡した場合でも当然には確定しない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第21問〕（配点：2）

債権譲渡に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.23]）

1. 譲渡禁止特約のある指名債権について、譲受人が特約の存在を知り、又は重大な過失により特約の存在を知らないでこれを譲り受けた場合でも、その後、債務者が債権の譲渡について承諾を与えたときは、債権譲渡は譲渡の時にさかのぼって有効となるが、第三者の権利を害することはできない。
2. 指名債権の譲受人が、債権者代位権により、譲渡人に代位して債務者に債権譲渡の通知をしたとしても、その債権譲渡を債務者に対抗することはできない。
3. 同一の債権に対する債権譲渡と債権差押えとの間の優劣は、債権譲渡についての第三者対抗要件が具備された時と債権差押命令が当該債権の債務者に送達された時の先後で決する。
4. A法人がBに対する金銭債権をCに譲渡し、その債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされた場合であっても、Aからの債権譲渡通知がBに到達しておらず、かつ、Bがその債権譲渡を承諾していないときは、Cは、Bに対して自己が債権者であることを主張することができない。
5. 譲渡禁止特約が付された債権であっても差押えをすることはできるが、その差押債権者が譲渡禁止特約につき悪意であるときは、当該債権の債務者は差押債権者に対して譲渡禁止特約をもって対抗することができる。

〔第22問〕（配点：2）

債務の消滅に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.24]、[No.25] 順不同）

1. 建物賃貸借契約の終了について争いがあり、賃貸人が賃料の受領を拒んでいるときは、賃借人は、賃借人の住所地の供託所又は賃貸人の住所地の供託所に賃料を供託することができる。
2. 判例によれば、金銭消費貸借契約を締結して1000万円を借り受けた債務者が、貸主との間で、金銭を支払う代わりに債務者所有の1000万円相当の土地を譲り渡す合意をしたときは、この合意の性質を代物弁済又は更改のいずれと解しても、合意成立の時点で旧債務は消滅する。
3. AのBに対する債権を担保するため、B所有の土地に抵当権が設定された後、CのBに対する債権を担保するためにその土地に後順位抵当権が設定された場合において、AがBを単独で相続したときは、Aの抵当権は消滅する。
4. 債務者が1個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、順次に費用、利息及び元本に充当される。
5. 債権者が債務者に対して債務の免除をする場合には、債務者の同意がなければ、免除の効果は発生しない。

〔第23問〕（配点：3）

求償権に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.26〕）

1. 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受けたときは、その保証人は、主たる債務者に対して求償権を有する。
2. 判例によれば、債務者Aの委託を受けてAの債務を担保するため抵当権を設定したBは、当該抵当権の被担保債権の弁済期が到来したとしても、Aに対し、あらかじめ求償権を行使することができない。
3. 連帯債務者であるAが債権者Bに対する自己の債権をもってする相殺が可能であった場合において、他の連帯債務者CがAに通知しないで債権者Bに弁済をしたとき、Aは、Cからの求償を拒むことができる。
4. 連帯債務者A、B及びCのうち、Aが債権者から債務の全額につき免除を受けた場合、Aは、B及びCに対し、各自の負担部分について求償権を取得する。
5. 判例によれば、Aが、使用者であるBの事業の執行について、Cとの共同の不法行為によって他人に損害を加えた場合において、CがAとの過失割合によって定められる自己の負担部分を超えて被害者に損害を賠償したときは、Cは、Bに過失がなくても、Aの負担部分について、Bに求償することができる。

〔第24問〕（配点：2）

同時履行の抗弁に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.27〕）

- ア. 売買契約が詐欺を理由として取り消された場合において、相互に返還されるべき給付は、同時履行の関係にある。
- イ. 金銭消費貸借契約に基づく貸金債務の弁済と当該債務の担保のためにされた抵当権設定登記の抹消登記手続は、同時履行の関係にある。
- ウ. 土地の売買契約における売主の所有権移転登記義務と買主の代金支払義務は、同時履行の関係にある。
- エ. 建物の賃借人が造作買取請求権の行使をした場合、賃貸人の造作代金支払債務と賃借人の建物引渡債務は、同時履行の関係にある。
- オ. 有償寄託において、寄託者の報酬支払債務と受寄者の目的物返還債務は、同時履行の関係にある。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第25問〕（配点：2）

消費貸借に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.28〕,〔No.29〕 順不同）

1. 消費貸借は、金銭でない物を目的とすることができる。
2. 無利息の金銭消費貸借は、書面でしなれば、その効力を生じない。
3. 返還の時期が暦日である確定期限で定められた場合、貸主が目的物の返還を請求する訴訟において、原告は、その期限の到来を主張する必要があるが、暦日の到来は顕著な事実であるから証明することを要しない。
4. 判例によれば、消費貸借により貸し渡された金銭の返還義務を目的として準消費貸借をすることは許されない。
5. 消費貸借の予約は、その後に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

〔第26問〕（配点：2）

転貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.30]）

ア．土地の賃借人が貸貸人の承諾を得て当該土地を転貸したときは、原賃貸借の賃貸人と賃借人との間で原賃貸借を合意解除しても、これをもって転借人に対抗することができない。

イ．建物の賃借人が貸貸人の承諾を得て当該建物を転貸した場合において、原賃貸借が賃借人（転貸人）の賃料不払を理由とする解除により終了したときは、転貸借は、原賃貸借の賃貸人が転借人に対して当該建物の返還を請求した時に、転貸人の転借人に対する債務の履行不能により終了する。

ウ．建物所有を目的とする土地賃貸借の賃借人が、その土地上に建築した建物を第三者に譲渡しようとする場合において、その第三者が土地の転借をしても原賃貸借の賃貸人に不利となるおそれがないにもかかわらず、当該賃貸人がその転貸を承諾しないときは、裁判所は、原賃貸借の賃借人の申立てにより、承諾に代わる許可を与えることができる。

エ．建物所有を目的とする土地賃貸借の賃借人が、当該土地上に建物を建築し、土地の賃貸人の承諾なくして当該建物を第三者に賃貸し、使用収益させることは、土地の無断転貸に該当する。

オ．無断転貸を理由とする解除権は、原賃貸借の賃貸人が転貸借契約が締結されたことを知った時から10年を経過したときは、時効によって消滅する。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第27問〕（配点：2）

請負に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.31]）

ア．請負が請負人の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、請負人は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

イ．請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。

ウ．注文者が死亡したときは、請負契約は終了する。

エ．請負における仕事の目的物に瑕疵がある場合であっても、注文者は、その瑕疵が重要でなく、その修補に過分の費用を要するときは、瑕疵の修補を請求することができない。

オ．仕事を完成して目的物を引き渡すことを内容とする請負において、注文者による瑕疵修補の請求は、目的物を引き渡した時から1年以内にしなければならない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第28問〕（配点：2）

契約の終了に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.32]、[No.33] 順不同）

1．無利息の金銭消費貸借において、当事者が返還の時期を定めなかったときは、借主は、いつでも貸金を返還して契約を終了させることができる。

2．使用貸借は、借主の死亡によって終了する。

3．賃貸借が解除されたときは、その賃貸借は、契約の時にさかのぼって効力を失う。

4．組合の存続期間を定めた場合であっても、組合員が死亡したときは、その相続人は、組合を脱退することができる。

5．無償の寄託において、当事者が寄託物の返還の時期を定めなかったときは、受寄者は、いつでも寄託物を返還して契約を終了させることができる。

【第29問】（配点：2）

不法行為に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。

（解答欄は，【No.34】）

1. 未成年者に対し不法行為に基づく損害賠償を請求する訴訟において、原告は、行為の当時その者に責任能力があったことを主張立証しなければならない。
2. 未成年者が責任能力を有する場合であっても、監督義務者の義務違反と未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係が認められるときは、監督義務者に対して不法行為に基づく損害賠償を請求することができる。
3. 不法行為により死亡した被害者の父又は母は、加害者に対し、自己が被った精神的苦痛に基づく損害の賠償を請求することはできない。
4. 交通事故の被害者である幼児に過失がなかったときは、その父又は母に過失があったとしても、それを理由として賠償額が減額されることはない。
5. 暴行を受けて傷害を負った被害者が損害賠償を請求する場合において、被害者の治療を行った医師に診療上の過失があり、そのために被害者の症状が悪化したときであっても、暴行を加えた者と医師は、被害者に対し連帯して損害を賠償する責任を負うことはない。

【第30問】（配点：2）

AのBに対する訴訟に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，【No.35】）

1. A B間に成立した保証が連帯保証ではない場合に、債権者Aが保証人Bに対し保証債務の履行を請求する訴訟において、Aは、主たる債務者に催告をしたことを請求原因として主張立証しなければならない。
2. A B間に成立した請負が仕事の目的物の引渡しを要するものである場合に、請負人Aが注文者Bに対し報酬を請求する訴訟において、Aは、仕事の目的物を引き渡したことを請求原因として主張立証しなければならない。
3. AがBに対し動産の売買代金を請求する訴訟において、Aは、目的動産の引渡しを提供したことを請求原因として主張立証しなければならない。
4. 判例によれば、AがBに対し貸金の返還を請求する訴訟において、Aとの動産の売買に基づく代金債権をもってする相殺を主張するBは、目的動産の引渡しを提供したことを主張立証しなければならない。
5. 判例によれば、Aが、Bに対し遺留分減殺請求権を行使した上で、被相続人からBが受けた贈与の目的物の返還を請求する訴訟において、Bが贈与の目的物の価額を弁償する旨の意思表示をしたときは、Aの請求は棄却される。

〔第31問〕（配点：2）

AとBの婚姻に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.36]）

ア．AがBの父母の養子である場合、A、B、同人らの親族又は検察官は、AとBの婚姻が近親者間の婚姻であることを理由として、その取消しを家庭裁判所に請求することができない。

イ．AとBは共に20歳未満で婚姻したが、BにはCとの間の嫡出でない未成年の子Dがいる場合、Aは、20歳に達していなくとも、婚姻により、Bとともに、Dの親権者となる。

ウ．Aが成年被後見人である場合、事理を弁識する能力を一時回復している間は、成年被後見人の同意を得ればBと婚姻することができる。

エ．判例によれば、AとBが、両名間の子Cに嫡出である子の身分を得させるための便法として、後日離婚することを合意した上で婚姻の届出をしたにすぎず、真に社会観念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思がなかった場合には、婚姻の効力は生じない。

オ．AがBと婚姻した場合、Aの父母であるCとDは、Bの兄Eと3親等の姻族になる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第32問〕（配点：2）

認知に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.37]、[No.38] 順不同）

1．遺言による認知は、遺言執行者が認知の届出をした時から効力を生ずる。

2．未成年である子が意思能力を有している場合であっても、その父は、子の承諾なく認知することができる。

3．未成年である子を認知するには、その母の承諾を得る必要はない。

4．嫡出でない子は、その父が認知と同時に届け出ることにより、父の氏を称することができる。

5．嫡出でない子の母は、その子が成年に達した後も、認知の訴えを提起することができる。

〔第33問〕（配点：2）

養子に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.39]）

ア．配偶者のある者が15歳未満の者と縁組をする場合、配偶者とともにする必要はないが、配偶者の同意を得なければならない。

イ．15歳未満の者は、その者の法定代理人が本人に代わってする承諾又は家庭裁判所の許可があれば縁組をすることができる。

ウ．15歳未満の養子の協議上の離縁は、離縁後にその養子の法定代理人となるべき者と養親との協議によって行う。

エ．強迫によって協議上の離縁の意思表示をした者は、いつでも家庭裁判所にその取消しを請求することができる。

オ．縁組の当事者の一方が死亡した後に生存当事者が離縁をしようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、これを行うことができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第34問〕（配点：2）

親権及び子の財産の管理権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.40〕）

- ア．父が長期間海外にいて事実上親権を行うことができないときは、母が単独で親権を行うことができる。
- イ．子の出生前に父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を、子の出生後の親権者と定めなければならない。
- ウ．遺言者が特定の財産を未成年者に遺贈するとともに、その遺言で、受遺者に対して親権を行う父母のうち父には当該財産を管理させない旨の意思を表示した場合、遺贈の効力発生後、父は遺贈された財産の管理権を有しない。
- エ．親権を行う父又は母は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができる。
- オ．特別養子縁組に係る養子は、未成年である間は養親の親権に服するが、実方の父母の相続人としての地位を失わない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第35問〕（配点：2）

甲建物を所有していたAが死亡し、Aには子B、C及びDがいるが、遺産分割は未了である場合、次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.41〕）

- 1．BがC及びDに無断で甲建物についてBへの所有権移転登記をした上でこれを第三者Eに売り、Eへの所有権移転登記をした場合、C及びDは、Eに対し、それぞれの持分権を対抗することができない。
- 2．BがAの死亡後新たに甲建物で居住を開始し、C及びDに甲建物を使用させない場合、C及びDは、甲建物に現実居住する意思がないときでも、Bに対し、持分の割合に応じた使用料相当額を不当利得として返還請求することができる。
- 3．遺産分割がされる前であっても、甲建物について、B、C及びDの法定相続分に応じた持分の割合により、相続を原因とする所有権移転登記をすることができる。
- 4．第三者EがBから甲建物の共有持分権を譲り受けた場合、EがC及びDとの共有関係の解消のためにとるべき裁判手続は、共有物分割訴訟である。
- 5．Bが遺産分割協議書を偽造して甲建物についてBへの所有権移転登記をした場合は、C及びDがその事実を知った時から5年以上経過後に当該登記の是正を請求するときでも、Bは、相続回復請求権の5年の短期消滅時効が完成したことを主張することができない。

〔第36問〕（配点：2）

遺言に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.42]）

- ア. 公正証書によってする遺言は、2人以上の者が同一の証書ですることができる。
- イ. 特定遺贈の受遺者がする遺贈の放棄は、家庭裁判所に申述することを要しない。
- ウ. 遺贈は、その目的物が遺言書作成の時ににおいて遺言者の財産に属しなかったときは、その効力を有しない。
- エ. 疾病その他の事由により死亡の危急に迫った者が、法定の人数の証人の立会いをもって、その1人に遺言の趣旨を口授する方式でした遺言は、遺言者が普通的方式によって遺言をすることができるようになった時から6か月間生存するときは、その効力を生じない。
- オ. 遺言の証人になった者は、その遺言の遺言執行者になることができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ オ 5. ウ エ

〔第37問〕（配点：2）

株式会社の設立に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.43]）

- ア. 会社の本店の所在地は、設立する際の定款で定めなければならない。
- イ. 会社の公告方法は、設立する際の定款で定めなければならない。
- ウ. 設立時募集株式の引受人が所定の期日又は期間内に設立時募集株式の払込金額の全額の払込みをしなかった場合には、その引受人は、その払込みをすることにより設立時募集株式の株主となる権利を失う。
- エ. 会社がその子会社を設立するには、発起設立又は募集設立のいずれかの方法によらなければならない。
- オ. 会社の設立を無効とする判決が確定したときは、その会社は、当初から存在しなかったことになる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第38問〕（配点：2）

次のアからオまでの各事項のうち、会社法上の公開会社において定款で定めることができないものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.44]）

- ア. 会社は、相続その他の一般承継により会社の譲渡制限株式を取得した者に対し、その株式を会社に売り渡すことを請求することができる旨
- イ. 会社は、必要と認める場合には、株主総会の特別決議に基づき、その親会社の株式を取得することができる旨
- ウ. 単元未満株主は、その有する単元未満株式について、株主代表訴訟を提起する権利を有しないこととする旨
- エ. ある種類の株式の内容として、その種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役を選任することとする旨
- オ. 会社法に規定する事項以外の一定の事項について、種類株主総会で決議をすることができる旨

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第39問】（配点：2）

株式の譲渡に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.45]）

- ア. 株券発行会社が株券の発行を不当に遅滞し、信義則に照らし、株券発行前にされた株式の譲渡の効力を否定するのを相当としない状況に至った場合において、株主が意思表示のみによって株式を譲渡したときは、その譲渡は、会社に対しても、その効力を有する。
- イ. 譲渡制限株式について、会社の承認を得ないで譲渡がされた場合、その譲渡は、譲渡当事者間において、その効力を有しない。
- ウ. 株式の譲渡について、会社に対し適法に株主名簿の名義書換請求がされたにもかかわらず、会社の過失により名義書換が行われなかったときは、会社は、株主名簿の名義書換のないことを理由として、株式の譲渡を否定することができない。
- エ. 株式の譲渡に関する株主名簿の名義書換が会社の都合で遅れている場合には、会社は、その譲渡を認め譲受人を株主として取り扱うことができない。
- オ. 株券発行会社の株式について、その会社の剰余金の配当の基準日より前に株券が交付されて譲渡されたが、その基準日までに株主名簿の名義書換請求がされずに譲渡人が配当金を受領したときは、譲渡人は、譲受人に対し、受領した配当金相当額の金員について不当利得返還義務を負わない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第40問】（配点：2）

自己株式に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.46]）

- ア. 株式会社は、自己株式について、株主総会における議決権を有しない。
- イ. 株式会社は、自己株式について、剰余金の配当をすることができない。
- ウ. 株式会社は、自己株式の取得価額を貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。
- エ. 自己株式を消却することにより、資本金の額は、減少する。
- オ. 自己株式を消却することにより、発行可能株式総数は、減少する。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第41問】（配点：2）

会社法上の公開会社である大会社の株主総会に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.47]）

- ア. 取締役会は、書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使のいずれもすることができる旨を定めた場合には、株主が同一の議案につき両方の方法により重複してそれぞれの内容が異なる議決権の行使をしたときの取扱いに関する事項を定めることができる。
- イ. 会社は、定款の定めにより、剰余金の配当に関する株主総会決議の定足数を排除することができない。
- ウ. 株主総会においては、その決議によって、取締役がその株主総会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。
- エ. 株主総会においてその延期の決議があった場合、後日開催されるその株主総会につき、改めて株主に対する招集通知を発しなければならない。
- オ. 会計監査人は、定時株主総会において出席を求める決議があったときは、その株主総会に出席して意見を述べなければならない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第42問〕（配点：2）

取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）の取締役の報酬等に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述について、定款には、報酬等に関する事項の定めがないものとする。（解答欄は、〔No.48〕）

- ア. 判例によれば、取締役が死亡した場合の弔慰金の支給は、それが在職中の職務執行の対価であるときは、株主総会の決議によらなければならない。
- イ. 判例によれば、株主総会の決議に基づいて取締役の報酬の額が具体的に定められた場合でも、その後、株主総会がその取締役の報酬を無報酬とする旨の決議をしたときは、その取締役は、これに同意しなくても報酬を請求することができなくなる。
- ウ. 判例によれば、株主総会の決議で取締役全員の報酬の総額を定め、その具体的な配分は、取締役会の決定に委ねることができる。
- エ. 会社が、取締役に對し、その報酬等としていわゆるストック・オプションとしての新株予約権を付与する場合には、株主総会の決議によることを要しない。
- オ. 会社が会社法上の公開会社である場合には、事業報告により、その事業年度に係る取締役ごとの個別の報酬の額を明らかにしなければならない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第43問〕（配点：2）

取締役会設置会社でない株式会社において、A及びBの2名が取締役に選任され、Aが代表取締役に選定されている場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.49〕）

- ア. Bが自己のために会社と取引をするときは、Aの同意を受けなければならない。
- イ. 会社は、定款によって、取締役の任期を選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めることができる。
- ウ. Aは、単独で、株主総会の日時及び場所等の株主総会の招集事項を決定することができる。
- エ. 会社は、Aがその職務を行うについて第三者に損害を加えたときは、その損害を賠償する責任を負う。
- オ. 会社の定款には、代表取締役は株主総会の決議によって取締役の中から定めるとの規定があり、それに基づいてAが代表取締役に選定されている場合において、Aが取締役にとどまりつつ代表取締役を辞任したときは、Bは、当然に会社を代表する権限を有する。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第44問〕（配点：2）

株式会社の取締役又は代表取締役とその登記に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.50〕）

- ア. 代表取締役が退任してその代表権を喪失し、退任の登記がされたときは、その後その者が会社の代表者として第三者とした取引については、民法第112条の規定は、適用されない。
- イ. 代表取締役が会社を代表して約束手形を振り出した場合であっても、代表取締役の就任につき登記がされていないときは、その代表取締役が個人として手形上の責任を負う。
- ウ. 取締役でないのに取締役として就任の登記をされた者が故意又は過失によりその登記につき承諾を与えていたときは、その者は、自己が取締役でないことをもって善意の第三者に対抗することができない。
- エ. 代表取締役でない者が、自ら会社の代表者として代表取締役の就任の登記の申請をしたことにより、その旨の登記がされたときは、その会社は、その登記を自らの申請に基づく登記と同

視するのを相当とするような特段の事情がない限り、善意の第三者に対しても、その者が代表取締役でないことを対抗することができる。

オ. 取締役を退任したにもかかわらずその旨の登記がされていない場合には、退任した取締役は、過失により退任の登記がされていないことを知らなかったためこれを放置していたときであっても、善意の第三者に対し、自己が取締役でないことを対抗することができない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

(参照条文) 民法

第112条 代理権の消滅は、善意の第三者に対抗することができない。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。

〔第45問〕(配点：2)

株式会社における取締役、監査役及び会計監査人の責任に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.51])

ア. 取締役が取締役会の承認を得て自己のために行った会社との取引によって会社に損害が生じた場合、その取締役会において異議を述べなかった監査役は、その任務を怠ったものと推定される。

イ. 監査役は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

ウ. 会計監査人がその任務を怠った場合における会社に対する損害賠償責任は、株主総会の決議をもってその全部を免除することができる。

エ. 分配可能額を超えて金銭による剰余金の配当がされた場合、その配当に係る議案を株主総会に提案した取締役は、その職務を行うにつき注意を怠らなかったことを証明した場合を除き、配当額に相当する金銭を会社に対し支払う義務を負う。

オ. 会社がその計算において株主の権利の行使に関し財産上の利益の供与をした場合、それに関与した取締役は、自らその財産上の利益の供与をしたときを除き、その職務を行うにつき注意を怠らなかったことを証明することにより、その供与した利益の価額に相当する額を会社に対し支払う義務を免れる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第46問〕(配点：2)

株式会社の計算に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.52])

ア. 会社が資本金の額を減少する場合には、その会社の債権者は、その会社に対し、これについて異議を述べることができる。

イ. 資本金の額の減少の無効は、訴えをもってのみ主張することができる。

ウ. 会社が準備金の額を減少する場合において、その減少額の全部を資本金とするときは、その会社の債権者は、その会社に対し、準備金の額の減少について異議を述べるができない。

エ. 取締役会設置会社が剰余金の額を減少する場合において、その減少額の全部を準備金とするときは、取締役会の決議によって剰余金の額の減少をすることができる。

オ. 会社が剰余金の処分として任意積立金の積立てをする場合には、定時株主総会の決議によらなければならない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第47問〕（配点：2）

株式会社を消滅会社とする吸収合併と株式会社を譲渡会社とする事業譲渡に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.53]）

- ア. 吸収合併及び事業譲渡のいずれにおいても、その相手方は、会社でなければならない。
- イ. 吸収合併の場合には、消滅会社はそれによって当然に解散するが、事業譲渡の場合には、譲渡会社はその事業の全部を譲渡してもそれによって当然には解散しない。
- ウ. 吸収合併の場合には、合併対価として交付される財産の種類は限定されないが、事業譲渡の場合には、事業の対価として交付される財産の種類は金銭に限られる。
- エ. 吸収合併の場合には、消滅会社の債務は個々の債権者の同意なくして存続会社に承継されるが、事業譲渡の場合には、譲渡の相手方が譲渡会社の債務を免責的に引き受けるためには、個々の債権者の同意を得なければならない。
- オ. 吸収合併及び事業譲渡は、いずれも、訴えによらなければその無効を主張することができない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第48問〕（配点：2）

株式交換に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.54]）

- ア. 株式交換完全子会社の株主に対して交付される対価が金銭のみである場合には、株式交換完全親会社の債権者は、その株式交換について異議を述べることができる。
- イ. 株式会社が株式交換をするために株主総会の決議による承認を要しない場合には、株主は、会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができない。
- ウ. 委員会設置会社にあつては、株主総会の決議による承認を要しない株式交換契約について、その内容の決定を執行役に委任することができる。
- エ. 株式交換完全子会社が種類株式発行会社であるときは、その会社の発行する種類の株式の内容に応じ、ある種類の株式の株主に対しては対価を交付しないこととすることができる。
- オ. 株式交換完全子会社は、株式交換の効力が生じた日から2週間以内に、その本店の所在地において、株式交換による変更の登記をしなければならない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第49問〕（配点：2）

株主代表訴訟に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.55]）

- ア. 会社法上の公開会社の場合、株主代表訴訟を提起することができるのは、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主又は発行済株式総数の100分の3以上の数の株式を6か月前から引き続き有する株主である。
- イ. 株主代表訴訟においては、退任した取締役を被告とすることができる。
- ウ. 株主代表訴訟の提起が悪意によるものであると認められるときは、裁判所は、被告の申立てにより又は職権で、訴えを提起した株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。
- エ. 株主代表訴訟においては、総株主の同意を得た場合に限り、取締役の責任を免除する内容の訴訟上の和解をすることができる。
- オ. 株主代表訴訟を提起した株主がその訴訟の係属中にその有する株式を売却して株主でなくなったときは、その者は、訴訟を進行することができない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第50問〕（配点：2）

商慣習に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.56]）

- ア. 商慣習が民法上の強行規定に優先して適用されることはない。
- イ. 商事に関しては、商法に定めがない事項について商慣習があれば、それに従う。
- ウ. 契約当事者が商法上の任意規定と異なる慣習に従う旨の合意をしている場合には、それが単なる「事実たる慣習」にすぎないときでも、その慣習が商法上の任意規定に優先する。
- エ. 商慣習が法的確信にまで高まっている場合でも、その適用を求める当事者は、訴訟において、その存在及び内容について証明責任を負う。
- オ. 判例の趣旨に照らせば、商慣習が商法上の強行規定に優先して適用される場合がある。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第51問〕（配点：2）

個人商人Aが甲商店の商号で乙市内において営む営業を個人商人Bに譲渡した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。ただし、A及びBは、小商人ではないものとし、また、AとBとは、Aの営業によって生じたCに対する債務（以下「C債務」という。）及びAの営業によって生じたDに対する債権（以下「D債権」という。）につき、その譲渡の対象としない旨を合意していたものとする。（解答欄は、[No.57]）

- ア. Aは、同一の営業をしない旨の特約をした場合であっても、営業譲渡の日から30年を経過すれば、乙市内において同一の営業をすることができる。
- イ. AがBに対し営業とともに甲商店の商号を譲渡した場合、商号の譲渡は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない。
- ウ. Bは、甲商店の商号を引き続き使用するときは、譲り受けた財産の価額を限度として、C債務を弁済する責任を負う。
- エ. Bが甲商店の商号を引き続き使用しない場合において、Aの営業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたことによりBが負担するC債務を弁済する責任は、その広告をした日から2年を経過すれば、消滅する。
- オ. Bが甲商店の商号を引き続き使用するときは、DがBに対してしたD債権に係る債務の弁済は、Dが善意でかつ重大な過失がないときは、その効力を有する。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第52問】（配点：2）

商人間の売買契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.58】）

- ア．売買契約が特定の日に履行しなければ契約をした目的を達することができない性質のものであっても、当事者の一方が履行をしないでその日時を経過したことを理由に相手方がその契約の効力を失わせるためには、解除の意思表示をしなければならない。
- イ．判例によれば、売買契約の目的物の瑕疵に関する通知義務を定めた商法の規定は、不特定物の場合にも適用される。
- ウ．判例によれば、売買契約の目的物に生じていた瑕疵が直ちに発見することのできないものである場合には、受領後6か月以内にその瑕疵を発見して直ちに通知を発すれば、その瑕疵を理由とする損害賠償請求権について、瑕疵担保責任に関する民法上の除斥期間の規定は、適用されなくなる。
- エ．買主が売買の目的物の受領を拒んだ場合には、売買契約は、直ちに解除されたものとみなされる。
- オ．売買契約の売主及び買主の営業所が異なる市町村内にある場合には、買主が売買の目的物に瑕疵があることを理由にその売買契約を解除したときであっても、買主は、その目的物を売主に送り返すことを要しない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第53問】（配点：2）

匿名組合員及び合資会社の有限責任社員に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述に係る匿名組合契約又は合資会社の定款には、特約又は別段の定めがないものとする。（解答欄は、【No.59】）

- ア．匿名組合員及び合資会社の有限責任社員は、金銭その他の財産のみをその出資の目的とすることができる。
- イ．匿名組合員及び合資会社の有限責任社員は、営業者又は合資会社の業務を執行することができる。
- ウ．匿名組合員及び合資会社の有限責任社員は、重要な事由があるときは、いつでも、裁判所の許可を得て、営業者又は合資会社の業務及び財産の状況を検査することができる。
- エ．匿名組合員及び合資会社の有限責任社員は、出資が損失によって減少したときは、その損失が填補された後でなければ、利益の配当を請求することができない。
- オ．匿名組合員及び合資会社の有限責任社員が出資した財産は、営業者又は合資会社に属する。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第54問】（配点：2）

手形は、主として「信用の手段」として規律され、小切手は、主として「支払の手段」として規律されている。次の1から5までの各記述のうち、このことと関係がないものはどれか。（解答欄は、【No.60】）

- 1．約束手形の振出人は、第一次的な支払義務を負うが、小切手の振出人は、支払人が支払拒絶をしたことを条件とする支払義務を負うにとどまる。
- 2．小切手においては、支払人が銀行その他の金融機関に限られ、かつ、振出人は、その支払人の下に小切手の支払に充てられるべき資金を有していなければならないが、為替手形においては、そのような制約はない。
- 3．為替手形においては、支払人が引受けをすることができるが、小切手においては、支払人が引受けをすることはできない。

4. 手形においては、満期の定め方として一覧払のほかは確定日払、日附後定期払及び一覧後定期払も認められるが、小切手においては、一覧払しか認められない。

5. 小切手の支払提示期間は、原則として振出日の日付から10日以内とされているが、一覧払手形の支払提示期間は、原則として振出日の日付から1年内とされている。

〔第55問〕（配点：2）

AがBを受取人として振り出した約束手形を、Bは、白地式裏書によってCに譲渡し、Cは、この手形をそのままの状態で金庫で保管していた。Cの金庫からこの手形を盗み出したDは、記名式裏書によってこれをEに譲渡した。Eは、この手形を取得する際、Dが権利者であると重過失なく信じていた。Eは、この手形を記名式裏書によってFに譲渡した。現在の所持人は、Fである。この手形の裏書欄の状況を簡略化して示したものが【図】である。

この手形に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.61】）

【図】

第1裏書 B → (白地)

第2裏書 D → E

第3裏書 E → F

ア. この手形には、裏書の連続が認められる。

イ. Fが、この手形をEから取得した際、DがCから盗取したものであることを知っていた場合、Aは、Dによる盗取の事実とFの悪意を証明することにより、Fに対する手形金の支払を拒むことができる。

ウ. Cは、盗難の時から2年間、この手形がCから盗まれたことを証明することにより、Fに対し、この手形の返還を請求することができる。

エ. この手形が金庫から盗み出されたことにつき、Cに重過失があった場合でも、Cは、この手形について遡求義務を負うことはない。

オ. 判例によれば、Dは、この手形について遡求義務を負うことはない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第56問〕（配点：2）

訴状の送達に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、【No.62】、【No.63】順不同）

1. 裁判長が補正を命じても訴状の送達をすることができない場合には、その訴状は、命令で、却下される。
2. 訴えの提起による時効中断の効力は、訴状が被告に送達された時に生ずる。
3. 訴状の送達は、被告本人に直接交付して行うべきものであり、それができない場合には、公示送達の方法によらなければならない。
4. 訴状が被告に送達された後は、その訴状に不備があっても、命令で訴状を却下することはできない。
5. 訴状において契約解除の意思表示をしようとする場合においても、その訴状の送達が公示送達の方法によってされたときは、契約解除の意思表示が被告に到達したことにはならない。

〔第57問〕（配点：2）

管轄に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.64]）

- ア．被告が第一審裁判所において管轄違いの抗弁を提出するとともに本案について弁論をした場合には、応訴管轄は生じない。
- イ．職分管轄については、当事者双方の合意によって異なる管轄裁判所を定める余地はない。
- ウ．裁判所は、訴訟についてその裁判所の専属管轄とする旨の合意がある場合には、訴訟の著しい遅滞を避けるためであっても、その訴訟を他の管轄裁判所に移送することはできない。
- エ．訴えが地方裁判所に提起された後に、請求の減縮により訴額が140万円を超えないこととなった場合において、被告の申立てがあるときは、地方裁判所は、決定で、その訴えに係る訴訟を簡易裁判所に移送しなければならない。
- オ．簡易裁判所は、被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合において、相手方の申立てがあるときは、決定で、本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第58問〕（配点：2）

当事者に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.65]）

- 1．債務者の債権を差し押さえた差押債権者は、第三債務者に対する取立訴訟の原告となることができる。
- 2．特定不動産の受遺者が、遺言の執行として当該不動産の所有権移転登記手続を求める訴えを提起する場合において、遺言執行者がいるときは、相続人ではなく遺言執行者を被告としなければならない。
- 3．民法上の組合において、組合規約により自己の名で組合財産を管理し対外的業務を執行する権限を与えられた組合員は、組合財産に関する訴訟の当事者となることができる。
- 4．株式会社の支配人は、当該株式会社のために、その事業に関する訴訟の当事者となることができる。
- 5．認知の訴えにおいて、被告とすべき父が死亡している場合には、検察官をその訴えの被告としなければならない。

〔第59問〕（配点：2）

当事者の欠席及び死亡に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.66]，[No.67]順不同）

- 1．当事者双方が最初にすべき口頭弁論の期日に欠席した場合には、訴状に記載された事項及び答弁書に記載された事項がそれぞれ陳述されたものとみなされる。
- 2．当事者双方が弁論準備手続の期日に欠席した場合において、1か月以内にいずれの当事者からも期日指定の申立てがされないときは、訴えの取下げがあったものとみなされる。
- 3．被告が口頭弁論終結後に死亡した場合には、被告に訴訟代理人がいるときを除き、訴訟手続は中断し、裁判所は、受継がされるまで判決を言い渡すことができない。
- 4．判決の言渡しは、当事者双方が判決の言渡期日に欠席した場合においても、することができる。
- 5．請求を棄却する第一審判決の送達を受けた日の翌日に原告が死亡した場合には、原告に訴訟代理人がいるときを除き、訴訟手続は中断し、控訴期間は進行を停止する。

〔第60問〕（配点：2）

直接主義に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は，[No.68]）

1. 合議体を構成する3人の裁判官のうちの1人が交代した場合には，当事者は，従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。
2. 合議体を構成する3人の裁判官のうちの2人が交代した場合において，当事者の申出があるときは，裁判所は，裁判官の交代前に尋問した証人を再度尋問しなければならない。
3. 裁判所は，当事者に異議がないときは，受命裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。
4. 判決の言渡しをする裁判官は，当該判決の基本となる口頭弁論に関与した裁判官でなければならない。
5. 当事者は，控訴審において，第一審の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

〔第61問〕（配点：2）

口頭弁論に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.69]）

- ア. 裁判所は，数個の独立した攻撃又は防御の方法が提出されている場合において，特定の攻撃又は防御の方法に審理を集中したいときは，弁論の制限をすることができる。
- イ. 口頭弁論の期日のうち証人尋問の期日については，その公開を停止することができない。
- ウ. 証人及び当事者本人の尋問は，できる限り，争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。
- エ. 弁論準備手続において主張された事実は，弁論準備手続の結果を当事者が口頭弁論で陳述することによって訴訟資料となる。
- オ. 裁判所は，当事者の申立てがない限り，終結した口頭弁論の再開を命ずることができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第62問〕（配点：2）

弁論準備手続に関する次の1から5までの各記述のうち，正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.70]，[No.71]順不同）

1. 裁判所は，当事者の同意がなければ，事件を弁論準備手続に付することができない。
2. 弁論準備手続は，当事者双方が立ち会うことができる期日において行う。
3. 裁判所は，弁論準備手続の期日においては，文書の証拠調べをすることができない。
4. 弁論準備手続においては，当事者双方が期日に出頭することができない場合であっても，裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって，期日における手続を行うことができる。
5. 裁判所は，弁論準備手続を終結するに当たり，その後の証拠調べにより証明すべき事実を当事者との間で確認するものとされている。

【第63問】（配点：2）

自白及びその撤回に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。（解答欄は、[No.72]）

- ア. 当事者が証拠として提出した契約書について、相手方がその成立の真正を認める旨の陳述をした場合には、裁判所は、証拠によっても当該契約書の成立の真正を否定することができない。
- イ. 口頭弁論の期日において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしなかった当事者は、次回以降の期日において当該事実を争うことができない。
- ウ. 自白の撤回は、第三者の刑事上罰すべき行為によって自白をした場合にもすることができる。
- エ. 自白の撤回は、時機に後れたものとして却下されることはない。
- オ. 自己に不利益な陳述をした当事者は、相手方がその陳述を援用する前においても、当該陳述を撤回することができない。

1. 1個 2. 2個 3. 3個 4. 4個 5. 5個

【第64問】（配点：2）

次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.73]、[No.74]順不同）

- 1. 第三者の営業秘密に関する事項について訴えの提起前における照会をすることができるのは、相手方がこれに回答することをその第三者が承諾した場合に限る。
- 2. 訴訟の係属中にする当事者照会は、相手方の職業の秘密として証言を拒絶することができる事項と同様の事項についても行うことができる。
- 3. 裁判所は、訴えの提起前における証拠収集の処分として、文書送付の嘱託や、専門的な知識経験に基づく意見の陳述の嘱託を行うことができる。
- 4. 証拠保全の手續において証人尋問がされた場合には、当事者がその証人について口頭弁論における尋問の申出をしたときでも、裁判所は、その尋問をする必要はない。
- 5. 裁判所は、訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるときでなければ、訴えの提起前における証拠収集の処分を行うことができない。

【第65問】（配点：2）

証拠調べの実施に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.75]）

- ア. 鑑定に必要な学識経験を有する者は、鑑定人となることができないものを除き、鑑定をする義務を負う。
- イ. 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、勾引を命ずることができる。
- ウ. 裁判所は、第三者に対し、検証の目的の提示を命ずることができ、その第三者が正当な理由なくこの命令に従わないときは、過料に処する。
- エ. 文書送付の嘱託の申立ては、登記事項証明書など当事者が法令により正本又は謄本の交付を求めることができる文書については、行うことができない。
- オ. 証人は、自己の配偶者に著しい利害関係のある事項について尋問を受ける場合にも、宣誓をする義務を負う。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第66問〕（配点：2）

文書提出命令に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.76]）

- ア. 文書提出命令の申立ては、その対象となった文書について証拠調べの必要性を欠くことを理由として却下することはできない。
- イ. 公務員の職務上の秘密に関する文書については、当該文書の提出によって公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあることを理由としてその提出を拒むことができる。
- ウ. 判例によれば、株式会社の社内文書で外部の者への開示が予定されていないものであっても、その文書を開示することにより当該株式会社に看過し難い不利益を生ずるおそれがないときには、文書提出命令の対象となる。
- エ. 判例によれば、刑事事件に係る訴訟に関する書類は、文書提出命令の対象となることはない。
- オ. いわゆるインカメラ手続を実施した結果、提出義務がないとして文書提出命令の申立てを却下した裁判所は、当該文書を閲読しなかったものとして本案についての心証を形成しなければならない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第67問〕（配点：2）

Xは、甲土地をA時点とその20年後のB時点のいずれにおいても占有していたから、両時点の間、甲土地の占有を継続し、甲土地を時効取得したと主張して、甲土地の登記名義人であるYに対し、所有権に基づき所有権移転登記手続を求める訴えを提起した。これに対し、Yが甲土地の占有に関して次のア又はイの主張をし、X及びYから他の主張はされなかったものとする。これらア又はイの主張がされた各場合について、Yが請求棄却の判決を得るために裁判官に抱かせることが必要な心証の説明として、後記1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、[No.77]）

ア. A時点ではXが占有していたが、B時点ではYが占有していた。

イ. Xは、A時点でもB時点でも占有していたが、両時点の間のC時点ではYが占有しており、Xは、継続して占有していなかった。

1. Yは、アの主張をする場合にはB時点でYが占有していた事実について、イの主張をする場合にはC時点でYが占有していた事実について、いずれも裁判官に確信を抱かせる必要がある。
2. Yは、アの主張をする場合にはB時点でYが占有していた事実について裁判官に確信を抱かせる必要があるが、イの主張をする場合にはA B両時点の間Xが継続して占有していた事実について裁判官に真偽不明の心証を抱かせれば足りる。
3. Yは、アの主張をする場合にはB時点でXが占有していた事実について裁判官に真偽不明の心証を抱かせれば足りるが、イの主張をする場合にはC時点でYが占有していた事実について裁判官に確信を抱かせる必要がある。
4. Yは、アの主張をする場合にはB時点でXが占有していた事実について、イの主張をする場合にはA B両時点の間Xが継続して占有していた事実について、いずれも裁判官に真偽不明の心証を抱かせれば足りる。

〔第68問〕（配点：2）

XがYに対し、絵画の売買代金の支払を求める訴えを提起した場合において、次のアからオまでのYの各陳述のうち、当該訴えの請求原因に対する抗弁となり得るものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.78]）

- ア. その絵画は、Aから買ったものであり、代金もAに支払っています。
- イ. その絵画は、Xから買ったものですが、まだ、引渡しを受けていません。
- ウ. その絵画は、XからBが買い、Bから私が買ったものです。
- エ. その絵画は、Xから買ったものですが、既にXには代金全額を支払いました。
- オ. その絵画は、Xから贈与されたものです。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第69問〕（配点：2）

訴えの取下げ及び控訴の取下げに関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.79]）

- ア. 判決が確定した後でも、相手方の同意を得れば、訴えを取り下げることができる。
- イ. 本案について終局判決があった後に訴えを取り下げた場合でも、相手方の同意があれば、同一の訴えを提起することができる。
- ウ. 本訴の取下げ後に被告が反訴を取り下げるときは、相手方が反訴の本案について口頭弁論をした後においても、相手方の同意を要しない。
- エ. 実親子関係の不存在の確認の訴えについても、訴えを取り下げることができる。
- オ. 控訴人は、控訴審の終局判決があった後においても、当該判決が確定するまでは、控訴を取り下げることができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第70問〕（配点：2）

判決の確定に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.80]）

- 1. 第一審判決が原告の請求の一部を認容し、その余を棄却するものであった場合には、当事者双方が控訴せず、いずれの控訴期間も満了した時に、第一審判決は確定する。
- 2. 控訴審で控訴棄却の判決がされたときは、その確定とともに第一審判決も確定する。
- 3. 控訴権を有する全ての当事者が控訴権を放棄したときは、控訴期間の満了前であっても、第一審判決は確定する。
- 4. 判例の趣旨によれば、通常共同訴訟において、共同訴訟人の一人が控訴したときは、他の共同訴訟人についても判決の確定が遡断される。
- 5. 上告審の終局判決は、その言渡しとともに確定する。

〔第71問〕（配点：2）

判決の効力に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.81]）

1. 給付訴訟において請求を棄却する判決は、確認判決である。
2. 形成訴訟において請求を認容する判決には、遡及して形成の効果を生ずるものと、将来に向かってのみ形成の効果を生ずるものがある。
3. 債務不存在確認訴訟において請求を認容する判決が確定すると、当該債務に係る被告の債権が存在しないことが既判力をもって確定される。
4. 土地の所有権確認訴訟において請求を棄却する判決が確定したときは、原告が当該土地の所有権を有しないことが既判力をもって確定されるが、被告がその土地の所有権を有することが確定されることはない。
5. 離婚判決が確定しても、当該判決に基づき戸籍法上の届出がされなければ、婚姻解消の効果は生じない。

〔第72問〕（配点：2）

複数請求訴訟に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.82]、[No.83]順不同）

1. 請求の予備的併合及び選択的併合においては、弁論を分離することは許されない。
2. 判例によれば、建物所有権に基づき建物明渡しを求める訴えを提起した原告が、請求を土地所有権に基づく建物収去土地明渡請求に変更することは、この訴えの変更が当該建物の所有権が自己に帰属する旨の被告の陳述に基づいてされた場合であっても、認められない。
3. 中間確認の訴えは、その確認の請求につき他の裁判所の専属管轄とする旨の合意がある場合には、許されない。
4. 反訴の提起後に本訴が取り下げられた場合には、本訴の訴訟資料を反訴の判決の基礎とすることはできない。
5. 判例によれば、控訴審における訴えの変更に対して相手方が異議なく応訴した場合には、請求の基礎に変更があるときであっても、当該訴えの変更は許される。

〔第73問〕（配点：2）

控訴に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.84]）

- ア. 控訴状に控訴の理由の記載がない場合において、控訴人が最高裁判所規則で定める期間内に控訴裁判所に控訴理由書を提出しないときは、控訴裁判所は、決定で、控訴を却下しなければならない。
- イ. 貸金300万円の返還請求を全部認容した第一審判決に対し、被告が100万円の部分のみを不服として控訴した場合には、その余の部分については、控訴期間の満了により、第一審判決が確定する。
- ウ. 控訴審の審判の対象は、裁判所が職権で調査すべき事項を除き、不服申立ての範囲に限定される。
- エ. 控訴審において提出することができる攻撃又は防御の方法は、第一審の口頭弁論終結後に生じた事由に関するものに限られない。
- オ. 控訴裁判所は、第一審判決を取り消す場合には、事件を第一審裁判所に差し戻さず、自判をすることができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第74問〕（配点：2）

少額訴訟に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.85]）

ア．同一の簡易裁判所において同一の年に少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる回数については、制限はない。

イ．少額訴訟においては、反訴を提起することができない。

ウ．少額訴訟においては、証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限ってすることができる。

エ．被告は、最初にすべき口頭弁論の期日において弁論をした後であっても、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。

オ．少額訴訟の終局判決に対しては、控訴をすることができない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

短答式試験問題集 [刑事系科目]

〔刑事系科目〕

〔第1問〕（配点：2）

次の1から5までの各事例における甲の罪責について判例の立場に従って検討した場合、甲に窃盗罪が成立しないものはどれか。（解答欄は、〔No.1〕）

1. 甲は、コンビニエンスストアでレジ係のアルバイトをしていたが、店長の乙が短時間外出していた間に、商品棚からたばこ1カートンを取り出して自分のバッグに入れ、アルバイト終了後店外へ持ち出し、これを自分のものにした。
2. 甲は、旅館に宿泊した際、旅館内にある共同浴場の脱衣場で、他の宿泊客が置き忘れた時計を見付けたので、脱衣場から持ち出し、これを自分のものにした。
3. 甲は、深夜、路上を歩いていたところ、見知らぬ乙と丙が殴り合いのけんかをしていたので、これを見ていると、乙がナイフを取り出して丙を刺し殺した。甲は、乙が走り去った直後、死亡した丙の上着のポケット内に入っていた現金入りの財布を持ち去り、これを自分のものにした。
4. 甲は、乙から封かんされた現金10万円入りの封筒を渡されて丙に届けるように依頼され、丙方に向かって歩き始めたが、途中で封筒内の現金が欲しくなり、封を開いて封筒に入っていた現金のうち2万円を取り出してこれを自分のものにした後、残りの現金が入った封筒を丙に交付した。
5. 甲は、乙が他の者から盗んできた宝石を乙所有の自動車の中に置いているのを知っていたところ、ある日、同車が無施錠で駐車されているのに気づき、同車内から同宝石を持ち去り、これを自分のものにした。

〔第2問〕（配点：3）

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、甲に（ ）内の犯罪の共同正犯が成立する場合には1を、教唆犯又は幫助犯が成立する場合には2を、間接正犯が成立する場合には3を選びなさい。（解答欄は、アからオまでの順に〔No.2〕から〔No.6〕）

ア. 甲は、甲の所属する暴力団事務所にVを連行し、同事務所において3日間、Vを逃走できないように見張って監禁し、その後、同じ暴力団に所属する乙に対して「お前が俺に代わって見張れ。」と言った。乙は、これを了承し、4日目から前記事務所においてVを逃走できないように見張って監禁した。5日目に乙が居眠りをした隙に、Vは、前記事務所の窓から外に飛び降りて逃げ出したが、飛び降りた際、右足首を骨折した。（監禁致傷罪）〔No.2〕

イ. 甲は、乙が自宅で賭博場を開張して利益を得ていることを知り、乙の役に立とうと考え、乙に連絡することなく、乙の開張する賭博場にA及びBを誘引し、賭博をさせた。（賭博場開張図利罪）〔No.3〕

ウ. 甲は、常日頃暴行を加えて自己の意のままに従わせていた実子の乙（13歳）に対し、Vが管理するさい銭箱から現金を盗んでくるように命じ、乙は、是非善悪の識別能力及び識別に従って行動を制御する能力を有していたが、甲の命令に従わなければまた暴力を振るわれると畏怖し、意思を抑圧された状態で、前記さい銭箱から現金を盗んだ。（窃盗罪）〔No.4〕

エ. 甲は、知人乙から、交際相手であるVを殺害したいので青酸カリを入手してほしいと依頼され、自らもVに恨みを抱いていたことから、青酸カリを準備して乙に交付した。乙は、甲から青酸カリを受領した後、実行行為に出る前にV殺害を思いとどまり、警察署に出頭した。（殺人予備罪）〔No.5〕

オ. 甲は、乙から、乙がV方に強盗に入る際に外で見張りをしてほしいと頼まれ、利益を折半する約束でこれを承諾し、乙と共にV方に赴いた。甲がV方の外で見張りをしている間に、乙はV方に侵入した。その後、甲は、不安になり、携帯電話で乙に「やっぱり嫌だ。俺は逃げる。」

と告げた上、その場から逃走した。乙は、甲の逃走を認識した後、V方内にいたVを発見し、
・同人に包丁を突き付けてその反抗を抑圧した上、現金を強取した。(強盗罪)【No.6】

【第3問】(配点：3)

次の【事例】及び【判旨】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、正しいものを2個選
びなさい。(解答欄は、【No.7】、【No.8】順不同)

【事 例】

甲は、自動車内でVにクロロホルムを吸引させて失神させた上、約2キロメートル離れた港ま
でVを運び、自動車ごと海中に転落させて溺死させようという計画の下、Vにクロロホルムを吸
引させた。甲は、Vが動かなくなったので、計画どおりVが失神したものと考え、港に運んで自
動車ごと海中に転落させた。Vの遺体の司法解剖の結果、甲の計画とは異なり、Vは溺死ではな
く、海中への転落前にクロロホルムの吸引により死亡していたことが判明した。

【判 旨】

甲の殺害計画は、クロロホルムを吸引させてVを失神させた上(以下「第1行為」という。)、
その失神状態を利用してVを港まで運び、自動車ごと海中に転落させ(以下「第2行為」という。)、
溺死させるというものであって、第1行為は第2行為を確実にかつ容易に行うために必要不可欠な
ものであったといえること、第1行為に成功した場合、それ以降の殺害計画を遂行する上で障害
となるような特段の事情が存しなかったと認められることや、第1行為と第2行為との間の時間
的場所的近接性などに照らすと、第1行為は第2行為に密接な行為であり、甲が第1行為を開始
した時点で既に殺人に至る客観的な危険性が明らかに認められるから、その時点において殺人罪
の実行の着手があったものと解するのが相当である。

【記 述】

1. ダンプカーに女性を引きずり込んで数キロメートル離れた人気のない場所まで連れて行き姦
淫しようという計画の下、抵抗する女性をダンプカーに引きずり込んだ上、計画どおり姦淫し
たが、引きずり込もうとした段階で加えた暴行により同女が負傷したという事例において強姦
致傷罪の成立を認める見解は、実行の着手時期に関してこの判旨の考え方と矛盾する。
2. この判旨は、甲がVにクロロホルムを吸引させた場所と殺害計画を実行しようとしていた港
との距離が約2キロメートルの距離にあったということを、実行の着手時期を決する上で考慮
している。
3. この判旨が第1行為を開始した時点で殺人罪の実行の着手を認めたのは、第1行為自体によ
ってVの死の結果が生じることを甲が認識・認容していたことを前提としている。
4. この判旨の立場に立てば、甲が第1行為によってVが死亡していることに気付き、自動車ご
とVを海中に転落させる行為に及ばなかった場合でも、甲に殺人既遂罪が成立する。
5. この判旨の立場に立てば、第1行為を行ってもそれ以降の殺害計画を遂行する上で障害とな
るような特段の事情が存在していたような場合には、甲に殺人未遂罪と重過失致死罪が成立す
ることになる。

【第4問】（配点：2）

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、甲に乙又は乙社に対する脅迫罪が成立するものの組合せは、後記1から7までのうちどれか。（解答欄は、【No.9】）

ア. 甲は、乙に対し、乙の妻の実兄である丙を殺害する旨告知し、乙は丙が殺されるかもしれない旨畏怖した。

イ. 甲は、乙株式会社総務課長丙に対して、乙社の商品不買運動を行って乙社の営業活動を妨害する旨告知し、丙は、乙社の営業活動が妨害されるかもしれない旨畏怖した。

ウ. 甲は、インターネット上の掲示板に乙が匿名で行った書き込みに対し、同掲示板に「そんな投稿をするやつには天罰が下る。」旨の書き込みを行い、これを閲覧した乙は、小心者だったことから、何か悪いことが起こるかもしれない旨畏怖した。

エ. 甲は、口論の末、乙に対し、「ぶっ殺すぞ。」と怒号した。この様子を見ていた周囲の人たちは、甲が本当に乙を殺害するのではないかと恐れたが、乙は剛胆であったため畏怖しなかった。

オ. 甲は、単身生活の乙に対し、「乙宅を爆破する。」旨記載した手紙を投函し、同手紙は乙方に配達されたが、同手紙には差出人が記載されていなかったことから、不審に思った乙は同手紙を開封しないまま廃棄した。

1. ア イ 2. ア ウ 3. ア エ 4. イ エ 5. イ オ
6. ウ エ 7. ウ オ

【第5問】（配点：3）

教授と学生A及びBは次の【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑤までの（ ）内に、後記アからケまでの【語句群】から適切な語句を入れた場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.10】）

【会 話】

教 授：犯人が被害者の住居に侵入した上で被害者を殺害した場合の住居侵入罪と殺人罪の罪数関係や、犯人が被害者の住居に侵入した上で被害者のお金を盗んだ場合の住居侵入罪と窃盗罪の罪数関係は、判例ではどうなるかな。

学生A：（①）です。

教 授：それでは、犯人が被害者の住居に侵入した上で、被害者を殺害し、その後に被害者のお金を盗もうと思い立って、現実にお金を盗んだ場合の住居侵入罪、殺人罪、窃盗罪の罪数関係は、判例ではどうなるかな。

学生B：住居侵入罪と殺人罪が（①）、住居侵入罪と窃盗罪が（①）となり、全体として（②）になります。

教 授：そうだね。このような場合をかすがい現象と言っているんだ。

それでは、犯人が路上で被害者を殺害し、その後に被害者のお金を盗もうと思い立ち、お金を盗んだ場合における殺人罪と窃盗罪の罪数関係は、判例ではどうなるかな。

学生A：（③）です。

教 授：住居侵入罪の法定刑の上限は懲役3年、窃盗罪の法定刑の上限は懲役10年、殺人罪で有期徒刑を選択した場合の法定刑の上限は懲役20年だけど、判例の立場によれば、前科のない犯人が被害者の住居に侵入した上で、被害者を殺害し、その後に被害者のお金を盗もうと思い立ち、お金を盗んだ事案における処断刑の上限は、それぞれの罪について有期徒刑を選択した場合にはどうなるだろう。

学生B：（④）です。

教 授：それでは、判例の立場で、前科のない犯人が路上で被害者を殺害し、その後に被害者のお金を盗もうと思い立ち、お金を盗んだ事案の処断刑の上限は、それぞれの罪について有期徒刑を選択した場合にはどうなるかな。

学生A：(⑤) です。

【語句群】

ア. 併合罪 イ. 牽連犯 ウ. 観念的競合 エ. 科刑上一罪 オ. 包括一罪
カ. 懲役20年 キ. 懲役25年 ク. 懲役30年 ケ. 懲役40年

1. ①イ ②エ ③ア ④カ ⑤ク
2. ①イ ②エ ③ア ④カ ⑤ケ
3. ①イ ②オ ③イ ④ケ ⑤カ
4. ①ウ ②エ ③ア ④ク ⑤キ
5. ①ウ ②オ ③イ ④ケ ⑤ク

〔第6問〕(配点：2)

詐欺罪又は恐喝罪に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、誤っているものを全て選んだ場合の組合せは、後記1から7までのうちどれか。(解答欄は、[No.11])

ア. 甲は、交通事故を装い保険会社から保険金をだまし取ろうと企て、自己の運転する自動車を道路脇の電柱に衝突させて自ら怪我をした。この場合、甲には、自動車電柱に衝突させた時点で、詐欺未遂罪が成立する。

イ. 甲は、警察官でないのに警察官を装い、窃盗犯人である乙に対し、「警察の者だが、取り調べる必要があるから差し出せ。」などと虚偽の事実を申し向けて盗品の提出を求め、これに応じなければ直ちに警察署に連行するかもしれないような態度を示したところ、乙は、逮捕されるかもしれないと畏怖した結果、甲に盗品を交付した。この場合、甲には、恐喝既遂罪が成立する。

ウ. 甲は、無銭宿泊を企て、宿泊代金を支払う意思も能力もないのに、これらがあるように装い、民宿を営む乙に対し、宿泊を申し込んだところ、乙は、他の民宿から甲が無銭宿泊の常習者であることを聞いていたため、甲に宿泊代金支払の意思も能力もないことが分かったが、甲に憐憫の情を抱き、甲を宿泊させた。この場合、甲には、詐欺未遂罪が成立するにとどまる。

エ. 甲は、通行中の乙から現金を喝取することを企て、乙に対し、反抗を抑圧するに至らない程度の脅迫を加えたところ、乙は、甲の脅迫により畏怖し、甲が乙の上着の内ポケットに手を入れて財布を抜き取ることを黙認した。この場合、甲には、恐喝未遂罪が成立するにとどまる。

オ. 甲は、偽札を作る意思がないのに、乙に対し、一緒に偽札を作ることを持ちかけた上、偽札を作る機材の購入資金にすると嘘を言って資金の提供を求め、その旨誤信した乙から同資金として現金の交付を受けた。この場合、甲には、詐欺未遂罪も、詐欺既遂罪も成立しない。

1. アイウ 2. アエオ 3. アオ 4. イウ 5. イオ 6. エ 7. エオ

〔第7問〕（配点：3）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.12]，[No.13] 順不同）

1. 甲は、Aを川の中に突き落として溺死させようと思い、橋の側端に立っていたAを突き飛ばしたところ、Aは落下する途中で橋脚に頭部を強打して即死した。甲には殺人既遂罪が成立する。
2. 甲は、乙に対し、Aを殺害するよう唆したところ、乙は、その旨決意し、夜道で待ち伏せした上、歩いてきた男をAだと思って包丁で刺し殺したが、実際には、その男はBであった。甲には殺人既遂罪の教唆犯が成立する。
3. 甲は、隣人Aの居宅の玄関前に置いてあった自転車を、Aの所有物と認識して持ち去ったが、実際には、同自転車は無主物だった。甲には遺失物等横領罪が成立する。
4. 甲は、駐車場に駐車中のA所有の自動車を見て、Aに対する腹いせに傷つけてやろうと思って石を投げたが、狙いがそれて、その隣に駐車中のB所有の自動車に石が当たってフロントガラスが割れた。甲には器物損壊罪が成立する。
5. 甲は、乙との間で、Aに暴行を加えることを共謀したところ、乙は、Aに対して暴行を加えている最中に興奮のあまり殺意を生じ、Aを殺害してしまった。甲には傷害罪の共同正犯が成立するととどまる。

〔第8問〕（配点：3）

信用毀損罪又は名誉毀損罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.14]，[No.15] 順不同）

1. 甲は、スーパーマーケットVに嫌がらせをする目的で、誰でも閲覧できるインターネット上の掲示板に「Vで買ったオレンジジュースに異物が混入していた。」旨の嘘の書き込みをした。甲には信用毀損罪は成立しない。
2. 教授甲は、数百人が出席している講演会で、日頃意見の対立するV教授がX県出身であったことから、誰のことを言っているかは分からないようにしつつ、「X県人は頭が悪い。」と述べた。甲には名誉毀損罪が成立する。
3. 甲は、以前交際していたV女が別の男性と婚約したことを知り、腹いせに、V女の両親に宛てて、「V女には他にも数人男がいる。V女の好色は目に余る。」などと嘘の事実を記載した手紙を匿名で郵送した。甲には名誉毀損罪は成立しない。
4. 甲は、インターネット上の書き込みを信じ、特段の調査をすることなく、誰でも閲覧できるインターネット上の掲示板に「ラーメン店Vの経営母体は暴力団Xである。」旨の真実に反する書き込みをした。甲には名誉毀損罪は成立しない。
5. 甲は、かつて甲をいじめたVが破産したことを知り、仕返しをするため、「Vは破産者である。」と書かれたビラを多数人に配布した。甲には信用毀損罪は成立しない。

〔第9問〕（配点：2）

緊急避難に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.16]、[No.17] 順不同）

1. 緊急避難の要件である「現在の危難」は、人の行為によるものに限られないから、自然災害もこれに含まれる。
2. 緊急避難が成立するのは、避難行為により避けようとした害が避難行為から生じた害の程度を超える場合に限られ、前者と後者が同等の場合には成立しない。
3. 緊急避難の要件である「現在の危難」が認められる場合であっても、第三者の正当な利益を侵害することは認められないから、現在の危難を避けるために第三者の法益を侵害したときには、緊急避難は成立しない。
4. 緊急避難の要件である「現在の危難」は、正当防衛の要件の「急迫不正の侵害」とは異なり、法益に対する侵害が現実存在することを意味し、侵害が差し迫っているだけでは足りない。
5. 避難行為から生じた害が避難行為により避けようとした害の程度を超えるが、危難を回避する方法がその避難行為以外に存在しなかった場合には、過剰避難が成立し得る。

〔第10問〕（配点：2）

犯人蔵匿罪又は犯人隠避罪に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から7までのうちどれか。（解答欄は、[No.18]）

- ア. 甲は、窃盗罪を犯して逃走中の友人乙及び丙をその事情を知らずながら自宅にかくまった。その時点で、警察は、乙に対する捜査を開始していたが、丙が乙の共犯であることについては把握していなかった。甲には、乙をかくまったことについて犯人蔵匿罪が成立するが、丙をかくまったことについて同罪は成立しない。
- イ. 甲は、乙が強制執行妨害目的財産損壊罪を犯したことを認識した上で乙をかくまったが、同罪の刑が罰金以上であることを知らなかった。甲には犯人蔵匿罪が成立する。
- ウ. 甲は、殺人罪を犯して逮捕勾留された乙に依頼され、乙の身代わり犯人として警察署に出頭し、自己が犯人であるという嘘の申告をした。甲には犯人隠避罪が成立する。
- エ. 甲は、強盗罪を犯した後、友人乙に事情を話して唆し、自己を隠避させた。甲には犯人隠避罪の教唆犯は成立しない。
- オ. 甲は、乙につき、傷害罪で逮捕状が発付されていることを知らずながら、乙をかくまった。その後、乙は犯罪の嫌疑が不十分であるという理由で不起訴処分となった場合、甲には犯人蔵匿罪は成立しない。

- | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1. ア イ | 2. ア ウ | 3. イ ウ | 4. イ エ | 5. ウ エ |
| 6. ウ オ | 7. エ オ | | | |

【第11問】（配点：3）

次の【事例】に引き続き事情に関する後記アからオまでの各【記述】を判例の立場に従って検討し、甲に殺人未遂罪の中止犯が成立する場合には1を、成立しない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No.19】から【No.23】）

【事 例】

甲は、殺意をもって、乙の頭部目掛けて包丁で1回切り付けたが、乙は、これを左腕で防いだため、左前腕部切創の傷害を負った。

【記 述】

ア. 乙の負った傷害は、全治約2週間の左前腕部切創にとどまり、生命に危険のある状態には至らなかった。甲は、更に乙に切り付けようとしたが、通行人が近づいてくるのを認めて、自己の犯行が発覚すると思い、その場から逃走した。【No.19】

イ. 乙は、前記左前腕部切創に起因する出血のため、早期に治療を受けなければ出血性ショックにより死亡する危険のある状態となった。甲は、乙に致命傷を与えたと思い、その場を立ち去ろうとしたが、乙から「助けてくれ。」と懇願されたため、憐憫の情を催し、通行人に「あそこに怪我人がいるから、あとはよろしく。」とだけ告げて立ち去った。乙は、その通行人が手配した救急車によって病院に搬送されて治療を受けた結果、死亡するに至らなかった。【No.20】

ウ. 乙の負った傷害は、全治約2週間の左前腕部切創にとどまり、生命に危険のある状態には至らなかった。しかし、甲は、乙に致命傷を与えたものと信じ込み、その場を立ち去った。【No.21】

エ. 乙の負った傷害は、全治約2週間の左前腕部切創にとどまり、生命に危険のある状態には至らなかった。甲は、更に乙に切り付けようとしたが、乙から「助けてくれ。」と懇願されたため、憐憫の情を催し、そのままその場から立ち去った。【No.22】

オ. 乙は、前記左前腕部切創に起因する出血のため、早期に治療を受けなければ出血性ショックにより死亡する危険のある状態となった。甲は、更に乙に切り付けようとしたが、乙から「助けてくれ。」と懇願されたため、憐憫の情を催し、乙を病院に搬送して治療を受けさせたが、乙は治療の甲斐なく出血性ショックにより死亡した。【No.23】

【第12問】（配点：3）

汚職の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、【No.24】、【No.25】順不同）

1. 収賄罪における「職務」とは、賄賂を收受する公務員の一般的な職務権限に属するとともに、本人が現に具体的に担当している事務であることを要する。
2. あつせん収賄罪が成立するためには、公務員が積極的にその地位を利用してあつせんすることは必要ではないが、少なくとも公務員としての立場であつせんすることを要し、単なる私人としての行為では足りない。
3. 第三者供賄罪において、賄賂の供与を受ける第三者は、自然人に限られない。
4. 公務員が一般的職務権限を異にする他の部署に異動した後に、前の職務に関して賄賂を收受した場合でも、收受の当時において公務員である以上、収賄罪は成立する。
5. 刑法上、賄賂の目的物は、有体物に限られないが、財産上の利益でなければならない。

〔第13問〕（配点：2）

責任能力に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものの個数を後記1から5までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.26]）

ア．犯行時に14歳未満であっても、公訴を提起する時点で14歳に達していれば、刑事責任能力が認められる。

イ．犯行時に成年に達していても、犯行時の知能程度が12歳程度であった場合には、刑事未成年者に関する刑法第41条が準用される。

ウ．犯行時に心神耗弱の状態にあったと認められれば、刑が任意的に減輕される。

エ．犯行時に事物の是非善悪を弁識する能力が著しく減退していても、行動を制御する能力が十分に保たれていれば、完全責任能力が認められることがある。

オ．飲酒当初から飲酒後に自動車を運転する意思があり、実際に酩酊したまま運転した場合、運転時に飲酒の影響により心神耗弱の状態であっても、完全責任能力が認められることがある。

1. 1個 2. 2個 3. 3個 4. 4個 5. 5個

〔第14問〕（配点：2）

住居侵入罪又は建造物侵入罪に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.27]）

ア．甲は、父親乙と居住していた実家から長期間家出していたが、強盗の目的で、共犯者丙と一緒に、深夜、乙方内に入った。丙には住居侵入罪が成立するが、甲には住居侵入罪は成立しない。

イ．甲は、乙が現に住んでいるアパートの居室内にのぞき目的で入ったが、同居室は乙の家賃の滞納により既に賃貸借契約が解除されていた。甲には住居侵入罪が成立する。

ウ．甲は、門塀が設けられるとともに、看守者が置かれ出入りが制限されている工場の敷地内に窃盗の目的で立ち入ったが、工場の建物に入る前に逮捕された。甲には建造物侵入未遂罪が成立するとどまる。

エ．甲は、強盗の目的で乙方に行き、その意図を隠した上、玄関前で「こんばんは。」と挨拶したところ、乙が「お入り。」と答えたので乙方内に入った。甲には住居侵入罪は成立しない。

オ．甲は、交通違反の取締りに当たる捜査車両の車種やナンバーをのぞき見るため、外部からの立入りが制限され、内部をのぞき見ることができない構造になっている警察署の高さ約3メートル、幅30センチメートルのコンクリート塀の上に登り、その上部に立って中庭を見たが、塀から降りて中庭に立ち入る意思はなかった。甲には建造物侵入罪が成立する。

1. ア イ 2. イ ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第15問】（配点：2）

次の【事例】に関する後記1から5までの各【記述】を判例の立場に従って検討し、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.28]、[No.29] 順不同）

【事 例】

甲と乙は、V経営の食料品店で買った弁当を食べたら食中毒になった旨の嘘を言って因縁を付けてVを脅迫するとともに、同人に軽度の暴行を加え、これらの暴行・脅迫により同人を畏怖させて、損害賠償金为名目で50万円を支払わせ、これを分配することを計画した。乙は、計画に従い、同店に行き、Vに対し、「この店の弁当を食べたら食中毒になった。店の営業を続けたければ50万円払え。払わないと、この店の弁当で食中毒になったと書いたビラをばらまくぞ。」と語気鋭く申し向けた上、Vの額を手の平で軽くたたいた。Vは、これをよけようとした際、バランスを崩して転倒し、全治約1週間を要する後頭部打撲の怪我を負った。

Vは、乙が食中毒になったことは嘘であると気付いたが、乙の要求に応じないと、更に暴力を振るわれたり、店を中傷するビラをまかれるかもしれないと畏怖し、手持ちの現金30万円を乙に渡し、残りの20万円は翌日支払うことで乙を納得させた。

乙は、同店を出て、甲と会い、前記経緯を説明した上、Vから受け取った30万円のうち15万円を分け前として甲に渡した。

乙は、翌日、同店を訪れてVから残りの20万円を受け取ろうとしたが、通報を受けた警察官が同店近くにいたので、20万円の受取は断念した。

乙は、甲に事前に相談することなく、腹いせに、「V経営の食料品店で買った弁当を食べた客が食中毒になった。」という虚偽の事実が書かれたビラを多数の者に配った。

なお、甲は、乙がVに怪我を負わせることや前記ビラを配ることを予想していなかった。

【記 述】

1. Vに怪我を負わせたことについて、甲には、傷害罪は成立しない。
2. Vに怪我を負わせたことについて、乙には、傷害罪が成立する。
3. Vに30万円を交付させたことについて、甲及び乙には、恐喝既遂罪が成立する。
4. 虚偽のビラを配ったことについて、甲には、信用毀損罪も業務妨害罪も成立しない。
5. 乙から15万円を受け取ったことについて、甲には、盗品等無償譲受け罪が成立する。

【第16問】（配点：3）

次の【事例】及び【判旨】に関する後記アからエまでの各【記述】を検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエまでの順に [No.30] から [No.33]）

【事 例】

甲は、友人乙及び丙女と深夜歩道上で雑談していたところ、通り掛かったVから因縁を付けられ、Vが丙女の髪をつかんで引きずるなどの暴行を加えたため、乙と共に、丙女への暴行をやめさせるためにVの顔面を殴るなどした（以下、甲と乙が共にVの顔面を殴るなどした行為を「第1行為」という。）。Vは、一旦丙女への暴行をやめたものの、その後も甲らに悪態をついたため、更に乙においてVの顔面を殴ったところ（以下、乙がVの顔面を殴った行為を「第2行為」という。）。Vが転倒して重傷を負った。第2行為の際、甲はVに対し暴行を加えることも、乙の行為を制止することもなかった。

【判 旨】

相手方の侵害に対し、複数人が共同して防衛行為としての暴行に及び、相手からの侵害が終了した後に、なおも一部の者が暴行を続けた場合において、侵害現在時における暴行が正当防衛と認められる場合には、侵害終了後の暴行については、侵害現在時における防衛行為としての暴行の共同意思から離脱したかではなく、新たに共謀が成立したかどうかを検討すべきであり、共謀の成立が認められるときに初めて侵害現在時及び侵害終了後の一連の行為を全体として考察し、

防衛行為の相当性を検討すべきであるところ、甲に関しては、第1行為については正当防衛が成立し、第2行為については乙との間に新たに共謀が成立したとは認められないのであるから、第1行為と第2行為とを一連一体のものとして総合評価する余地はない。

【記述】

- ア. この判旨は、甲らによる第1行為が正当防衛に当たることから、第1行為と第2行為とを一連一体のものとして考慮するためには、第2行為についての新たな共謀が必要だと考えている。[No.30]
- イ. この判旨は、甲らによる第1行為が正当防衛に当たることから、甲が乙による第2行為を防止する措置を講じなかったにもかかわらず、甲に共謀関係からの離脱を認めたものである。[No.31]
- ウ. 共同正犯について「構成要件に該当する違法な行為を共謀することによって成立する」と考える見解に立つと、この事例における甲の罪責について、この判旨と結論において一致することはない。[No.32]
- エ. この判旨の立場からは、甲に第2行為についての新たな共謀が認められる場合には、甲に過剰防衛が成立する余地はない。[No.33]

【第17問】（配点：3）

放火罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選りなさい。（解答欄は、[No.34]、[No.35] 順不同）

1. 甲は、日頃恨みを持っていたVの所有する自動車に止めてある駐車場に出向き、同車にガソリンをかけて火をつけ、同車を焼損させたところ、同駐車場に駐車されていた第三者が所有する自動車10台に延焼する危険が生じたものの、駐車場が住宅地から離れていたため、住宅その他の建物に延焼する危険は生じなかった。甲には建造物等以外放火既遂罪は成立しない。
2. 甲は、周囲に他の住宅のない場所に空家を所有する乙から、同家屋に付された火災保険金をだまし取る計画を持ちかけられ、これに応じることとし、同家屋に立て掛けてあった薪に灯油をかけて火をつけたところ、火は同家屋の取り外し可能な雨戸に燃え移ったが、たまたま降り出した激しい雨によって鎮火した。甲には他人所有非現住建造物等放火未遂罪が成立するにとどまる。
3. 甲は、深夜、本殿・祭具庫・社務所・守衛詰所が木造の回廊で接続され、一部に火を放てば他の部分に延焼する可能性がある構造の神社の祭具庫壁付近にガソリンをまいてこれに火をつけた。その結果、無人の祭具庫は全焼したものの、Vらが現在する社務所・守衛詰所には、火は燃え移らなかった。甲には現住建造物等放火既遂罪が成立する。
4. 甲は、日頃恨みを持っていたVが居住するマンション内部に設置されたエレベーターのかご内に、ガソリンを染み込ませて点火した新聞紙を投げ入れて放火し、エレベーターのかごの内部を焼損させた。甲には現住建造物等放火未遂罪が成立するにとどまる。
5. 甲は、妻所有の一戸建て木造家屋に妻と二人で暮らしていたところ、ある日、同家屋内において、口論の末に激昂して妻を殺害し、その直後に犯跡を隠すため、同家屋に火をつけて全焼させたが、周囲の住宅には燃え移らなかった。甲には現住建造物等放火既遂罪が成立する。

【第18問】（配点：3）

次の【事例及び裁判所の判断】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、【No.36】）

【事例及び裁判所の判断】

被告人ら複数名が、被害者に対し、マンションの居室内において、長時間にわたって激しい暴行を加えたところ、被害者が、隙を見て同居室から逃走した上、被告人らに極度の恐怖感を抱き、その追跡から逃れるため、逃走を開始してから約10分後、上記マンションから約800メートル離れた高速道路内に進入し、疾走してきた自動車に衝突されて死亡したという傷害致死被告事件において、裁判所は、「被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、危険な行為ではあるが、被害者は、被告人らの激しい暴行を受けて極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない。そうすると、被害者が高速道路に進入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価することができるから、被告人らの暴行と被害者の死亡との間の因果関係は肯定することができる。」旨の判断を示した。

【記述】

1. この裁判所の考え方によれば、上記事例において、高速道路内に進入する以外に被害者にとって容易にとり得る他の安全な逃走経路があり、そのことを被害者が認識していたにもかかわらず、あえて被害者が高速道路に進入した場合には、因果関係を否定する判断に結び付きやすいといえる。
2. この裁判所の考え方は、被告人らの行為の危険性が現実化したか否かという観点から、逃走した被害者の行動が、被告人らの暴行による心理的・物理的な影響に基づくか否かを検討することによって、因果関係の存否を判断しているものと評価することも可能である。
3. この裁判所の考え方によれば、上記事例において、被告人らが被害者に加えた暴行が短時間かつ軽微なもので、被害者も強い恐怖感を抱かなかった場合には、因果関係を否定する判断に結び付きやすいといえる。
4. この裁判所の考え方は、被告人らの行為と被害者の死亡の結果との間に事実的なつながり（条件関係）が存在することを前提にした上で、被告人らの行為の後に被害者による危険な逃走行為が介在した場合における因果関係の存否を判断していると評価することも可能である。
5. この裁判所の考え方によれば、上記事例において、被害者が暴行を受けたマンションの居室内から逃げ出し、同マンションに面した一般道路に慌てて飛び出したところ、自動車に衝突されて死亡したという場合であれば、因果関係を否定する判断に結び付きやすいといえる。

【第19問】（配点：2）

次の1から5までの各記述のうち、事後強盗の予備行為に強盗予備罪の成立を認める見解の根拠となり得るものを2個選びなさい。（解答欄は、【No.37】、【No.38】順不同）

1. 窃盗の実行に着手した後、財物窃取前に被害者に発見されたため、同人に暴行・脅迫を加えて財物を強取するいわゆる居直り強盗の場合と、事後強盗の場合を、予備段階で区別するのは実際上困難であり、両者の処罰に差異を設けることは妥当でない。
2. 条文の配置上、事後強盗罪の処罰規定が強盗予備罪の処罰規定の後に規定されていることを考慮すべきである。
3. 実質的に窃盗の予備を処罰することになる。
4. 事後強盗罪に関する刑法第238条は、「強盗として論ずる。」と規定している。
5. 事後強盗罪は、窃盗犯人であることを身分とする身分犯であり、身分犯の予備行為は、身分者でなければ行うことができない。

〔第20問〕（配点：2）

没収と追徴に関する次の【記述】中の①から⑧までの（ ）内に、後記アからシまでの【語句群】から適切な語句を入れた場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.39〕）

【記述】

「刑法第19条により没収の対象とされているのは、例えば、犯罪を組成した物として（①）、犯罪行為の用に供した物として（②）、犯罪行為によって生じた物として（③）、犯罪によって得た物として（④）がある。同条は、任意的な没収を定めた規定であるが、刑法上、必要的没収となるものとしては、（⑤）がある。没収は、罰金、（⑥）と並ぶ財産刑の一種であり、（⑦）を言い渡す場合に付加して言い渡すことができるものである。これに対し、追徴は、没収が不能となった場合に認められる（⑧）である。」

【語句群】

ア．殺人に使用された包丁 イ．賭博に勝って得た金品
ウ．文書偽造罪における偽造文書 エ．偽造文書行使罪における偽造文書
オ．犯罪行為の報酬として得た金銭 カ．収受した賄賂 キ．過料 ク．科料
ケ．自由刑 コ．主刑 サ．換刑処分 シ．付加刑

1. ①ウ ②ア ③エ ④カ ⑤オ ⑥ク ⑦ケ ⑧シ
2. ①ウ ②エ ③イ ④オ ⑤ア ⑥キ ⑦コ ⑧サ
3. ①エ ②ア ③ウ ④イ ⑤カ ⑥ク ⑦コ ⑧サ
4. ①エ ②ア ③ウ ④オ ⑤カ ⑥ク ⑦コ ⑧シ
5. ①カ ②エ ③ウ ④イ ⑤オ ⑥キ ⑦ケ ⑧シ

〔第21問〕（配点：3）

次のⅠ及びⅡの【見解】は、逮捕状が発付されている被疑事実についての緊急逮捕の可否に関するものである。次のアからオまでの【記述】のうち、Ⅰの見解について述べたものには1を、Ⅱの見解について述べたものには2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に〔No.40〕から〔No.44〕）

【見解】

- Ⅰ．緊急逮捕は許されない。
- Ⅱ．緊急逮捕の要件さえ備わっていれば、緊急逮捕も許される。

【記述】

- ア．この見解に対しては、二重逮捕の危険を生ぜしめるのではないかという批判がある。〔No.40〕
- イ．逮捕後にできる限り速やかに逮捕状を示すことができないことが予想されれば、逮捕状の緊急執行は相当でないから、この見解によれば、手元に逮捕状を有しない司法警察員がいわゆる指名手配の対象となっている被疑者を発見したとしても、被疑者を直ちに逮捕できないこともあり得る。〔No.41〕
- ウ．この見解は、現行法上逮捕状が裁判官の命令状とは解し難いことや、捜査官が逮捕状により逮捕の執行を義務付けられているわけではないことを根拠としている。〔No.42〕
- エ．逮捕状の緊急執行の場合、遅くとも勾留請求のときまでに逮捕状を被疑者に呈示する必要があるが、逮捕後の逮捕状の呈示が遅れた結果、法定の制限時間内に勾留請求ができなかったとしても、例外的に刑事訴訟法第206条により制限時間不遵守の免責を受け得る余地があるから、この見解に立ったとしても、実際上の不都合はない。〔No.43〕
- オ．この見解に立ったとしても、いわゆる指名手配の対象となっている被疑者に関しては、逮捕状の発付を数通受けて要所に送付しておけば、被疑者を発見した場合に直ちに逮捕できないという結果を回避し得る。〔No.44〕

〔第22問〕（配点：2）

被疑者の勾留に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.45]）

- ア. 裁判官は、被疑者の勾留期間の延長をする旨の裁判をする際、被疑者に対し被疑事件を告げこれに関する陳述を聴く手続を行わなければならない。
- イ. 裁判官が、検察官から勾留の請求があった翌日に、被疑者を勾留する旨の裁判をした場合でも、検察官は、勾留の請求をした日から10日以内に公訴を提起しないときは、勾留期間の延長が認められた場合を除き、直ちに被疑者を釈放しなければならない。
- ウ. 裁判官は、検察官から勾留期間を10日間延長する請求があった場合でも、その延長期間を5日間とする裁判をすることができる。
- エ. 少年の被疑者については、勾留することができない。
- オ. 検察官は、適当と認めるときは、検察官自らの裁量により、勾留の執行を停止することができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第23問〕（配点：2）

捜査機関が行う写真等の撮影に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No.46]）

- ア. 何人もみだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有しているから、公道を歩行中の人に対する警察官による容貌等の写真撮影は、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がない場合には、現に犯罪が行われ若しくは行われた後がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性及び緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるとき以外は許されない。
- イ. 身体の拘束を受けている被疑者は、既に身体の拘束という強制処分を受けている以上、ある程度の処分は別個の令状なくして許されるから、身体検査令状の発付を受けることなく、被疑者を全裸にしてその身体を写真撮影することができる。
- ウ. 捜査機関が、捜査の必要のため、宅配便業者の了解を得て、その運送過程下にある宅配便荷物を借り受けた上、荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、これに外部からエックス線を照射して内容物の射影を撮影する行為は、宅配便荷物の外部から照射したエックス線の射影により内容物の形状や材質をうかがい知ることができるにとどまるから、プライバシー等の侵害の程度が大きいとはいえない上、占有者である宅配便業者の承諾を得て行っているものであるから、検査対象を不審な宅配便荷物に限定して行う場合には、任意捜査として許容される。
- エ. 捜査官が被疑者に犯行状況を再現させた結果を記録した実況見分調書で、立証趣旨を「犯行状況」とする書面の写真部分については、弁護人が証拠とすることについて同意しなかった場合であっても、刑事訴訟法第321条第3項所定の要件のほか、同法第322条第1項所定の要件を満たせば証拠能力が認められる。
- オ. 捜査機関は、搜索差押許可状による搜索差押えの際に、搜索差押えに付随する処分として、搜索差押許可状を立会人に示している状況や、搜索の現場で差し押さえるべき物が発見された状況を写真撮影することができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第24問〕（配点：3）

告訴に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例に照らして、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.47]）

ア. 弟甲から宝石を盗まれたとして同居していない姉Aが告訴した。捜査の結果、甲が宝石と一緒に現金を盗んでいたことが判明したが、Aは追加の告訴をしなかった。この場合、検察官が宝石と現金を窃取した事実で甲を起訴しても、親告罪について告訴のない事実を起訴したことにならない。

イ. 弟甲から宝石を盗まれたとして同居していない姉Aが告訴したが、後に告訴を取り消した。捜査の結果、甲が宝石と一緒に現金を盗んでいたことが判明したため、Aはこの現金を窃取した事実を告訴した。この場合、検察官が現金を窃取した事実で甲を起訴しても、親告罪について告訴のない事実を起訴したことにならない。

ウ. 弟甲から宝石を盗まれたとして同居していない姉Aが告訴した。捜査の結果、甲が宝石と一緒にAと同居している妹Bからも現金を盗んでいたことが判明したが、Bは告訴しなかった。この場合、検察官が宝石と現金を窃取した事実で甲を起訴しても、親告罪について告訴のない事実を起訴したことにならない。

エ. 胸を触られ強姦されそうになったことは許せない旨の強姦未遂の告訴を被害者から受けて捜査をした結果、強制わいせつの事実が判明した場合、被害者による強姦未遂の告訴は、それより軽い強制わいせつの事実を当然包含しているから、検察官が強制わいせつの事実で起訴しても、親告罪について告訴のない事実を起訴したことにならない。

オ. 深夜無理やり自動車に連れ込まれ強姦されそうになったことは許せない旨の強姦未遂の告訴を被害者から受けて捜査をした結果、わいせつ目的略取未遂の事実が判明した場合、強姦未遂罪とわいせつ目的略取未遂罪は、観念的競合又は牽連犯の関係に立ち、一方が他方を包含する関係にないが、被害者による強姦未遂の告訴があれば、検察官がわいせつ目的略取未遂のみの事実で起訴しても、親告罪について告訴のない事実を起訴したことにならない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第25問〕（配点：3）

次のアからオまでの各記述のうち、検察官の権限として認められていないものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No.48]）

ア. 被疑者を緊急逮捕すること

イ. 殺人事件の被疑者につき、公訴を提起しないこと

ウ. 起訴された被告事件のみで勾留されている被告人と弁護人との接見に関し、その日時、場所及び時間を指定すること

エ. 有罪判決に対して控訴すること

オ. 刑の執行を指揮すること

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

〔第26問〕（配点：2）

検察官の公訴に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No.49]）

- ア. 犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。
- イ. 検察官は、立証の難易等諸般の事情を考慮し、一罪を構成する行為の一部を起訴することができる。
- ウ. 公訴の取消しは、公判期日における冒頭手続終了後にあっては、被告人の同意を得なければその効力を生じない。
- エ. 公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、犯罪事実につき新たに重要な証拠を発見した場合であっても、同一事件について更に公訴を提起することはできない。
- オ. 検察官が公訴の提起と同時にする即決裁判手続の申立ては、即決裁判手続によることについての被疑者の同意がなければ、これを行うことができない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第27問〕（配点：3）

保釈に関する次のアからオまでの各記述を検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に [No.50] から [No.54]）

- ア. 裁判所は、保釈を許す場合だけでなく、保釈の請求を却下する場合にも、検察官の意見を聴かなければならない。[No.50]
- イ. 定まった住居を有する被告人が、逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるということのみを理由に勾留されている場合、被告人から保釈の請求があったときは、裁判所は保釈を許さなければならない。[No.51]
- ウ. 裁判所は保釈を許す場合、保釈保証金の没取という威嚇以外の手段により被告人の出頭を確保することができると思えるときは、保証金額を定めないのである。[No.52]
- エ. 裁判所は、勾留されている被疑者から保釈の請求があった場合には、捜査機関からの出頭要請に応じることや被害者等との接触禁止など適当な条件を付して、保釈を許すことができる。[No.53]
- オ. 保釈中の被告人に対して懲役4年の刑に処する判決の宣告があったときであっても、判決が確定しなければ、被告人を刑事施設に収容することはできない。[No.54]

〔第28問〕（配点：3）

証拠調べに関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.55]）

- ア. 裁判員裁判において、被告人又は弁護人は、証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときには、検察官の立証が終了した後被告人側の立証を始めるに当たり、冒頭陳述によりその主張を明らかにしなければならない。
- イ. 公判期日において検察官が証拠書類又は証拠物の取調べを請求する場合には、あらかじめ被告人又は弁護人に閲覧する機会を与えなければならない、弁護人が証拠書類又は証拠物の取調べを請求する場合には、あらかじめ検察官に閲覧する機会を与えなければならない。
- ウ. 弁護人から鑑定の請求があった場合、裁判所は、これを採用するか却下するかについて参考にするため、検察官に、刑事訴訟法第326条の同意をするかどうか聴かなければならない。
- エ. 証拠調べの請求は、証拠と証明すべき事実との関係を具体的に明示して行わなければならない、裁判所は、その関係が明らかにされていないときは、証拠調べの請求を却下することができる。

オ。地方裁判所の証拠決定について法令の違反があるときは、これに不服がある当事者から、審理の終結を待たず、高等裁判所に対して不服申立てをすることができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第29問〕（配点：3）

次の【事例】は、甲に対する強盗殺人被告事件の公判前整理手続におけるやり取りである。このやり取りに関する後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.56]）

【事 例】

裁判長：それでは、甲に対する強盗殺人被告事件に関する第1回の公判前整理手続を開始します。

本期日においては、被告人が公判前整理手続に出頭しています。被告人、名前と生年月日を教えてください。

被告人：甲です。昭和37年10月10日生まれです。

裁判長：被告人は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができます①。分かりましたか。

被告人：はい。分かりました。

裁判長：検察官からは、裁判所に対し、あらかじめ証明予定事実記載書面が提出され②、併せて、証拠等関係カード記載の証拠の取調べ請求がされています。検察官、証明予定事実と請求証拠については、これらの書面のとおりでよろしいですか。

検察官：はい。

裁判長：弁護人は、検察官からこれらの書面を受け取っていますか。

弁護人：はい。あらかじめ送付を受けました③。

裁判長：請求証拠について開示を受けましたか。

弁護人：はい。証拠の開示を受けております④。

裁判長：弁護人、刑事訴訟法第316条の15に規定する類型証拠の開示を受けていますか。

弁護人：幾つか証拠の開示を受けていますが、弁護人としては、一部の類型については更に刑事訴訟法第316条の15に規定する類型証拠の開示を求めたいと考えています⑤。

【記 述】

ア。①については、裁判所は、刑事訴訟法上、被告人を出頭させて公判前整理手続をする場合に、被告人に対し告知しなければならない。

イ。②については、検察官は、刑事訴訟法上、裁判所に対し、証明予定事実記載書面の提出をしなくてもよい。

ウ。③については、検察官は、刑事訴訟法上、弁護人に対し、証明予定事実記載書面の送付をしなくてもよい。

エ。④については、検察官は、刑事訴訟法上、弁護人に対し、取調べ請求に係る証拠書類や証拠物を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えなければならない。

オ。⑤については、弁護人は、刑事訴訟法第316条の15に規定する類型証拠の開示請求をするに当たり、具体的に主張を明示しなければならない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第30問〕（配点：2）

犯罪の証明に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No.57]）

- ア．裁判所は、被告事件について犯罪の証明があったときは、同事件について刑を免除するときを除き、判決で刑の言渡しをしなければならない。
- イ．刑事裁判の有罪認定に当たって必要とされる「合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証」とは、反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能とする趣旨である。
- ウ．裁判員の関与する判断に関しては、証拠の証明力は、それぞれの裁判官及び裁判員の自由な判断に委ねる。
- エ．一般的に、情況証拠は、直接証拠に比べて証明力が低く、情況証拠により事実認定を行う場合は、直接証拠により事実認定を行う場合と比べてより慎重な判断が求められることから、反対事実の存在の可能性を許さないほどの確実性がなければならない。
- オ．略式手続においては、書面審理による迅速な判断が要求されることから、犯罪の証明は証拠の優越で足りる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第31問〕（配点：2）

次の教授と学生A及びBの【会話】は、刑事訴訟法第319条第1項に関するものである。①から⑧までの（ ）内に入る適切な語句を後記aからkまでの【語句群】から一つずつ選んで入れた場合、組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。なお、①から⑧までの（ ）内にはそれぞれ異なる語句が入る。（解答欄は、[No.58]）

【会 話】

教 授：刑事訴訟法第319条第1項は、「任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない」と規定していて、任意性のない自白の（①）を否定していますが、その根拠についてはどんな考え方があるかね。

学生A：まず、一つ目として、任意性のない自白は、その内容が（②）おそれがあり、誤判防止のため排除されるべきとする説があります。

教 授：この説に対しては、任意性のない自白でも、その内容が（③）と認められれば、証拠として許容される可能性があるのではないかという批判があるね。ほかにどんな考え方があるかな。

学生B：二つ目として、任意性のない自白は、（④）等を保障するため排除されるべきとする説があります。でも、この説については、（⑤）に関する事実認定が困難ではないかという批判があります。

教 授：三つ目として、一つ目の説と二つ目の説を統合した考え方もあるね。

学生A：四つ目として、任意性のない自白は、（⑥）により得られた結果として排除されるべきとする説もあります。この説は、先ほどの三つの説と違い、（⑦）側から（⑧）側に視点を移して、取調べ方法を問題にするものです。

学生B：この説については、（⑥）により得られた自白の全てが刑事訴訟法第319条第1項により排除されるという結論になりやすく、規定の文言上無理があるという批判があります。

【語句群】

- a. 被告人 b. 取調官 c. 違法な手続 d. 虚偽ではない e. 虚偽である
f. 黙秘権 g. 自由心証主義 h. 証明力 i. 証拠能力

- j. 供述者の主観的な心理状態 k. 客観的な取調べ状況
1. ①i ④f 2. ②e ④g 3. ③d ⑤k 4. ⑤j ⑦b 5. ⑥c ⑧a

〔第32問〕（配点：3）

次の【事例】に関する甲を有罪とするのに必要な甲の自白の補強証拠について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。なお、甲の自白及び各証拠について、その証拠能力及び証明力には問題はないものとする。（解答欄は、[No.59]）

【事 例】

甲は、平成23年4月3日、H警察署を訪れ、同署司法警察員Xに対し、「乙と一緒にV1を殺害する計画を立てた。その計画は、乙がV1をH市内の岸壁に呼び出し、私が普通乗用自動車を運転してV1を跳ね飛ばして殺害し、V1の死体を海に捨てるというものであった。実際、私は、この計画どおり、平成23年2月3日午後9時頃、前記岸壁において、普通乗用自動車を運転し、乙が呼び出したV1を跳ね飛ばして殺害し、乙と一緒にV1の死体を海に捨てた。ちなみに、私は、これまで、一度も運転免許を取得したことがない。また、私は、平成22年12月8日、H市内にあるアパートの一室に侵入して現金10万円と時計1個を盗んだ。その後に確認したところ、私が盗みに入ったアパートの住人はV2だと分かった。」などと、道路交通法違反（無免許運転）、殺人、死体遺棄、住居侵入、窃盗の罪を自白した。そこで、司法警察員Xは、この自白を内容とする供述調書を作成した。その後、甲は、平成23年4月5日、司法警察員Xに述べたことと同じ内容を記載した知人A宛ての手紙を作成した上、これをAに郵送した。

【記 述】

ア. 甲を道路交通法違反（無免許運転）の罪で有罪とするには、甲が無免許であることについての補強証拠が必要不可欠であり、この証拠がない限り、甲を道路交通法違反（無免許運転）の罪で有罪とする余地はない。

イ. 甲を殺人、死体遺棄の罪で有罪とするには、V1の死体を写真撮影した写真撮影報告書等V1の死体の発見を前提とする補強証拠が必要不可欠であり、V1の死体を発見できなかった場合には、甲を殺人、死体遺棄の罪で有罪とする余地はない。

ウ. 甲を殺人、死体遺棄の罪で有罪とするためには、Aに郵送された手紙以外の補強証拠が必要不可欠であり、甲の供述調書及びAに郵送された手紙以外の証拠がない場合には、甲を殺人、死体遺棄の罪で有罪とする余地はない。

エ. 甲を住居侵入、窃盗の罪で有罪とするには、平成23年4月3日より前にV2が前記被害を屈けていることについての補強証拠が必要不可欠であり、前記甲の自白を端緒に捜査を開始した結果、V2が前記被害に気付いて被害を屈けた場合、甲を住居侵入、窃盗の罪で有罪とする余地はない。

オ. 甲を現金10万円及び時計1個を窃取した旨の窃盗の罪で有罪とするには、V2が被害直後に現金10万円と時計1個を窃取された旨の被害を屈けていた場合であっても、被害金品の所在又は用途についての補強証拠が必要不可欠であり、たとえ、甲から押収した被害に係る時計1個が証拠として存在しても、被害に係る現金10万円の用途を全て明らかにする補強証拠がない限り、甲を現金10万円及び時計1個を窃取した旨の窃盗の罪で有罪とする余地はない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第33問】（配点：2）

次の【記述】は、酒酔い・酒気帯び鑑識カードの証拠能力に関する最高裁判所の判例を要約したものである。【記述】中の①から③までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.60】）

【記述】

本件「化学判定」欄は、甲警察署巡査Aが被疑者の呼気を通した飲酒検知管の着色度を観察して比色表と対照した検査結果を検知管の示度として記入したものであり、また、被疑者の外部的状態に関する記載のある欄は、同巡査が被疑者の言語、動作、酒臭、外貌、態度等の外部的状態に関する所定の項目につき観察した結果を所定の評語に印を付ける方法によって記入したものであって、本件「酒酔い・酒気帯び鑑識カード」のうち以上の部分は、同巡査が、被疑者の酒酔いの程度を判断するための資料として、被疑者の状態につき前記のような検査、観察により認識した結果を記載したものであるから、紙面下段の調査の日時の記載、同巡査の記名押印とあいまって、①（a. 刑事訴訟法第321条第3項にいう「検証の結果を記載した書面」 b. 刑事訴訟法第321条第4項にいう「鑑定経過及び結果を記載した書面」）に当たるものと解するのが相当である。（中略）「外観による判定」欄の記載は、同巡査が被疑者の外部的状態を観察した結果を記載したものであるから、②（a. 検証 b. 鑑定）の結果を記載したものと認められる。（中略）本件「酒酔い・酒気帯び鑑識カード」のうち被疑者との問答の記載のある欄は、同巡査が所定の項目につき質問をしてこれに対する被疑者の応答を簡単に記載したものであり、③（a. 被疑者が作成した供述書として刑事訴訟法第322条第1項の書面 b. 同巡査作成の捜査報告書たる性質のものとして刑事訴訟法第321条第1項第3号の書面）に当たるものと解するのが相当である。

1. ① a ② a ③ a
2. ① a ② a ③ b
3. ① a ② b ③ a
4. ① b ② b ③ b
5. ① b ② b ③ a

【第34問】（配点：2）

鑑定に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、【No.61】）

1. 当事者の一方が鑑定を請求した場合、裁判所が鑑定を決定するについては、相手方又はその弁護人に意見を述べる機会を与えなければならない。
2. 裁判所は、選任した鑑定人に鑑定を命ずるに先立ってその尋問を行うが、尋問を行うための召喚に当該鑑定人が応じないときは勾引することができる。
3. 鑑定人には、鑑定をする前に、宣誓をさせなければならない。
4. 鑑定人に鑑定の経過及び結果を報告させるに当たっては、鑑定書により報告させる方法のほか、口頭で報告させる方法も認められている。
5. 鑑定人作成の鑑定書を取り調べた後、鑑定の過程について説明を求めるため、当該鑑定人を証人として尋問することができる。

【第35問】（配点：2）

主尋問後に証人が所在不明になるなどの事情により反対尋問を経していない証人の証言の証拠能力に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.62]）

- ア. 伝聞証拠とは、反対尋問を経していない供述証拠であることを強調すると、反対尋問を受けておらず、伝聞証拠に当たることになるから、前記証言の証拠能力を否定する見解に結び付く。
- イ. 「公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない」という刑事訴訟法第320条第1項の文言を言葉どおりに解釈すると、前記証言の証拠能力を否定する見解に結び付く。
- ウ. 裁判官が証人の証言態度等を直接観察していることを重視すると、前記証言の証拠能力を否定する見解に結び付く。
- エ. 証人は、宣誓をしており、偽証罪による制裁という威嚇がある下での供述であることを重視すると、前記証言の証拠能力を肯定する見解に結び付く。
- オ. 前記証言が伝聞証拠に当たらないとの見解に立つても、反対尋問が実施できなくなった事情について証人申請をした当事者の責めに帰すべき理由がある場合には、手続的正義に反し、証拠能力が否定されると考えることも可能である。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第36問】（配点：2）

次のアからオまでの各手続のうち、殺人被告事件の手続への参加を許可された同事件の被害者の配偶者が、公判期日において行うことが認められないものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.63]）

- ア. 裁判所の許可を受けて証拠の取調べを請求すること
- イ. 被告人の更生可能性について述べた証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、裁判所の許可を受けて当該証人を尋問すること
- ウ. 裁判所の許可を受けて、犯行の動機について被告人に質問をすること
- エ. 裁判所に対し、強盗殺人罪の訴因への変更を請求すること
- オ. 検察官が懲役15年が相当であるとの意見を述べた後、裁判所の許可を受けて、「本件被告事件については無期懲役が相当である。」との意見を述べること

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第37問〕（配点：3）

次の【事例】に関する裁判について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.64]）

【事 例】

外国人である甲、乙、丙、丁及び戊は、共謀の上、平成23年4月1日、H県I市内において、被害者Vに対し、その顔面を多数回殴打するなどの暴行を加えてバッグ1個を強取したとして強盗罪によりH地方裁判所に起訴された。ちなみに、甲、乙、丙、丁及び戊は、いずれも、家庭裁判所に送致されることなく、成人として起訴された。その後、同年7月1日に開かれた第1回公判期日において、乙、丙、丁及び戊については、成人であることに間違いがないことが確認されたが、甲については、18歳であることが判明した。また、同公判において、結審した。

裁判所は、甲、乙及び丙については、強盗罪の共同正犯である旨の心証を抱いたが、丁については、「公訴事実記載のとおり、甲、乙及び丙と共にVに対してその顔面を多数回殴打するなどの暴行を加えたことに間違いはない。しかし、これは、Vを痛めつけるために行ったものであり、Vからバッグ1個を奪うためではない。Vからバッグ1個等財物を奪う話は誰からも聞いたこともない。」との丁の公判廷での供述のとおり、強盗罪の共謀までは認められず、前記強盗の手段である暴行につき、甲、乙及び丙と共に実行行為に関与したものとして共同暴行（暴力行為等処罰に関する法律第1条違反）の共同正犯にとどまる旨の心証を抱いた。さらに、戊については、犯罪の証明がない旨の心証を抱いた。

【記 述】

ア. 裁判所は、少年であることが判明した甲については、決定をもって、事件を家庭裁判所に移送しなければならない。

イ. 裁判所は、乙につき、有罪の言渡しをするには、罪となるべき事実のみならず、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならない。

ウ. 裁判所は、丙につき、有罪の言渡しをするには、宣告により判決を告知する必要があるが、宣告をせずに判決書謄本を丙に交付するだけでは、丙に判決を告知したことにはならない。

エ. 裁判所は、丁につき、強盗罪の訴因から暴力行為等処罰に関する法律違反の罪の訴因に変更する手続を採っていないことから、有罪の言渡しをする余地はない。

オ. 裁判所は、戊につき、無罪の言渡しをする場合には、決定ではなく、判決でなければならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

（参照条文）暴力行為等処罰に関する法律

第1条 団体若ハ多衆ノ威力ヲ示シ、団体若ハ多衆ヲ仮装シテ威力ヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ数人共同シテ刑法（明治40年法律第45号）第208条、第222条又ハ第261条ノ罪ヲ犯シタル者ハ3年以下ノ懲役又ハ30万円以下ノ罰金ニ処ス

〔第38問〕（配点：2）

準抗告に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No.65]）

1. 被疑者又は弁護人は、逮捕状を発付した裁判に対して準抗告をすることができる。
2. 検察官は、地方裁判所の裁判官がした勾留請求を却下する裁判に対して高等裁判所に準抗告をすることができる。
3. 被疑者又は弁護人は、司法警察員が録取した供述録取書の内容に不服がある場合、これに被疑者が署名したことの取消しを求める準抗告をすることができる。
4. 被疑者又は弁護人は、捜査機関が、捜索差押許可状に記載された「差し押さえるべき物」に該当しない印鑑を写真撮影した場合、これにより得られたネガ及び写真の廃棄又は引渡しを求める準抗告をすることができない。
5. 被告人又は弁護人は、第1回公判期日後の保釈請求を却下する裁判に対して準抗告をすることができる。

〔第39問〕（配点：3）

次のアからオまでの各記述のうち、刑事訴訟法の規定上、対象となっている事件の法定刑の軽重による差異が設けられていないものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.66]）

- ア. 現行犯人を逮捕することができる要件
- イ. 被疑者を勾留することができる要件
- ウ. 告訴をすることができる者の範囲
- エ. 公訴時効が完成する期間
- オ. 公判期日において、被害に関する心情その他被告事件に関する意見を陳述したい旨の申出ができる被害者の範囲

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第40問〕（配点：3）

被疑者、被告人及び弁護人の権利に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.67]）

- ア. 被疑者、被告人又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第1回の公判期日前に限り、裁判官に押収、搜索、検証、証人の尋問又は鑑定を処分を請求することができる。
- イ. 公判前整理手続期日には、被告人は、裁判所の許可がなければ出頭することができない。
- ウ. 検察官から取調べ請求がなされた証拠に対して同意又は不同意の意見を述べるのは、弁護人のみが有する権利である。
- エ. 被告人甲の弁護人は、裁判長に告げて、共同審理を受けている被告人乙の供述を求めることができるが、甲が乙の供述を求めることはできない。
- オ. 控訴審では、被告人自身が弁論をすることはできず、控訴趣意書を被告人が差し出した場合でも、それに基づく弁論は弁護人が行う。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ